

魚粕に草木灰を混用する等
のとあれば魚粕中に含有せ
る安母尼亞は離散すべく故
に過失を避けんには兩者を
別々に土地に施用すべし斯
くせば「アルカリ」の爲め
に分解されたる游離物の直
に土地に吸収さるゝを以て
少しも其思ふきなり

剝篤亞斯
凡そ農作物としてその生育
に剝篤亞斯を要せざるなき
は前に述へし如く剝篤亞斯
は磷酸及び安母尼亞に次で
我邦農家の肥培上至緊至要
なる三肥料の一にして其肥
料とし通常用ゐる得べきの

◎金子借用と乞ふ文

以手紙申上候愈々御勝福奉三南山一候却説先般御示談申置候商
品此度愈々買入方の談判相調ひ申候處御存しの通り先日某
事件にて金圓少々不足を來し候に付來る何日まで御繰替の上
金二百圓也丈御拜借仕度御開濟被下候は、早速證書相認め持
參可仕候右得御報度候早々頓首

◎書籍借用と乞ふ文

秋涼稍催し燈火親むべきの時候と相成候處愈御健康御研學の
由奉賀候却説貴兄御秘藏の哲學涓滴目下御用明にも候は、暫
時拜讀仕度二讀次第直に御完壁可仕候又自然御開濟にも候は
、何卒此者へ御授け被下度此段御依頼申候若又御閑暇にも候
は、御來遊被下度候不盡

◎右 復

愈々御清祥御勉強奉賀候扱て小生所藏の哲學涓滴御入用の由
にて御申越に相成儘かに承知仕候即ち此人に付して差上申候
間御緩りと御見覽被下度候拜復

◎旅中病に罹り迎ひと求むる文

以一書申上候扱て小生事過日來病氣にて平臥致し療養仕候へ
共何を申しても田舎の事には有之自然良醫も少く養生お手を
盡し候も寸効無之候頗る煩悶罷在旅中甚だ心細く御座候間歸
村仕度候に付至急迎ひの者一人御遣し被下度此段奉願上候早
々

◎待合と頼む文

拜啓陳本日の農事共進會見物の爲め御同伴り申様御約束申
上候處生憎今朝に至り無據用向出來仕り候に付少々遅刻可致
候間一足御先へ御出掛の上何町の何茶屋にて御待合被下間敷

剝篤亞斯的肥料は草木灰、
硝酸剝篤亞斯即ち硝石、硫
酸剝篤亞斯、及び鹽酸加里
等あり其他甜菜製糖及火酒
醸造後の残汁、海水より食
鹽を製したる後の母液は剝
篤亞斯を含有せるを以て此
を容易に得べき地への之を用
ゐて利ありとす
數多の試験に依るに剝篤亞
斯の作物の營養物を類化す
るに欠へからざるものなり
とす例へば蕎麥の如きは鹽
酸剝篤亞斯を施さざれば其
生育極めて微弱なりと云ふ
草木灰
草木灰と我邦古來實驗上よ

り肥料として效能あるを知り慣用したるものあり其成分は草木の種類により千差萬別なりと雖ども概して剣篤亞斯石灰に富めるものなりとす植物を燃焼し得べき量も植物の種類によりて差違ありと雖ども通常百分の一より一割とす草木灰に含有せる礦物は曹達、苦土、磷酸、硫酸酸化硅素等あり灰分中剣篤亞斯に次ぎて貴重なるものは燐酸なれども其の化合物は水の爲めに容易く溶解すべき性を備ふるに非らされば益なきものぞ知るべし灰分中剣篤亞斯は炭

哉甚だ恐入申候共實以て不得止事に付右御願申上度候草々

◎返濟金の延期を乞ふ文

愈々御繁昌奉賀候陳は先達て御拜借申上候金子愈々本月末を以て御返辨可仕候處色々不都合の出來事有之甚だ狼狽致し居候へば何卒御繰合を以て來月八日比まで御延期被下度御不都合かも不存候へ共強ひて御願申上候又來月の八日比にも相成候は、屹と相出來可申候へば其節には必ず御不都合相懸申間敷候先は御願まで勿々

◎留守宅を頼む文

拜啓兼て申上候通小生愈今朝を以て發足仕候就ては自身參上の上御願申上べき賦りに候ひしも今朝少々晏眠仕り最早汽車の發車時間に差迫り甚だ心忙敷候に付遂に欠禮仕候尤も御存之の通り家内は老人女子のみに候へば萬事御依頼申上度甚だ

婦女子の裁縫



御迷惑の御事に候へ共十五六日間に歸宅可仕候へば幾重にも宜敷御依頼申上候以上

◎手紙届方を依頼する文

近頃は御無沙汰のみ仕り失禮仕候先以愈々御清康御勉務の御事と奉存候陳は突然の事に候へ共小生事先般より御地へ逗留仕候何某へ申送度事有之書簡相認置候へ共同人只今の宿所不分明にて困却仕候然るに同人屢々貴邸へ向け參堂仕候由承候に付万一左様の事も候は、甚だ恐入申候へ共此書狀御届被下度此段御願申上候先は御依頼まで如斯尚又時節柄御自愛第一に候早々頓首

◎裁縫の弟子入を頼む文

追々春暖相催候處皆々襟益々御清福奉大賀候陳は長女某義先程小學校尋常科漸く卒業致候に付是より裁縫科をも習はせ度

酸及び硅酸剝篤亞斯として存在せり前者は容易に溶解し後者の極めて遅緩なり抑も草木灰の肥料として貴むへきは其含有せる剝篤亞斯及び燐酸の多寡と其溶解の難易にありて其便益とする所は粉末にして容量大ならず且腐敗せざるを以て運搬するに便利あると其成分溶解し易くして又損失の患なきとにありとす

通常諸製造場に一旦使用したる燼灰は可溶剝篤亞斯燐酸分を燼失すと雖も猶三分の二以上の剝篤亞斯燐酸を含有するを常とせる故に之

學校のみにての心元なく候へば御宅へ御願申上度素より氣隨物にて御迷惑にも可有之候へ共何卒御叱付御教授被下度乍畧禮以書狀御願申上候以上

◎土産物送届方を依頼する文

先程より御歸省可被成旨承候所今般愈々御發足の御都合と相成申候由洵に御結構の御事に御座候就ては甚以て恐入申候へ共別封爲持上候間拙宅まで御届け被下間敷哉尙又他の一封は何卒御萱堂様へ御歸宅の上御差上被下度極めて麓末の物には候へ共小生家内よりの寸志に候へば宜敷御申傳御落手相成候様御願申上候孰れ明日へ御伺申上候へ共御荷造りの御都合如何案し候儘只今爲持上候先は如斯餘は明朝御拜眉の節萬可申盡候早々頓首

◎身元引受人を依頼する文

久々御疎濶に打過申候處愈々御清安之御事と奉存候降て小宅一同無事に罷越申候間左様御安神奉願候却説近頃甚だ申上兼候へ共今般愚弟某事巡查志願の爲め御地へ向け出發仕候處素より右志願は其地就任の判任官以上の者若しくは其他に戸籍を有する者の保証を要するとの成規に御座候由承候就ては御地に於て外に誰ぞ知合の者一人も無之打案之居申候條決して貴兄方へ御難題等相懸申間敷候に付自然愚弟御地へ罷出候は御引受被下候事相叶間敷哉眞に以申上兼候事には候へ共此儀偏へお御願申上候先は右御願のみ早々頓首

◎子弟の教授を依頼する文

愈々御健勝御勉強の段奉賀候扱て愚弟某事毎日學校より歸りても始終わんばくのみ致し且又試験の成績も殊の外劣等に相見は甚だ困入申候就ては實以て恐入申候へ共公務の御寸隙を

を用ゐて效ありとす

○草木灰の成分 草木灰の成分は地質風土及び生長の程度により差違ありと雖も其概畧を示さば左の如し

百分中燐酸	剝篤亞斯	石灰
松	二、四〇	三、二〇
松樹	二、八八	八、二五
皮	七、三〇	一、三〇
松	八、七〇	一、二五
山毛	四、〇〇	八、七〇
榲木	九、六〇	二、四〇
榲木	五、五〇	一、〇〇
柏	一、七四	六、六五
征	二、四六	一〇、八八
水	一、二九	一〇、〇〇
陸	二、二〇	七、三三
小	四、四二	一、九三
種		五、七六

高熱を以て燃焼し得たる灰は不可溶解、硫酸銩篤亞斯を多く生成するの恐あり
 ○適用すべき地 石灰に富める灰は粘土に施して大ひにその効益あれども銩篤亞斯に富めるものを施とすも毫もその益なきものとす蓋し粘土は銩篤亞斯に富めるを以てなり之れを以て之を輕砂土に施せばその効驗は大ひに著しとす
 其他草木土灰は多年の耕作により地方減退せし地及び炭酸は質物を含有せるの地に施せば効驗あり
 ○適用すべからざるの地

以て御教授被成下度偏に御願申上候尤も強悍にして仕様のなき子に候へば其邊篤と御承知の上嚴重に御督促被下度此段御願申上候尙又不日參上仕り万御願可申上候以上
 ◎書籍購求と依頼する文
 寸牘拜呈仕候輕暑相催候所愈々御健全にて御勉學被爲遊候段珍重の至りに御座候陳は弊地は御存玄の通りの僻地に一寸したる書籍等は態々他所へ注文不致候ては購求致事難出來甚だ不自由の至りに御座候就ては先達大阪圖書出版會社發行書目披見仕候處野漚齋先生著高等作文全書と申す書出版相成候由相見候就ては是非共同書相求め度所々聞させ候へ共一部も無之候に付貴君御手数敷ながら一部御求めの上御送付被下間敷哉乃ち代價として小爲替にて四拾錢差上申候間宜敷御取計らひ被下度折角御勉學の爲め一刻の寸陰を吝むべき御身

有機物に富める新開地、粘土質にして卑濕の地
 想ふに我邦の耕地は概して銩篤亞斯燐酸に欠乏せるを以て之を用ふれば蓋し其利益すると大あるべし
 ○施用法平等に圃面に撒布すべし若し深く埋むるときは永く不可溶跡にありて其効驗を見ざる可し前述せし如く灰のアルカリ性肥料たるを以て種子と混して施せば其發芽を妨害すべし又葉莖上に撒施せば爲めに被害少なからず、灰を施肥するに最も適せるの時は春秋の二季にありとす灰は安母

体には候へ共一寸御骨折被下度此儀偏へに御願申上候先は御依頼迄如斯御座候尙又時節柄御攝生第一に御座候早々頓首
 慶賀門
 ◎仕官を賀する文
 以手紙申上候陳の承候へば貴兄には這回某大臣の御拔擢にて某省出仕の重職に御就任被成候由誠に以て御結構の御事と奉南山候斯く相成候ては實に吾輩までも肩身の廣き心持致し嬉敷事に存候是れ全く貴兄平素の御才學は勿論御徳行の然らしめたる者と幾久敷壽上候先は右承及候がまゝ一筆を以て御祝賀申上候早々頓首
 ◎右返事
 御手紙拜誦仕候近來は御疎遠に打過申候段眞平御宥恕被下度

ニアの如き揮發物を含むせざる故に之を地面に撒布し置くも決して損失するの患おしとす

○効驗經年限炭酸鈉篤亞斯の過半及び燐酸の若干量は直に溶解し植物の營養を補け硅酸鈉篤亞斯及び燐酸は緩徐に溶解して作物の營養を助く故に灰は永く其効驗を經續するものあり

○最も適せる農作物 何れの農作物に用ふるも効驗著しと雖ども就中穀類煙草葉科植物及馬鈴薯等に用ふれば殊に其効驗著し

○灰を混合肥に用ふべき法

候先以御多祥奉賀候扱て小生今般不分の扱擢を蒙り某省出仕を命せられ候事誠に恐惶に不堪次第に候沙彌が一飛に長老と相成候様にて萬事に狼狽仕り又田舎馬の忽ち市街に引出され候様にて何蚊につけ工合悪く候是れ實に小生の學識器量の不具ある譯と今更冷汗仕候就ては早速に御祝章被下愧入る次第に御座候併し將來可成丈は熱心に誠實に執務可仕候先は御返事まで匆々

◎婚姻を賀する文

拜啓承候へは御令息には這回媒灼人有之某氏の令嬢と念々御新婚相成候由誠に以て御一家の繁昌御宗族の幸福の御基と幾久敷賀し上候就ては甚だ龜末には候へ共鯛一尾酒一樽聊か御祝儀の驗として進呈仕候間御笑留被成下度先は右御祝のみ艸々

◎右返事

如仰悴事今般媒介人有之候に任せ某氏と婚儀爲相營候段御賛辭には到底相當ると能はずと雖ども先々一生の安心仕候就ては早速より色々結構なる御祝儀御惠投被下誠に痛入申候御斷り申すも失禮に候へばせめて頂戴仕候尙又御賢室様御閑暇にも候はゞ恐入申候へ共御枉駕被下家内の若者共へ御指圖被成下候はゞ無上の幸に御座候只今まで左様者居候へ共餘り恐入候事とて差扣へ居申候先は右御謝禮旁御願まで如斯御座候早々頓首

◎安産を賀する文

肅啓仕候陳の御賢室兼て御妊娠中に被爲在候處昨宵遂に御平産殊に御男子の由誠に以て目出度存候是より御家門の御福祉はげに生立の松のみどりと共に幾久敷御祝ひ申上候御全家中

灰を混合肥中に加ふれば有機物の分解を促し大ひに揮發的植物營養分を損失すると能き者おれども泥炭の如き炭酸質の者と混合し灰を混肥中に加ふれば其の灰の爲に分解さるゝ揮發分(アモニア)泥炭の爲めに吸収されて發散損失するの患なきが故に之れを兼用すれば好良の肥料を得へきあり通常は千斤の木灰を「一コード」(百貳拾八立尺)泥炭の中に混ぶる肥料は殆んど用量の農物肥料と等しき効驗あるものとす

○施用の量 灰は揮發或は

排水濾過に依り損失するの
患なき故多量に施すも害あ
さりのちりと雖ども通常其
最大量は一反に付七百斤よ
り八百斤とす

◎類似擬紺色の染方

(硫酸礬土)凡二十匁(破酸
鉄)を凡二十五匁(クロム酸
鉄)を凡二十匁を混合溶解せ
しめ綿糸(一束一貫二百目
に付き)分量前全様ある温
水中に之を浸し絞り上げ前
三種の薬剤を混合したるそ
のに浸入し(ログウード)に
て染め揚げ直ちに(タアー
クブルウ)にて仕揚ぐるち
り但し此(タアークブルウ)

の御満足無々と奉推察候就ては有合の物にて甚だ厚面敷は候
へ共御座用反物聊か御祝ひのしるしとして爲持上候御叱入被
下候は、幸甚の至りに御座候先は右御祝まで餘り後日參上御
祝可申上候也

◎右返事

御示教の通判妻昨夜分娩仕候に就ては早速に御高聴に達し誠
に結構なる御祝儀頂戴仕りいやはや何とも愧恐仕り候次第に
御座候先づ幸ひに一の嗣子を獲候に付少々安堵仕候素より豚
犬の類にて頼みには相成間敷候へ共將來生立の上へ又々御厄
介に可相成候尤も何とか名字を撰み度候へ共今に思ひ付かず
頻りに案じ居申候貴兄若し御心當りの文字も候は、御示教被
下度尙又明晩は午後何時より聊か湯餅の宴相開き可申候に付
是非御來車被下度候拜復

の量は凡そ八拾五匁位を用

右の解説は悉く堅糸を以て
せり又堅糸に用也へき横糸
は日本藍染たる染分凡そ十
二割より十五割位あり但
し一割の染代價金二拾錢程
ありとす

◎工業家の心事

一時は却行を極めて狂騰を
現はしたる諸株券も今や其
熱度を冷却して下落の一方
にのみ傾き其株券に記載せ
る額面の價格すら之れを維
持すると殆んど容易ならず
して政府よりして補給利子
を與へたる株券すら其拂込

◎病氣全快と賀する文

拜啓此程より御病氣にて御煩ひ被遊候處藥石速かに其の効能
有之遂に御全癒被遊候由實以て目出度南山壽上候是れ全く醫
藥の効のみにては無之兼々御攝生御心掛の宜敷故と奉存候就
ては爰に雞卵一籠進上仕候間聊か御病後の御養生物にも相成
候は、冥加至極に御座候尙又暇日中參上仕御祝可申上候早々
頓首

◎右返事

驚懼拜誦仕候扱て小生先年よりの持病にて久々困難仕居候處
幸ひに閻魔の戸籍調べに相洩れ再び娑婆の者と相成候事誠に
仕合の事に御座候就ては早速より御手紙のみか見事なる雞子
澤山御惠投に預り恭く頂戴仕候就て、來る何日午後何時より
心ばかりの快氣祝仕度別に使者も可差上候へ共其節は御來駕

の金額より内に切込みたるものあり向きには幾何となく打歩を附けて賣買したりしものを奈何なればこそ今の斯かる墓なき有様に打沈めるものか畢竟世間の金融が圓滑ならずして此に至りしか將た又諸株券に莫大の金圓を要したるか爲めに其流通を妨げ其影響よりして此に至りしものあるが所謂る因が果となり果が因となりたる彼此の理論は姑らく之を措き何様舊臘株式の市場に一大波濤のありし以來と申すものは一に諸株券の價格は下落一方とありしに

被下度奉願候先は御返事まで勿々

◎女子出産を賀する文

承候へば昨宵は御内室御分嬭御女子御出産被爲遊殊に御兩人共御達者に被爲渡候由珍重此事に御座候先に御男子有之而して這回は又御女子御出産とは御家門の御光澤と念々以て羨望罷在申候就ては甚た耻入申候物おは有之候へ共此物聊か御祝儀の驗までに進上仕候間御笑入被成下候は、本懐の至りに御座候早々敬白

◎壽賀の文

拜啓御祖父様御事今年最早古稀の御高齡に被爲及候由にて御賀筵御催し有之候趣小生等迄も御招待被下難有拜承仕候人生七十古來稀也と申して古來目出度申候事有之御祖父様にも御高德の御應報にて幾久敷御長生被成候事誠に昭代の人端と可

就き爲めに現今尙ほ諸會社の事業半途にして其竣功を告ぐるに立至らざるものは其株金の拂込み兎角に澁滯するの傾を生せり管に然るのみならず其等閑に付し置くべからざるの事情あるより嚴しく督促を爲すとも一向に拂込を爲さざるものさへありと云ふ左れば其諸會社の事業は自から其進歩を妨げらるべきは勢の免かるべからざる處にして其事業の着手以前に係れるものは空しく手を供して其拂込金の醵集を待ち詫び尙ほ其事業の半途にあるものゝ如

申候就ては此物聊か御祝儀まで進呈仕候艸々

◎右返事

御手紙拜誦陳ば拙祖賀筵の御祝儀として結構なる品物御惠賜に預り何共痛入申候素より御讚辭には當り難くは候へ共斯く長命に候事は洵に小生等の仕合に御座候尙明日は早々より御來駕奉待上候早々

◎藍綬章は受け一人を賀する文

寸簡啓呈仕候愈々御清勝奉南山候陳ば大兄には這回某池沼修築に付き非常の御尽力にて架橋堤防竣泥等首尾よく相調ひ且つ多分の御義捐被成候趣にて今般殊に御賞與として藍綬章御拜受被成候由賀上候素より公民の公益の爲め非常の御成功に候へば貴兄の御功勞は永く朝野に相傳はり可申候先は不取敢一筆御祝詞申上候也

きは殆んど昨今は其困難を極め居れりと云ふ工業家の苦心察するに尙ほ餘りありと云ふべき也元來工業家か其事業を發起するの初に於て果して斯かる困難の將來に起り来るべきとを豫期したる處ありしか何奈思ふに其當初の心事を明さずば偏へに株券熱の狂騰に眩惑せられ漫りに其贏利を占めんとするの怒れ淺蕞千万ある煩惱心に迫られて身の分際不相應なる事業を爲し始めしものなりと云ふも敢て不可あかるべし其故何んとなれば當時其事業を發起創

◎學校卒業を賀する文

拜啓仕候扱て御賢息様今度の試験にて小學全科御卒業被成殊に御成績も頗る御上出来にて被爲在候由無々御満足の御事と奉賀候實に非凡の御秀才に候へば將來御家名の雲表に達するまども日を期して可相待候先は右御祝詞申上度如斯に御座候也早々頓首

◎右返事

愚子今度如何なる僥倖にか遂に小學全科及第仕候由就ては早速より御祝詞を蒙り何共以て恥入申候尙將來前途頗る遙かに候へば孰れ行末久しく諸君の御教示に預るべく候先は右御返事のみ匆々敬具

◎人の歸郷を祝する文

以手紙申上候陳ば貴兄先般各府縣農工業御視察として御旅行

設したる人々の株券は概ね皆な得意の銀行に抵當と爲り居れるにわらずや若しも斯かる事情の之れあしとすれば其事業は株式市場の景況に支配せらるゝとなく屹然と其支配の外に立て其株式の高低如何に拘はらず其會社の豫て判定せる定款に依て其株金を募集し其拂込をあしたるものゝ尙ほ次で其拂込を怠たりし者の如きは斷然其處置を施して事業を進歩せしめんとする何の難きとか之あらん然るに其處置に出づるの難くして徒らに目下の苦界に沈みし者

被遊候處幾多有益の御視察を被爲遂愈昨夜を以て御歸宅被遊候由南山賀上候定めて種々の珍敷事等御見聞の御事と存候就ては爰に美酒一樽聊か御祝ひまで進呈仕候間御落手被下度候尙不日參上仕り萬事御話可承候先は右御祝申上度早々肅具

◎右返事

拜復仕候如仰小生事愈々昨夜を以て歸宅仕り今朝早速參上可仕候處旅疲にて不埒仕候内夙に御祝詞に預り恐入申候且又御祝儀として美酒御惠與に預り何共恥入申候孰れ今明日中參上万可申謝候頓首

◎家屋新築落成を賀する文

一筆拜呈仕候陳は承及候へば先度より御支店御新築被成候處愈々昨日を以て御落成被遊候由慶賀此事に御座候御地利御選擇方中々宜敷候へば將來の御繁昌龜卜を待たすして被察申候

就ては早速自身參上御祝ひ可申の處清算前にて甚だ取込申候に付孰れ後日參上可仕先ハ右御祝申上候早々

◎右返事

拙店支舖新築落成に付夙に御高聞に達し早速より御祝被下甚だ以て恐縮仕候内實の處只々山師のみにて根つから面白事も無之候所に斯く御祝詞頂戴仕候ては愈々以て面目も無之候近日中万一御閑暇も候はゞ御運動がてら御來駕被下度今一二ヶ月は同店の方へ罷居申候先は御禮まで早々頓首

招待門

◎新年宴會に人を招く文

愈々御清康奉賀候扱て今般目出度此の明治二十五年の新天地相迎へ候に就ては僚友相會し聊か新年宴會相催し以てこの太

は他を責めて其事業を進歩せしめんとするに先づ己れより責めざるべからざるの實あるよりして然るものなるべし進んで己れを責めざるべからず退かんか其信用を世間に失ふの恐あるを如何せん今の工業家たる人達の心事轉々困難に堪へざるものあるを察すべきあり

◎木虱を驅除する法

木虱は樹木の皮膚に密着するの害虫にして其色は白粉の如きものあり或は黄赤色にして粟殼の如きものあり之を壓殺するときは淡赤又は淡黄の液汁を出す此害虫

は最も多く桑樹に生ずる傳染蟲にして一樹に生ずれば忽ちに蕃殖傳播して遂に全圃に及び其害に係れる桑幹は軟弱と成り甚だしきは往往枯死するに至るとあり之を驅除するに付きて最もも有効なるは棕櫚タワシを鹽水に漬し之を以て磨り殺すに在りと云

◎人造絹糸の製造

佛蘭西人ドシヤルド子一伯爵は綿製紙用原質木材等の如き植物本質即ち法語「セルローズ Cellulose」なるものを原料に供し化學的の製法に由りて一種特別の新絲

平の御代を鼓吹仕度就ては席は不取敢拙宅と定め時日は本日午後五時よりと相極め申候貴兄如何若し御同意にて御來駕被下候はゞ一同の幸甚に御座候右御招待申上度奉待候也

◎紀元節人を招く文

餘寒猶烈敷御座候處愈々御清康奉賀候陳は御存の通本日は日本國中の大祝日にて朝野万民の相議るべからざるの好節句に候へば聊か一杯を傾けて聖世の万歳を擊壤仕度候處獨酌にては甚だ面白からず依て山肴野蔌何の御馳走も無之候へ共若し御光來被下候ハ誠に仕合に御座候右御待申上候頓首

◎右返事

御同様天下の大祝日にて萬民の擊壤謳歌すべき時と相成候所朝來誰が亦來らば共に一杯仕ふんと存居候處只今御高招に預り奉謝候就ては拙宅とても多少用意も有之候へば御案内旁參

を發明製出し之れを人造絹
糸と名けり

人造絹糸の製法は火薬綿及
「コロシヨン」の製法に全く
類似すと雖も藥品の調合、
手加減杯相同からざる故
に生成する物質自から其成
分及性質を多少異にす該絹
糸の製法には綿、木髓製紙
用原質植物纖維にして其質
純粹なるものは之を應用す
るを得べしと「ド、シヤル
ド子」氏は専ら柔軟ある
木材を綿様に製したるもの
及び綿を以て其試製に供せ
し由あり今其製法の概略
を述べれば左の如し

上可仕候早々拜答

◎年忌案内の文

昨後幾日亡父三周回忌日に相當仕候に付法事相營申度就ては
何の風情も出来兼候へ共當日正午十二時より御家内御一統様
御來駕被下度奉待上候也

◎祭典案内の文

益御多祥奉賀候陳ば來幾日より當地氏神の祭典にて當年は村
落も殊の外賑々敷候間高堂御一統様同日早朝より御來駕被下
度奉待上候先は右御案内申上度如斯御座候早々頓首

◎天長節人を招く文

拜啓仕候陳は本日は 聖誕の御佳辰殊に天氣も朗らかにて千
門万户國旗を飄へし實に昇平之瑞象を呈し御同慶に奉存候依
之例年之通り親友両三輩打寄小宴相開聊か祝意を表し度就て

右の植物本質を硝酸の硫酸

の混合液中に入れ其作用に
由りて生成する所の硝酸セ
リユロース即ち硝酸と「セ
リユロース」の化合物、火薬
綿類似の物質あれども其成
分を異にすを「エテール」
三十八分酒精四十二分の混
合液に一〇〇に付六、五の
割合を以て溶解せしめ其溶
液を鍍銅製の液貯器に納
れ唧筒を以て大氣を器中に
壓入す此糸を温度攝氏三十
五度比重一、三二の硝酸中
に入れ徐々冷却して二十五
度に至らしむときは該糸に
含みたる硝酸は多少分解し

は貴兄も是非く後三時より御來賀被下度奉待候早々

◎快氣祝に客を招く文

寸簡拜呈仕候時下愈々御多祥奉南山候却て先般拙父大病之砌
には一方ならざる御心配に相成御懇情の程千万奉深謝候御蔭
を以て昨今漸く本復仕候間聊か心ばかりの祝宴相開き申度今
日午后五時比より御家内御一統様御連立之上御入來下され度
奉待上候拜具

◎右返事

御手簡恐讀仕候愈御清福奉賀候却説御尊父様之御病氣愈々御
本復被遊候就ては御祝宴御開筵有之候由にて御高招に預り難
有奉謝候御意に従ひ定刻より參上可仕候扱又甚た粗末の者に
は候へ共鯛一尾鹿酒一樽聊か御祝の驗とまで進呈仕候間御叱
入被下度候先は右御請旁如斯御座候草々頓首

て終には膠質状の「セリユ
ロース」絲を復生すべし斯
く整製したる所の人造絹絲
は染料及び鹽類を能く吸収
するの質を有す該絲一「ク
ラーム」を分解するに當り
發生すべき二酸化窒素瓦斯
の量は百乃至百十「サンチ
メートル」立方より多から
ずと又た發明者の説によれ
ば該絲は前記の「エテール」
酒精の混合液に浸すも溶解
するをなく且つ其爆發質を
も失したるものなるを以て
之れを織製用に供するも危
險なしとのとされども試に
燃火を其見本に接し見るに

◎婚姻後人を招く文

以手紙申上候益々御健勝被爲在候段恐賀此事に御座候陳は突
然之事に候へ共今般愈々某氏の媒灼にて荆妻相迎へ歸納の畧
式相濟み申候に付以來は別て御懇意に預り度候就ては御親曜
相願申度依て何の取設も無御座御案内申上候も如何之儀に候
へ共態と一酌差上度候間何卒万用御縁合せの上今夕七時より
御來臨被下度偏に奉待上候拜具

◎右返事

尊書拜讀仕候扱て某君の御媒介にて愈々某嬢と御婚禮相整ひ
候由誠に以て御一門の御繁昌幾久敷南山壽し上候就ては今日
は御招待に預り難有拜承仕候御示命に従ひ後刻參上仕り御邪
魔可致候右御請まで草々

◎誕生日より人々招く文

秋冷相催候處愈々御安康奉大賀候陳は來る何日は小生之誕生
日に有之候處當日諸友人相集り琴棋書畫會等相始め候都合に
付何の風情も無之候へ共何卒同日後二時より御來駕被下度此
段御案内申上候尙又御差支も無之候は御令息某様御同伴に
て御來駕被下候は愚息等も大に満悦可仕候先は右用迄草々

◎右返事

華簡奉讀仕候處來何日は御誕辰の由にて御祝宴開かせらるゝ
趣遙々御高招に預り千萬忝く奉謝候且又風流の御會合も有之
候由定めて御盛宴之御事と存候此正宗一樽此程灘より着荷仕
成候間甚だ厚面敷は候へ共聊か御祝儀の心ばかりに進呈仕候
間御叱留被下度奉祈候先は御請まで草々頓首

催促門

忽ち燃ゆると宛も火藥綿に
於けるが如くあるを實驗し
たり尤も燐酸請母尼亞等の
如き防燃劑を該絲に吸収せ
しめたらんには或は其爆發
物質を滅殺するを得べし
と信す該絲は稍鼠色を帯ふ
ると雖も感觸軟かにして蠶
絲より一層の光澤あり強力
の蠶絲よりも弱く伸力は殆
んど同一なりと該絲一基の
元價は凡十五法を超過せざ
る可しとの見込なるより該
絲たる其外觀宛も蠶絲に彷彿
たるを以て人造絹絲の名
わりと雖も未だ絹糸の代用
にするに能はざるものゝ如

し然れども將來の進歩は計るべからず若し他日化學的の製法に由り其爆發質を減殺し又強力を増さしむる等一層の改良を奏するに至らば織物上有益ある一の原料たるは亦疑ふべきに非ざるあり

◎英米織物職工賃銀の比較

米國は職工の賃銀高きを以て世界に冠たり歐羅巴に於ては英國最も高し今更此兩國を比較するに米は英よりも二三倍若くは四倍高し則ち左の如し
(但し便宜の爲め米貨にて

◎貸金催促の文

拜啓陳は先般御申越に任せ御用立申候金子某々の事件に付些と入用に有之甚だ浪損仕居候就ては甚だ催促がましく候へ共明朝までの間に御都合被成下間敷哉此段御依頼申上候草々

◎其二

去る何月一寸の間御入用の由にて御申込のまゝ早速御用立申候處其後根つから御返辨無之甚だ不都合の儀に御座候尤も御事情も可有之候へ共何卒至急御調達被下度左候へば他日又萬一御入用にも候節は御相談に可應候間這回の方は至急御都合被下度此段御催促候也

◎詔品催促の文

愈々御繁昌之段奉賀候今般御依頼申置候洋服未だ出来上り不申候哉其節一寸御話申上候通愈々明後日入用の品に候へば是

之を比較す

英國 米國

織工一周米金五弗 一周十弗
糸繰返幼年工同同七同 四弗乃至十五仙乃至一弗 五弗
擦糸織工同同三弗乃至 七弗乃至至三弗七十五仙 九弗
染工同同六弗 同 二十弗乃至二十五弗
染色織工長同同七弗同 三十弗乃至五十弗
染工助手 同同三弗乃至 四弗乃至 同 十一弗

◎人工染粉の混合物

鑑定法

西洋染粉の中には混合物のありて爲に色合の強弱を生ずることは實業者の知る所あり故に營業者は此混合物を鑑定するの法を知らざる

非共其御賦りにて明晝までの間に出来候様被成下度此段及御催促候以上

◎註文品催促の文

先日御注文申置候書籍未だ御差送に不相成候が如何の御都合に候哉甚だ八釜敷申様には候へ共至急入用に付何卒早目に御送被下度此段申入候也

◎貸品返却催促の文

愈御清安奉賀候却説唐突之事には候へ共本夜ハ某地の知人某氏來訪相成候様來電有之候に付家内中狼狽致居候就ては甚だ失禮の儀には候へ共先日御用立申候碁盤一寸御返し被下候事相叶間敷哉用濟候上は入用無之に付早速御用立可申置候尙又甚だ申上兼候へ共御秘藏の應擧の風虎一幅大事に可致候又付一兩日の間御恩借申度此段御願申上候也

可らず而して染粉混合物の主として用ひらるゝものは
第一)デキストリン(第二)苦鹽(第三)曹達あり今ま此混合物を染粉中より容易に鑑別するに左の法を用ひし

(一)デキトリンを見出すには先づ混合物を試験せんとする染粉の少量を蒸餾水に溶解し(水も少きを可とす)其後苛性アルコールを加ふ結晶体として溶けぬ部分あれば即ちデキストリン存在の説なり染粉の正味は必ずアルコールに溶解するもデキストリンは溶解せざ

◎雇人周旋催促の文

以手紙申入候愈々御繁昌奉賀候然ば先日御依頼申候丁童未だ然るべきもの無之候哉至急御周旋不被下候ては甚ぶ困却致居候へば宜敷其邊御推察之上今明日中御周旋被下度此段御催促申候也

謝禮門

◎器具貸借りたる禮狀

以手紙申上候却説先日は甚だ失禮ある御願ひ申上候處早速に御聞届被下御秘藏の物品御恩貸に相成候段奉感謝候御蔭を以て無事に相濟ませ申候厚く御禮申上候就ては此物甚だ鹿末に候へ共御兒供衆へ御配分被下度候先は御禮まで餘は後日參上萬縷可申謝候頓首

◎饗應後人に謝する文

拜啓先日は參堂仕り意外の御厚饗に預り千萬忝く御禮申上候其節は痛く泥醉仕り殆んど前得正体無之様相成如何致して歸宅仕候哉今に夢幻に候斯る都合に候へば定めて欲禮の舉動等許多有之候はんと心配致居候万一左様の事も候はゞ何卒御海容被下度奉願候尙又其節御拜借申候提灯は酔狂に紛れ破損の箇所も可有之候へ共此儘にて御返却仕候右御禮旁御詫まで如斯御座候尙近日中參上御謝禮可申上候末筆ながら御家内様へ不惡御傳聲被下度奉願候草々頓首

◎無沙汰を謝する文

拜啓逐日暑氣嚴敷相成候處御渾家益御多祥奉祝候次に當方皆々無異消光罷在候間乍憚御体神可被下候却説爾來は意外の御無沙汰に打過候段御海恕御地の景況近頃如何當地は本年は時

るを以てあり

又多量のデキストリンを混合しある場合には既に染粉を水に溶解する時に其香にても判するを得べし

(二)苦鹽 純良の食鹽を水に溶したる染粉と共に煮て其後洋紙にて滓し滓したる液を「クロール、ハリム」溶液を注で試験す滓液中に白色沈澱物を生すれば是れ染料苦鹽を含み居るあり食鹽の働きに依り苦鹽の精分ある硫酸分離され流液として滓され後から来る「クロールバリム」と硫酸バリウムを形造る即ち白色の沈澱物

是れなり

(三)曹達の染粉の溶液に稀薄鹽酸を注ぎ曹達の精分ある炭酸が鹽酸の力に依り分離され爲めに泡立つを以て混合物の曹達なるを知る

◎日本の農業

米國農業新法は日本の農業と題し日本農業の實況を述べたり其要旨に曰く日本は長足の進歩を爲せり然れども是れ皮相のみ抑も日本の人口三千八百万の五分の四は農業者なるを以て日本の實情を知らんと欲せば都會を離れて田舎に入らざるべからず試みに此田舎の摸樣

候順當故か農家の人氣も宜敷隨て商業上に影響を蒙り夏向にも似ず諸貨物賣捌宜敷先々喜居候長々の不景氣何卒早々恢復の儀のみ相待居候處時節到來し我々等も蘇生したる心地に罷成候先は時候御見舞旁景況御報知迄匆々頓首

◎同返事

華墨拜讀仕候仰の如く暑氣日増之處愈御清榮奉拜賀是よりは御疎遠に打過候段平に御高恕借近頃は如何御暮し被成哉と兼て御案し申上候處方今御地は一般に景氣宜敷御商業上御盛の由何寄の事に御座候當地も農家作物出來宜敷爲り何方も人氣賑以喜敷存候乍憚御安意可被下先は御返事如此御座候

◎粗忽と謝する文

拜啓過日御示談之趣大抵は埒明可申と相考候故御引請申上候得共先方俄に故障差起り就ては右周旋行届き兼實に今日に至

を見は實に茫然自失するの外あり其の田畑の區劃は狭小にして大機械を用ゆるものなし又大に牧畜に従事するものなく然れども其耕作法は至極丁寧にして日本人が一反歩より収入する所は米國人が一反歩より収入する所より多し又日本農夫は灌漑法と施肥法とに於て最も其熟練を極め多之の水流には水車を設け灌漑に供す肥料は専ら人糞に頼て此の人糞尿は其功能に特に著しく爲に地方を永遠に保存することを得るなり然れども其肥を施すにや臭氣紛散し

り否申上候ては貴兄の御困却萬々推し上候得共右の始末に付此段不惡御承知可被下候右陳謝如是候也

◎滞在せし家へ謝す文

益御清福可被爲入奉賀候就者拙生海上無滯昨何日歸着仕候逗留中は萬端御厄介に相成難有奉謝候右御禮旁如此御座候草々

◎來訪の人に謝す文

拜啓過日は折角御枉駕之處何の風情も無之失敬仕候其後一應參上可伺之處此頃は殊に繁忙に取紛れ不圖御無沙汰仕候段平に御海容可被下候御依托の一件も決して打捨居不申候得共是亦多忙にて乍不本意延引罷在候何れ不日決定之上御返事旁昇堂可仕候草々頓首

◎勞と謝する文

拜啓先達ては某事件に付不圖紛議を生じ既に公裁を仰んとす

て甚だ衛生に害あり日本に
 家畜の少きは實に怪しむ
 へし近來漸く牛馬の飼養に
 心掛しものあり當時中國筋
 に於て善良なる肉牛を産出
 し且つバター、牛乳等を使
 用するもの漸々其數を増す
 に至りたれば將來家畜の飼
 養は益すく盛んにあるに
 至るへし馬も其數甚だ多ら
 ず又耕作に用ゆること少
 く只運搬の用に供するのみ
 或地方にては牡馬のみを用
 ゆるあり日本の土地を耕作
 するものは只一の腕力ある
 のみ即ち鋤鉞等僅々十數の
 農具を用ゆるのみ之を使ふ

る場合に立至候處貴君の御仲裁に依て容易に事済に相成幸福
 不過之御禮筆紙に尽し難く候早速御禮に可能出之處多忙に取
 紛れ失敬仕候扱輕少之至に候得共此品御禮之驗迄に進呈仕候
 御笑留可被下候は、本懐に存候先は御禮迄如斯御座候餘は拜
 眉の上萬謝可申陳候頓首

◎醫師の謝文

拜啓陳は此程は長々病床に臥し殆ど泉下の客と相成へくの處
 御蔭を以て速に快愈仕り回生の鴻恩難有奉拜謝候就ては乍輕
 少御藥禮一封粗菓料一封御禮の驗迄に進呈仕候御笑納可被下
 候草々

◎危難の救はれたる人に謝文

寸楮拜呈春暖の候先以高堂益御精全賀し上候扱先般は不慮の
 災難に罹り殆ど生命にも相關し可申候處計らずも厚き貴兄之

には一鋤一鉞に体を二重に
 折り眞直に立て仕事を爲し
 居るものはあし其の働く時
 間の長短には頓着せず其の
 休息の屢々なるには驚きた
 り一日平均三時間は全く休
 息或は晝眠の爲に費すなり
 農夫は一般に富むに非れど
 も亦た別に飢餓に迫る程の
 もののなし其の一家内の有
 様如何にも快樂にして其
 氣樂なる實に羨やむべし
 右は其の要旨あり農業の進
 度は實に日本社會の真相を
 り都會の開化は未だ以て誇
 るに足らざるあり

◎插木の秘法

御救助を蒙り御蔭を以て遂に危難を免れ輕少にて相濟候段御
 鴻恩筆紙に尽し難く感泣之至に御座候早速參堂御禮可申上之
 處負傷未だ全癒致兼候間以便不取敢御禮申上候也

◎好物の品を贈られしと謝する文

拜啓愈御佳勝奉祝候毎々御念頭に懸させられ何寄好物の品澤
 山御惠投下され萬々難有く奉謝候早速調理可致候右御厚禮申
 上候也

◎野菜の贈られしと謝す文

御全家彌御壯健奉賀候陳は毎々貴意に被爲懸御手作の菜御贈
 り被下店賣の品と違ひ一段風味宜敷候別して難有奉存候餘は
 拜顔の節御禮可申述候乍憚御家内様へ宜敷御致聲願上候草々

◎忌明けの禮狀

過日老父死去の砌は御叮嚀の御香資に預り御厚志の程忝く存

挿木を行ふべき地質は隨意たりと雖も之に適するは濕氣を含める粘土ありとす又細砂を交ゆるも可なり即ち其土地を冬期間に深さ一尺程に鋤耕し油粘或は干鰯と灰等の混合肥を鋤込み畦は幅二尺高さ三寸乃至四寸とし溝は肥汁を施すに便ある様爲し置く可く斯くて二月頃ろ三四度も人尿及び泔水等を施して整地す而して春彼岸七日間に何木によらず挿木するなり(但し都合に依り彼岸前後にても妨げなし)其挿枝は善良ある枝を撰び長一尺三寸位に切斷

候本日は即ち忌明に付此段乍畧儀以書中御禮申上候不一
◎早胡瓜瓜贈られしと謝する文
御後圃に御手作の由にて胡瓜御惠授被下難有奉謝候如何にも見事お御出来餘り珍しく候故親類共へも配分致し一同拜味仕候一同よりも厚謝申上候

◎留守中世話となりたる方へ禮狀

拜啓皆々様御無事珍重の御儀に奉賀候然者小生事昨夜無事歸着仕候留守中は萬事御心添被下難有奉謝候早速自分御禮に可罷出之處草臥居乍略儀以賤介御禮申上候此品龜末之至に候得共彼國の名産に候由名物に甘きものおしと申す事故風味の程は如何存不申候得共晋呈仕候御笑留被下度先は御禮迄草々

雜門

◎早咲の梅を送る文

拜啓春寒尙嚴敷御座候處高堂益御佳健奉賀候陳は庭前の梅南枝一兩花開き初め候間手折机邊に供し候御詠の資にも相成候は幸甚

◎氷片を贈る文

日々炎暑堪兼候貴家御一統御勇健奉賀候此氷片乍輕少暑中御見舞之驗迄に進呈仕候御叱存被下度先時候御見舞迄此如御座候也

◎錢別品を贈る文

彌明日出帆の何丸にて御東上の由炎暑の節御苦勞奉察候此品乍些少錢別の印迄進呈仕候御航海中の御慰にも相成候は幸甚尙相應の御用向も有之候は、無御遠慮御申聞可被下候草々

◎新年宴會を催す文

し本五寸程は枝葉を悉く去り其切口は利刀を以て馬耳狀に切り其點に灰を附けるあり而して前の床地に挿木より少しく太き篠竹を以て深さ四寸餘刺込みて穴を作る是れ挿枝の本を痛めざるためなり其穴に挿枝を四寸程挿入れて根際を手にて押固めるか足にて踏固めるべし其後稍や活つきたるを認定するに至て前に述べたる肥を極稀薄として施すとさ其翌年の充分に根を發生するものあり尤も初年は土用前後には正午より大陽の直射せざる様手當するを

專要とす尙ほ半蔭の適地あれば更に宜し斯くて二三年目の移植期節を以て山林原野に移植するには其幹の傾きたる方を以て地形の高き方に向けて植付べし是れ中村某の實驗説あり

◎農家中行事

田の行ふ事

三月一日	初田鋤
三月十八日	種上
三月二十二日	種下
四月廿七日	種下
四月十八日	株田鋤
五月廿一日	田碎
三月二十日ヨリ	肥下
五月廿一日限	田植
六月六日	田植
六月廿一日	田植
七月一日ヨリ	田草

拜啓本日は朝廷に於て新年宴會を催ふされ百官諸有司の面々に御酒賜はるの日に御座候依て小生等も朝野貴賤の別あれども小宴を開き朋友相集り祝盃を擧げ度御他約も無之候はゞ御資臨被下度奉待上候也

◎忘年会を催す文

烏兎匆匆本年も最早敷日を餘すのみ御繁多奉察候本日午後第二時頃より某樓に於て忘年会催し度御差支も無之候はゞ御臨席奉希候某々氏等四五名約束致候右御案内迄如此候也

◎僧侶を招請する文

肅白明日は亡父一週年忌相當に付佛事相營み申度何卒御繰合せ御來杖被下度此段御案内申上候頓首

◎人の招を断る文

拜啓本日は某樓に於て雅宴御催に付小生へも御佳招を蒙り難

七月十五日	田草終
七月廿五日ヨリ	田二番草取
八月八日迄	稻刈
九月二十日ヨリ	稻刈
十一月廿日	稻刈
十二月十日	稻刈

畑の行事

一月限	畑二番回り
二月廿日限	山刈
二月廿八日迄	畑三番廻終
三月五日	茄子代拵
三月廿八日	茄子種蒔
三月廿八日	牛房種蒔
三月三十日限	畑四番廻
三月廿五日	里辛植
三月廿八日	麻種蒔
四月五日	三月大根蒔
四月十五日	隠元豆蒔
五月十三日	草綿蒔
五月十八日	小豆サ、ケ蒔
五月廿一日	大豆蒔

有奉謝候然る處昨日より風邪にて平臥致居折角の御厚意に候得共昇堂致兼候間御断申上候不悪御承知可被下候勿々

◎器具借用申入を断る文

拜啓明日は御客來に付小生方の某畫幅御用立可申様被仰越候處生憎表装修覆に遣し只今宅に無之候折角の御依頼に候得共御断り申上候也

◎縁談問合の文

拜啓愈御多福奉賀候陳は突然の至りに候へ得共當町何商業某氏の長男何次郎殿最早年齢にて相應の嫁有之候はゞ迎度由被申居候に付貴家御令娘は誠に適當と存候間御縁談如何尤も先方は當町にても屈指の繁昌殊に両親の氣質至て温厚篤實の人にて御當人も之に背て温良にして且伶俐なれば其邊は申分無之事保証仕候若御恩召も御座候はゞ小生乍不及早速先方示談

六月一日	粟 蒔
六月廿五日	にんじん種蒔
六月廿六日	畑一番畦切初
七月六日	同上 終
七月十日	同二番畦切初
七月廿三日	同上 終
八月廿五日	蕎麥蒔初
八月廿七日	大根種蒔
九月二日より	大豆引初知返
九月十五日迄	し終
九月十六日ヨリ	畑 蒔 初
十月五日	油 菜 蒔
十月十九日	畑 蒔 終
十月二十日	小 麥 蒔 初
十月廿二日	大 麥 蒔 初
十月三十日	壺畑蒔蒔終
十一月十五日	畑畑蒔蒔終
十二月一日	麥一番行畦切
十二月十六日	山 刈 初
十二月俵	畑 出 し

可仕候否や御回答奉待上候

◎右返事
御章拜見仕候陳は長女某儀御地の某方へ御縁談之儀縷々御照會被下御親情の段難有奉謝候然處何事も一向未熟殊に家政向には不馴に候間今暫く候申度折角の御厚意ハ候得共御断申上候又々後日御媒介願上候餘は拜芝の節萬可申陳候草々

◎忘物を問合す文
拜啓陳は先夜は參上入々の御物語に近頃の愉快を覺ゆ不圖長坐仕御迷惑奉謝候其御煙草入貴宅に忘置不申候哉歸宅後相尋候得共何處にも無之定て貴家に忘れ置候歟と存候乍卒爾御伺申上候也

◎旅行日限問合せの文
承候へは愈長崎表へ御出發之趣嘸御繁忙奉察候就ては何日頃

によりて同じからず此に掲ぐるものは下總香取地方の
ものあり

◎撰種法(某氏の著書中摘要)

第一章 種子を打ち取る法

種子を打ち取るにハ稻を倒に持ち穂先を震り落し或は手にて打ち落し或は櫛にて(コキ)落して宜し左に擧ぐるものは老農某氏の種籾抜き落し器械法あり

櫛木を擇び長さ七八寸に切り手頃に削り之に釘を打ち並べ櫛の齒の如くに爲すべし此の櫛を用ゐるとさう手輕にして堆積せ

御發途に相成候哉少々御依頼申度件有之候に付御確定の日限御知らせ被下度先は右御伺迄如是候也

◎入學を勧むる文

拜啓然は今般設立相成候某商業學校は規則も整頓し教員も人物揃ひ居實に稀なる私立商業學校に有之候様に承候に付拙宅豚兒入學爲致候積に御座候間貴家の御賢息も御入學被成候ては如何此段御勸め申上候若御思召も有之候はハ愚息同道御志願書御差出可被成候草々

◎出産を報する文

拜啓兼て御念に懸られ候愚妻儀本日午前第八時分婉男子出産仕母子共健全に候間御安神可被下候先は此段御報知まで如此御座候也

◎全快を報する文

る稻莖より其穂先を抜き取るに便にして且つ糶に傷くる等の患なし

芒種稻の種を取るには筵の上にて手にて芒を摩み落すべし連枷等を以て打ち落すは種子を傷けて甚だ好しからず

種糶は手荒に打ち取るへかす誤て傷たるときは播きて後ち生長悪しく且つ鹽水撰法を行ふに當り鹽氣を受けて其發芽力を失ひ浸水法土圃法を行ふときは忽ち腐敗して他の善良の糶を害す打ち取の際傷を被ひりて米の糶を離れたるものは其の

毎々病中は御訪問被下御厚情の段奉深謝候御蔭を以て全快致し病床を離れ候間御安意思召可被下何れ御禮に參堂仕候へ共不取敢以書面御禮旁御通報申上候也

◎急病必報する文

急ぎ申上候然は某儀昨日俄に腹痛差起早速醫師を迎へ診察を受候處何症の最も急劇なるよし時節柄變症候へは全快無覺束越き一同心配致候間此書狀着次第早速御歸宅可然と存候右取急ぎ御報迄草々

◎死去を報する文

屢御芳問被下候愚母病氣養生不相叶本日午前第十時死去仕候葬送の義は明何日午後第二時出棺某墓地へ葬り候此段御報知まで如此候也

◎着京後父母に報する文

腐敗極めて早きを以て篩にて取り除くべし

第二章 精撰法

精撰法とは種糶中に在て比重の尤も多きものを擇ぶの法あり此を行たる種子は充實にして澱粉脂肪蛋白質等の如き養分に依りて發生するものなれば其比率多くして發芽力及び長生力最も盛なり蓋し孕芽は種子中に蓄藏せる養分に依りて發生せしものなれば其養分の比率愈々宜しく其量愈々多ければ其の發生從て盛にして其生長も又愈々好しきを得るなり

拜啓御尊父様始め御一統御無異被遊御座候哉小子儀一昨何日何時神戸發流船何丸にて航海無恙昨午午後第五時横濱へ着港仕夫より脚車にて東京神田區神保町某方へ罷越滯泊仕候間御安神可被成下候先は不取敢御報知迄餘は後便に委細可申述候草々頓首敬白

◎失踪人立寄たるに付報告文

拜啓貴店御雇人某儀本日拙店へ偶然立寄候處少し素振怪敷候様存候間委細問質候處昨日貴店の用向を辨之の爲め某所へ罷越候まゝ失踪致候旨自白致候間定めて御尋中と存之不取敢早速御通知申上候也

◎展覽會を通する文

拜啓兼て御約束申上置候通り來る何日は當地博物院に於て展覽會相催度候間精々古書畫御取集め御出席下され度尤某々氏

精撰法を分ちて七種とす

甲 轉撰法

杉を斜になし其上方より籾を落し其轉行板下に下り遠く離れたるものを以て良とす此の法は重に豆類に用ひ

乙 投撰法

床上に筵を擴げ力を極めて籾を投し最も遠きに達したる者を以て種子となすへし

丙 振撰法

振板を用ひ前後或は左右に振り分るの法あり

丁 風撰法

風撰とは車扇或は箕を用ひて其輕量あるを吹き去りて重量あるものを種子とす

へも別段申報致置候間是亦御承知被下度候

◎歸省する友人に與ふる文

拜啓明朝は彌御出發被成候趣久々にて御歸省御故兩親様方嘸御待兼と存上候隨分炎暑の候御旅行は御苦勞に候得共御膝下御對話御喜悅之事と羨歎存上候一日も早々御歸校奉待上候也

◎裁縫の弟子入を頼む文

蕪札を以て御依頼申上候高堂益御清安奉賀候然は次女儀小學も漸く卒業致候に付是より専ら裁縫而已習はせ度就而は甚た御厄介ながら御教示下され度乍略儀書中を以て此段御願申上候御聞濟の上は明日より參上爲致候とも御差支無之候哉併せて伺上候也

◎七夜祝の文

拜啓秋冷之砌に相成候處御令聞御儀何の御障も無之御小兒様

る法なり車扇箒を用ひると

きは車扇に烈しく廻轉し風力を充分強くし用ひへし此法善なりと雖とも風力を用ひ

ぬ飛はざるに依りて其充實を定むるには水力を用ひ吹と不吹とにて撰ふの確定なるに若かさるなり

戊 水撰法

第一種籾三舛乃至五舛つゝ箒に入れ隙め水を充分に汲み置きたる桶に潤し攪伴して籾の浮動するを急に箒を水中に沈めしむ然して箒を前に引き取るべし斯くすれば其浮動するものは箒外に流出すべし此法を日々數

とも次第に御肥立被遊候段目出度賀上候今日は七夕に相當り御祝として重の内御贈被下難有拜納仕候先之御禮迄草々

◎養子貰し人に遣す文

拜啓時下秋氣日増之處彌御安靜奉賀候俎今日は某氏の御次男御養子之儀御相談調ひ御貴請に相成候由某殿は性質御誠實にして且御商業に御熟練之譽れも高く行末御頼母敷嘸御安神と存上候此品麩末に候得共御歡までに進呈仕候御笑留被下候は

◎全返事

玉書拜披時下新涼之候益御健全目出度存候然者拙家養子之儀首尾候に付御祝として早速御來諭に預り候段難有奉存候依ては此上は親子睦み末長く家政讓渡度存念に御座候何れ不日御馴染の爲め昇堂仕らせ候間宜敷御引立之程偏に願上候拜復

回行へて三日乃至五日の後に至りて止む但し水は寒冷なるものを用ゆべし蓋し水冷かざれば其比重従て大おればあり故に水撰法は寒中或は冬間に行ふを好しとす毎に寒中は年中の最も清潔なる氣節にして 菌及び腐敗氣等を水中に混することなし

第二 大鹽或は大桶等の如きものを園中に置き冷水を以て大桶の六分目程を充し攪拌して度々浮動する糶を取り去り底に沈みたる糶を箆に擧げて水を切り乾燥せしむへし大抵糶は寒中にて

◎墨と贈る文

拜啓此程奈良古梅園より墨到來候處一段香氣を覺候間敷挺御目に懸候御試用被下候は幸甚

◎茶と贈る文

宇治の親戚より此程新茶少々送遣し候間乍輕微御配分致候御試煎被下度者御口に適ひ候は又々進上致候以上

◎芝居見物と辞する文

此節浪花座之狂言至て宜敷役者も出揃候趣に付御誘引下され候處取込居他出難致候間御厚意に應玄難く此段御斷申上候以上

◎友人に書籍を借に遣す文

近頃某書肆出版の用文章御所藏之由甚申上兼候へ共御一讀の後にて宜講候間暫時拜借願上度御許諾に候は此者へ御貸與

も三四日間日光に晒さば充分に乾燥するものあり

第三 急流あちぎる水の底に筵を引き箆或は筥にて其下流に堰を止め水勢を弱め適切の深さとあし水面に向けて徐々糶種を振り落とすときは其の熟未熟輕重に従ひ流るゝこと或は一尺或は二尺にて沈む其上流に沈しものを取て種子となすべし

己 食鹽水撰法

鹽水を以て精撰するには先づ之を水に潤し浮ひたるものを取り去り然る後ち水一斗に付き食鹽一貫二百目を混し且溶解するを待て種子

へ下され度候也

◎退隱せし人よ遣す文

拜啓兼て承居候令息へ愈家督御讓成され芽出度御退隱の由御願望成就 無御安神の事と奉賀候隨て輕少ながら酒一樽進呈候間御笑納下さるへく候以上

◎歸國の延引と告ぐる文

小生儀本月中旬迄には是非歸國之積にて過般御報知申上萬事其都合に致置候處用辨延引本月末ならでは歸國難相成候間何卒夫迄の處總て宜敷願上候先は御報知旁御依頼迄草々以上



◎會社設置願

自分共今般同盟組合何市(區)町何郡村何番地に於て何々會社

(商社)を設置致し別紙社則定款に基き何々商工業相營申度尤御規則遵守可申候間御許可奉願候也

何市(區)町(何郡)村番屋敷

發起人 何 某 印

何市(區)町(何郡)村番屋敷

何 某 印

社則編制要點

- 一 社設の目的
- 一 本社的位置
- 一 本社の名稱
- 一 責任の制限
- 一 資金の額
- 一 株數及其引受高

を入れ能く攪拌して浮べる者を除き沈みたるものを箕に移して滴下せしめ直ちに清水にて數回洗滌すべし鹽水は再び用ゐるを得べしと雖ども其度毎に少許の鹽を加ふるを好とす斯くせば少許の鹽にて善き多量の種子を撰ふとを得るあり鹽水の調度は新鮮なる玉子を其中に浸し底面少許を水面に露出する位を好しとす或は飯粒を二三寸の高き處より落し一度沈みて再び浮び出るを度とするなり

庚 苦鹽水撰法

水撰法を行ひたる種粒は適

切に溶解したる處の苦鹽水に投し最も重量ある者を撰ふの法なり苦鹽一リットルの坪量は一、二、三〇乃至一、二七〇グラムあり然るに最も能く成熟したる粒の比重一、一四三前後なれば之を苦鹽水に投するときは悉く浮出するものなり故に適宜に水を加へ粒種の半分上浮出するを調度として用ゑべし粒一斗を精撰するには鹽水大概三斗を要す乃ち四五回にて撰ひ終るなり後は可成丈鹽氣を除し少も含まざる様注意すべし鹽氣は發芽力を害するを以て也

- 一 株主各住所姓名
- 一 役員撰擧法
- 一 同事務章程
- 一 會議總則
- 一 其他必要の點々

製造所創立願

一 私儀今般何市(區)何町(何郡)村(何番屋敷)に於て何々製造所創立仕度候に付別紙之通地圖并に最近人民承諾證相添此段奉願候也

年月日 住所身分 何 某 印

何町(村)長宛

但し地圖は其製造所敷地の略圖を書し四方の境界を記すべ

精撰法の利益

- 第一 種子充實にして養分を含むこと多きを以て其發芽充分にして且早し
- 第二 種子を蓄ふるに悪き種なき故腐敗の恐なし此の法を行はざる種は不熟の者或は疵等を混するを以て浸水法土固法等を行ふに當りて鬱然を生し爲めに善良なる種を損害す
- 第三 種料精撰法を行はざる者に比すれば稍々半にて足れるを以て苗の充たす所の地積廣く從て發生成長盛あり
- 第四 弱苗なきのみならず

し又最近人民の承諾証は硝子製造所或は鑛器製造所等總て最近へ災害を及ぼす製造所にあらざれば之を差出すに及ばず

◎營業願

一何々商工業

但し一ヶ年賣上見積高凡金何万何千圓

右今般營業致度尤御成規遵守可致候間御鑑札御附與奉願候也

何市(區)町(何郡村)何番屋敷

年月日

何 某 印

前書之趣願出候に付何等の御鑑札御下附有之度候

戸 長 何 某 印

何町(村)長何某殿

未だ戸長ある町村は右の如く與書するあり以下做之

◎專賣特許願

書面は總て美濃紙二ツ折にして上部曲尺一寸下部八分左二分綴料一寸を餘し摺行の内にて十三行二十五字詰を以て字は明瞭に認むべし

一何々

發明の名稱

(印紙を貼用すべし)

右は明細書に記載する通の(機械)(物品)(方法)にして私共の發明に有之候處專賣特許條例に相觸れ候儀無之且つ此願書及明細書に記載せし事實並に圖面(圖面を添ふるとき)に相違之廉無之段確信致候間何箇年間を期限とし專賣特許證御下附相成度此段奉願候也

何府何市(區)町(何郡村)

何番屋敷住族籍

年月日

發明者

何 某 印

二名以上なるときは各署名捺印すべし以下此例に依る

農商務大臣 何 某 殿

◎專賣特許願

他人の發明を讓受け專賣特許を願出るとき

善苗のみを以て地力を空費せず且つ大に肥料の損失を拒を得

第五 鹽水にて一斗の糶は三四升の善糶となる故に種糶を空費せず之を飯米用又は蓄類の飼料に供するも又不都合あり

第三章 交換法

種子を交換するには土地の遠近を問はず良種たる以上は之を求むるを善とすと雖も又氣候の寒暖地味の厚薄地勢の高低地質の輕重温氣の多少等に由りて差支あるべきものとす老農及び試験家の説に依れば却て遠近の

種子を購求するに寒國の種子を暖國に移さば暖氣に感ずること速かにして實ること甚だ早く從て收穫少く暖國の種子を寒國に移さば實に遲きに過て收穫又少し故に彼暖國なれば其早稻を求め彼れ寒國なれば其晚稻を求むるを好すと云ふ

種子を交換するに寒暖孰れの地よりするを好しとするやの問には私は寒地より暖地に移すの好しさを覺ゆ如何となれば植物は其何の種類たるを問はず凡て適せざるの地より適するの土地に移すときは生育盛にして収

一何々 發明の名稱を掲ぐべし (印紙を貼用すべし)

右は明細書に記載する通の(機械)(物品)(方法)にして私共發明者何某 住所本貫族籍をも記載すべし 發明に有之候處專賣特許條例に相觸れ候儀無之且つ此願書明細書に記載せし事實並に圖面 圖面を添に相違之兼無之段確信致候間何箇年を期限として專賣特許證御下附相成度此段奉願候也

何府何市(區)町(何郡村)番屋敷
本貫族籍發明者

證明人 何 某

年月日 同

發明讓受人 某

農商務大臣何某殿

◎商標登録願 (印紙を貼用す)

獲多く且つ其の品位も大に良好であるものなり然して之を栽培するの地愈々植物に適すれば成績從て愈々好しく且つ變性の傾向も愈々少なるべし

抑も米は熱帯近地の産あるを以て之を寒冷地に栽培するは乃ち不適の地に栽培するあり故に之を寒地より適地乃ち暖地に向ひ移して利ある疑なし

寒地の種子を暖地に遷せば早中晩を問はず多少早く熟するの氣味あり稻を早く熟さしむるは農家の爲めに通常便利のことあり種子を交

私(當會社當組)儀別紙明細書に記載の商標を自今相用度 條例後即ち明治十七年六月七日以後にして登録出願以前より使用せる商標なきときは去明治何年何月何日より(又は何月頃より)相用來候處右に付商標條例に相觸れ候儀無之段確信致候間御登録の上證書御下附相成度此段奉願候也

何府何市(區)町(何郡村)番屋敷住

本貫族籍 何業 何 某

何業 何 某

何業 何 某

年月日 何 會社

本貫族籍 何 某

社長 何 某

組長 何 某

農商務大臣何某殿

換するには土質地勢其他の事情に依りて變化なかるべからず

- 第一 瘠地より肥地に移せば利あり
- 第二 乾田より水田に移すを以て利ありとす
- 第三 山地に登りたるものを海邊に遷すべし
- 第四 山田に登りたるものを平地に移すを好しとす
- 第五 砂性土より粘土地方に移すを好しとす
- 第六 陰地より陽地に移すへし冷田に賣りたるものは通常田に移すべからず通常田に賣りたるものも又冷田

◎登録商標改正(兼用轉用)登録願
(此處印紙を貼用す)

一 何年何月何種附第何號登録證

一 第何種何品又は何々品に用ゐる商標

前記の商標を自今別紙明細書に記載の通改正商標登録願手續第十一條第何種何品又は何々品に兼用又は轉用致度右に付商標條例に相觸れ候儀無之段確信致候間御登録の上證書御下附相成度此段奉願候也

何府 何縣何市(區)町(何郡村)番屋敷
 本貫族籍
 何業 何 某 印
 何業 何 會社 印
 本貫族籍
 何 某 印

に移すへからず但し冷田に賣りたるものを通常田に移したるものは莖の成長盛にして結實少く且つ莖の倒損するの恐あり通常田より冷田に移すときは苗萎縮し熱期遅く結實少し今又冷田より通常田に移さんと欲せば初年には通常田の内にて最も冷温ある地を擇びて栽培し年を追ふて漸々温田に移し或は初めは泉水井水等の如き冷水を以て澆灌すべし通常田に適せるものを冷田に移さんとせば前法反するの法を行へ或は暖水法を行ひたる水を以て澆灌すべし

農商務大臣 何某殿

◎古物商鑑札御下附願

一 私儀古着古道具(或は古何々)商營業仕候尤古物商條例堅く遵守可仕候間何卒鑑札御下附被下度此段奉願候也

社 長 何 某 印
 組 長 何 某 印

往 所 身 分

年 月 日	何 某 印
古物商取締	何 某 印
(戸長與印)	
所 轄 警 察 署 宛	

◎古物商雇人鑑札御下附願

何府 何縣何市(區)町(何郡村)何番屋敷
 何 某 印

種子を他地方より購求するの
後其種類の適如何に依り
三四年より六七年を経れば
漸次に變性して不其の種類
とある此の變性の傾向を防
んと欲せば常に必ず精撰法
を行たる者を種子となす且
つ自己の田地の内にて甲
田より乙田或は乙田より丙
田は年々地を換へて栽培す
へし

◎苗代を論ず

第一章 苗代の土地 撰定

第一 苗代となすへき土地
は插釋田に比すれば稍々肥
沃ならざる者を以てすべし

一今般商業の都合に據り右人名の者雇人又は(自分何男)行商
爲致度儀に付鑑札御下附被下度名刺相添此段奉願候也

年月日

住所身分

何 某 ㊦

古物商取締 何 某 ㊦

(戸長奥印)

所轄 警察 署 宛

◎藥舖開業願

一私儀今般藥舖開業仕候間御成規之通御試験の上御許可被成
下度依而別紙履歷書相添此段奉願候也

年月日

何府何市(區)町(何郡村)番屋敷
身分 何 某 ㊦

◎藥舖支店開業願

一私儀藥舖營業罷在候處今般何市(區)町何番屋敷へ支舖を設
け何某を以て該店調劑擔當人と定め營業仕度候間御許可被
下度依て別紙何某履歷書并に免狀相添此段奉願候也

住所身分

本人 何 某 ㊦

年月日

支店調劑 担當人 何 某 ㊦

◎賣藥檢査願

一方名

一劑の量

何藥 量目何程 何藥 同 何藥 同

以上幾味調合或は丸散とし幾貼に分ち或は幾粒と爲し
幾粒を一包と爲し一度或は一日の用量大人小兒の區別

如何となれば肥地に生育せ
し稻苗をして瘠田に移し植
ゆるときは稻の生長宜しか
らず收穫從て少く且つ諸種
の災害に罹り易く例へば二
等田に仕立てたる苗を一等
田に移すが如きを云ふ
第二 苗代は乾田を好しと
す乾田なき地方にて成る
へく淺田を撰ふべし深田を
以て苗代とすときは
壹 播種後游泥の動搖す
るか爲めお種子泥中
に埋没し或は一處に
集合す特に充分甲芽
を發せざる種子を移
すときは間々腐敗す

其用法詳細

一 主治効能詳細

右は從來發賣渡世仕來候或は此度新に發賣仕度奉存候間御審查の上御差支も無御座候は、免許鑑札御下渡被下度依而製劑相添此段奉願候也

何市(區)町(何郡村)何番屋敷

族籍

年月日 願 人 何 某 印

◎賣藥受賣願

一方名

一同

一同

一同

ることあり

貳 苗細長柔軟にして強

壯あらず且つ其の生

長甚だ速かにして延

び過ぎ等の恐あり故

に移植の際折れ損し

易く移植の後倒損し

易し

參 苗勢薄弱にして外患

に堪ゆる力少なし

第三 苗代は南向にして能

く日光を受け西北に森林等

ありて寒風吹き通せず且つ

虫害雜草等の患少あく水の

灌溉自在にして水患の難を

免るゝの場所を好しとす

第四 苗代は必ず年々其處

を交換すへく毎年同一の地

に苗代を設くるときは稻田

苗の生育に必要な特種の

肥料を失ふを以て苗の生育

宜しからず之に反して年々

苗田を取換へるときは苗勢

盛にして根も亦多く移植の

後若生早く從て生成盛にし

て雜草も繁茂すること能は

ず虫も又其害を逞ふするを

得ず

第五 苗代は河の邊に設く

べからず蓋し洪水の爲めに

苗を流さるゝことあるを以

てあり殊に大河の水を急に

苗代に懸るは悪し苗代は山

麓に設くへからず鳥獸の害

一同

何府 何市(區)町(何郡村)何番屋敷

右營業人 何 某

但し營業者異あれば縱令一方たりとも必各營業者の族籍

住所氏名を上例に倣ひ之を區別して書記すべし

右の賣藥渡方今般受賣仕候依而別紙營業者へ御免許の御指令並に約定書相添此段願候也

何府 何市(區)町(何郡村)番屋敷

受賣願人 何 某 印

◎酒造營業願

何市(區)町(何郡村)番屋敷

一 酒造場 何 ヶ 所

一 建造物 何 ヶ 所

内 土藏 桁行何間 梁行何間

壹 ヶ 所

を被むるを以てあり又路傍に設くへからず牛馬苗を荒し或は道路の懸水秧田に流入し苗の延び過ぐるの思あり

第六 苗代としたる田は其吸収されたる肥料分を適當に補ふべき肥料を施すにあらざれば再び稻田となるへからず肥料は青草木灰廐肥等を適するものとす

◎海關稅品及無稅品名表 凡そ輸出入の貨物は其種類に依り定額の稅を課し(即ちの生糸は百斤に付一分銀七十五個輸入熟鐵は百斤に付一分銀零三を課する類の)或は價に隨て之か稅を課し(量目個數に拘らず該品價の百分を課稅するもの)

同 桁行何間 壹ヶ所

右之場所に於て明治何年度一期間酒造營業致度尤御規則遵守可致候間免許鑑札御下附被成下度仍て地方同業者五名連印及現場圖面相添此段御願申上候也

何府 何市(區)町(何郡村)番屋敷住 營業人 何 某 年月日 同 同業者 何 某

◎酒造桶瓶容量御檢査

何市(區)町(何郡村)何番屋敷

何 某

一桶(口徑何寸)但し新調(買入)(讓受)

何程

端桶の分 第何番桶

一何酒何程

今回御檢査を願ふ分

内 譯

何程

第何番桶

何程

第何番桶

何程

第何番桶

合計何酒何程

端桶の分

外に

何程

買入酒存在高

何程

古酒同上

小以何酒何程

一酒粕何程

内

又稅を免するあり其品類枚舉に違わらず全輸出入品目中に於て明治廿年中其元價率ね一萬圓以上に至るものを採て左に掲録し以て其概畧を示す但食鹽は二十年七月一日より石炭は二十一年九月一日より海關稅を免除せられたるを以て本表には共に内國產無稅品中に掲載せり

◎定價稅品内國產

- 樟腦 茯苓 五倍子 牡丹 皮 錫 鮭及鱈 海參 寒 天 推其 其他 替諸 酒類 昆 布 刻昆布 鱈鱒 鮑 蠟 醬油 魚油 木蠟 生絲

玉絲 熨斗絲 屑糸 繭
 空繭 屑繭 真綿 鮑殼
 綠茶 紅茶 番茶 葉煙草
 屑布 其他諸有稅品類
 ◎同外國産
 漁船 綿メリヤス 肌衣 毛メリヤス 毛綿メリヤス 肌衣
 明礬 規尼涅 大黃 乾藍
 色油 朱 鹿皮 生牛皮 獸蹄 靴底革 其他熟皮類 象牙 塊
 鐵 金鐵及竿 鐵 鐵及帶鐵 釘 鐵 板鐵
 鐵釘 鍊線 葉鉄 鋼鉛
 板鉛 水銀 錫 枚黃銅
 亞鉛 板亞鉛 蠟燭 赤
 砂糖 白砂糖 水砂糖 精
 製砂糖 綠綿 綿織絲 綿
 縫糸 更紗 雲齋布 綿繻
 子 綿天鵞絨 生金巾 晒

何程 御検査濟の分
 内 賣捌濟の分
 何程 自用の分
 何程 存在高
 殘粕何程 今回御検査を願ふ分
 右之通相違無御座候間皆造御検査被下度此段相願候也
 何府 何市(區)町(何郡村)番屋敷住
 何 某印
 ◎自家用料酒類製造御免許願
 何市(區)町(何郡村)番屋敷
 何 某
 一清(濁)酒何程 製造高見込

金巾 綾金巾 色金巾 緋
 金巾 天竺布 寒冷紗 毛織糸 組糸類
 フランケット ムラ子ル
 毛繻子 綾吳呂 羅世伊多
 縮緬吳呂 オルレンス
 セルヂス 旅氈羅紗 毛綿布 雜類
 麻帆布 麻布類 綿布手巾
 蠟布 卷煙草 其他諸製 籐 烟草類
 船索 肩衣 諸綿布類其
 他諸有稅品類
 ◎從價稅品内産
 樟腦油 吳萊萸 人參 薄
 荷腦 薄荷油 藥材雜類
 田作 乾魚 鹽魚類 淡菜
 貝之種 乾貝類 安質母尼
 真鍮線 生銅 板銅 熟
 銅類 故銅 銅線 屑真綿

此白米 何程 内 蒸米何程
 此仕込水 何程 麴米何程
 一燒耐 何程 同 前
 此元酒粕 何程
 (他の酒類も右に準すへし)
 合製 何程
 右は本年度自家用料の爲め製造仕度候に付免許鑑札御下渡被
 下度此段相願候也
 年月日 何 某 印
 ◎乳汁搾取營業願
 何國産 何頭
 一牛

錫 毛皮 生皮 粉茶 玉
 茶 竹材 木炭 百合根
 木材及板類 洗濯石礫 諸
 飲食物類 其他諸有稅品類
 大砲 カルトリッヂ其他
 乘車及 鐵道 及同部 置時計類
 車具類 客車 分品類 掛時計類
 刃物類 工匠具類 藥器
 外科器 測量器 其他諸學 海軍
 部 鑛山機及 印刷機
 類 同部分品類 及同部分品類
 其他部分 縫衣機及 紡績機及同
 器械類 同部分品類 部分器類
 其他諸 顯微鏡 同部分 及
 機類 同部分 及
 類 同部分 袂時計 牛酪 珈
 琲 糖菓 諸類生卵 ハム
 及ベークン 乳膏及乳粉
 茶 其他諸 鉛筆 印刷料紙
 食物類 唐紙 印刷墨 黃紙
 洋紙類 長靴及短靴 鈕釦類
 文具類

内
 牝 何頭
 牡 何頭
 犢 何頭
 右は乳汁搾取の爲め何市(區)町(何郡村)番屋敷に於て蓄養營
 業致度候間實地御検査の上鑑札御下附被成下度仍て隣保承諾
 書相添此段奉願候也
 年月日 何市(區)町(何郡村)番屋敷身分 何 某
 ◎浴湯營業願
 一私儀今般何市(區)町(何郡村)何番屋敷に於て浴湯營業致度
 尤も温度の制限及男女の區別等確乎相立都て御規則相守危
 害の憂無之様豫防可致候間御許可被成下度仍て隣保夫々承

粧飾料品類 石炭酸 撒里
 矢爾酸 酒石酸 龍腦 桂
 皮 桂皮油 タイナマイト
 人參 火藥 麝香 赤燐
 貌魯密度 沃度剝 劍篤亞
 斯 篤亞斯 泊美蘭 重炭
 酸曹達 苛性曹達 沈香藥
 材雜類 製藥雜類 アニリ
 ンダイス 紺青 ログウー
 ト越幾斯 紅花 スマルト
 及コバルト 洋漆 其他諸染料
 鏡玻璃片 屑玻璃及 玻璃器類
 毛皮 鼈甲 道鏡 屋鏡
 筒鏡及管鏡 鏡螺旋釘反
 牝牡螺旋釘類 鐵線索 銅
 鏡線索 壁爐置爐附屬器類
 其他鉄 壁爐置爐附屬器類

諸書及び構造目論見書并に現場圖面相添此段奉願候也
 年月日 何市(區)町(何郡村)番屋敷 何 某
 ◎車御檢印願
 一私今度何々車新規所持致候間御檢印被成下度奉願候也
 住所身分 何 某
 ◎車檢印押換願
 一私今度何々車破損に付繕以候間御檢印御押換被成下度此段
 奉願候也
 住所身分 何 某
 ◎商船鏗札願
 年月日 何 某

其他鐵器類 鋼線 鋼器
 類 眞鍮器類 日耳曼銀
 管鉛 白銅 鑄器及 其他諸金屬
 無味香 油及無味香蠟 菓
 麻子油 椰子油 石油 其
 他藥料に非ざる諸油類 糖
 密及糖水 生綿 羊毛 毛
 布雜類 生絲繭真綿類 絹
 紬縐子 其他諸絹布類 毛
 綿縐子 亞麻類 バラント
 タベストロリー類 フェルト
 氈靴護謄布 縫糸雜類 布
 帛類 麥酒 フランデール
 シヤムパン 支那酒 黑麥
 酒 フェルモツツ ウヰス
 キー 葡萄酒 コーク 乾
 鰾(肥料) 海羅 板護謄

一日本形商船
 何々丸
 何石積
 持主 何 某
 船頭 何 某
 外何人乘
 右今般新規構造致候間御検査の上御鑑札御下附被成下度此段
 奉願候也

年月日

何 某 印

◎汽船新造検査願

西洋形暗
 外車何
 一瀛 船
 何府(縣)何市(區)町(何郡村)
 何番屋敷

セメント 木材及板類 珊
 瑚珠 塞子 天鰯絲 家具
 類 麻袋 護謄器類 ラン
 プ及全部分器類 皮革器類
 香水及香油 磁器及陶器
 珠玉及金銀細貨類 靴 墨
 化粧 石鹼 紙卷烟草 其
 他諸有稅器類
 ◎然稅器内國産
 書籍 雁皮紙 壁紙 其他
 諸紙類 硫黃 硫酸 麥粉
 其他穀粉類 米 食鹽 小
 麥 熟皮 綿氈 其他綿布
 類 毛布類 絹布類 絹布
 手巾 絹製品類 其他諸衣
 裳及附屬品類 石炭 銅貨
 扇子 團扇 家具類 紙製

持主 何 某 印
 全
 船長 何 某
 外乘組何人
 船名
 何
 長サ
 何十何尺
 巾
 何十何尺
 公稱馬力
 何 個
 登簿噸數
 何 本
 船價
 何万何千圓
 定繫港
 何 港

右は今般何々地造船局にて構造致居候間御検査の上御免許

及人車 マッチ 地席類
 提灯 畫類 屏風 麥稈サ
 ナダ 和傘洋傘 竹器類
 青銅器類 銅器類 玻璃器
 類 鐵器類 象牙器類 漆
 器類 紙器類 磁器及陶器
 類 紫檀器類 七寶器類
 麥稈器類 木器類 其他諸
 無稅品類

◎全外國產
 麥粉其他穀類 書籍 袴鈞
 手袋 帽子 襟飾 足袋
 其他諸衣服及附屬 硝石
 豆類 米 鐵鋸及鋸鏈 茶
 鉛 馬 綿羊 石炭 油槽
 包皮 領襟

鑑札御下附被成下度仍て別紙船價皆濟の證及各件書類相添此
 段奉願候也

右持主
 何 某 印

定繫港名代人
 何 某 印

年月日

◎漁船檢印願
 一漁船 壹艘 何間何尺船艦の大小を記す

右は私漁獵の爲め相設け候船にて今般新規に造候間御檢印被
 成下度尤御規則の通堅く相守候此段奉願候也

年月日 住所身分 何 某 印

◎船舶登記濟下附願

倉庫敷料輸出入貨物元價五百圓以上
 限を稅關倉庫に預るとき
 該品の數量に依り一ヶ月
 十五日以下の日數
 は總て半月と算す 若干を收入す
 るの定規あり

◎出入港手數料
 入港 洋銀拾五弗 出港
 洋銀七弗

◎雜諸證書料等
 建固狀其他特別證書類手數
 料

壹通に付洋銀一弗五十仙
 ◎日本牧畜の不利ある
 原因
 五六年前人種改良論の盛な
 りし以來日本人の體格小に
 して顔色の蒼然たるは主と

定繫所
 第何號(鑑札番號)
 一西洋形船 何々丸

檣 何 本
 長 何 尺
 幅 何 尺
 深 何 尺
 登簿噸數 何 噸
 公稱馬力 若干
 漁機 何 々
 漁船 何 々
 端船 何 艘
 何 々

して肉食せざる爲めなりとの説起り爾來肉食の流行は漸く盛にして従て牛乳を用ふるもの増加するの模様となりたれば之と共に牧畜の業に従ふ者も漸く増して牧場の設置各地方に起れり然るに是等の牧場は何れも皆な利益少くして好結果を見しものとは其數僅少也と云ふ今其原因に就て此道に精しき人の話を聞くに西洋にて牛を畜ふは専ら肉用の爲めにあらずして寧ろ牛乳を取るのが爲め也而して牛乳を用ふるは各家普通にして牛乳を用ひざるの家あしと

又、
 定驛所何
 第何號(鑑札番號)
 一日本形船
 石 數
 長 何 間
 幅 何 間
 深 何 間
 端 船 何 艘
 何 々 何 々
 何 々 何 々

右の船舶今般何市(區)町(何郡村)何番屋敷何某より買受(讓

云ふも不可なき程あり左れば牧畜を爲す者は牛乳を供給する丈にて充分の見込立つことなるに我國にては牛乳を用ふるものとは誠に僅少の人をして牛肉を食する人の方多し而も其肉食する人は先づ東京或は都會繁華の地に住居せり然るに都會の地は地價高くして牧場に充つるが如き地所なきより僻遠の地を撰んで之に充つるより需用地ある都迄牛を引出すには中々の入費用掛る其中には神戸の如き一、二海運の便利ありて廉價に運送する處あるより勢ひ之

受)候に付鑑札書換願出候間登記濟の證御下附被成下度此段奉願候也

年月日 何 某 印
 某登記所御中
 何市(區)町(何郡村)何番屋敷

◎地所登記濟證下附願

何市(區)町(何郡村)字何何番地
 一田何反何畝步
 地價金何圓
 何市(區)町(何郡村)字何何番地
 一畑何畝步
 地價金何圓

右の地所今般何市(區)町(何郡村)何番屋敷何某より讓受(買受)

と平等の價格に賣捌かざるを得ずして多くは其入費の爲めに損失を被る次第あれば牧畜に充分の利益を見る事は一般に牛乳を需用するに至る迄は難かるべしと云へり

◎蠶種貯藏法

本年は例年に比し温度高ければ蚕種の如きも例年よりも速に孵化せざるやなと養蚕家は存りに杞憂を抱き居る事あるが今蠶種貯藏法に關して山梨縣蠶糸業取締所が某氏の質問に答へたる要點を聞くに此法に付ては未だ新規簡便の良法を發明せ

候に付地券臺帳登記書換願出度候間登記濟の證御下附被成下度此段奉願候也

何市(區)町(何郡村)番屋敷

年月日

何 某 印

某登記所御中

◎建物賣買讓與に付登記願

一 地所 建物云々 何ヶ所

此代價 金何圓

住所

此登記料金何圓何錢 買受人 何 某

右の地所(船舶)(建物)今般何郡(市)何村(町)何番屋敷何某へ賣買讓與致候に付登記被下度此段連署を以て奉願候也

右

賣(讓)人 何 某 印

古舊來の慣法に一層注意を加ふる外なく即ち光線を遠

さけ家屋中寒氣の最も強き場所を撰み桐の箱等に入れ外氣に感せしめま催青せしむる迄は務て暖氣を知らしめざるを要す尤も此頃練木技師が右貯藏法に就き述べられたる説は厚き板を以て二重箱を製し板と板との間五寸許りの間に材木の挽き屑を詰めて外氣の感染を防ぎ蠶種を其中に入れ周圍を目張して毫も外氣を容れず唯箱の横と上面の管を締めて空氣の流通を自由からしむ而して其空氣を冷かから

買讓受人 何 某 印

◎官有地拜借願

一 私今般何市(區)町(何郡村)官地へ別紙圖面の通東方の隅間口何間奥行何間此坪數何程拜借何々製造場けんちく商業所建築仕度候依て一坪に付一ヶ月何程の地租上納仕候間御差支無之候は御許可被成下度此段奉願候也

住所身分

年月日 拜借人 何 某 印

同

保證人 何 某 印

◎開墾御願

一 私等何名申合せ當府(縣)下何市(區)町(何郡村)番地字何山(原)を開拓致し桑(茶)苗何程植付一層產物繁殖を計候目論

しむる爲め鐵管を用ゐる管の
周圍は水を以て包むべし左
すれば箱中に入る空氣は一
層の冷氣を感ずべし云々

◎漆器の輸出

漆器は日本の最第一産物の
一なり、維新以來生糸茶、
陶器米等と同じく我邦必要
輸出品の一たりしが、近來
少しく其額を減少するに至
れり是れ其の質粗惡に赴き
しに依るものにして彼の但
馬の椀の如き、従前は一足
即二百個(蓋を併せて)を塗
るに、生漆百二十匁を用ひ
たりしも漸く用量を減少し
て近來は五十匁を用ひて塗

見別紙繪圖面の通に候間御許可成下度尤地租の儀は向ふ五
ヶ年但し後より一町歩に付金何程宛上納可仕候也

年月日

身分 何 某 ㊦

◎何々興行御願

何府 何市(區)町(何郡村)何番屋敷
族藉身分 何 某

右者今般何郡何村何番地に於て何々興行致度尤御規則之通稅
金上納仕候間別紙圖面相添此段願上候也

年月日

何 某 ㊦

何郡何村何番地何々興行場之圖

ると云ふ、輸出品に在ても
亦此例あり

而して輸出漆器の甚たしく
粗惡に赴きたる第一の原因
は、外商は濫りに安價の物
品を注文し、又内商は競ふ
て其意に投せんと欲するも
漆器は元來高價あるもの奇
れば、假令利益を顧みざる
も到底安價を以て精良なる
品を製出するを得へからず
是に於てか奸策を生し遂に
粗惡品寧ろ偽造品を製出し
て、彼の求めに應ずると一
般の風どありたるあり、漆
器の善惡は、第一木質によ
り、漆は寧ろ第二なりとす

何 間

三 三

年月日

右 何 某 ㊦

◎改名御願

何府 何市(區)町(何郡村)何番屋敷
何 某 ㊦

右願出仕候私儀從來何々營業罷在今般家督相續仕候處是迄父
何々誰名義を以て諸國得意及同業取引罷在私名前にては自然
營業相成難と姿に立至り殊に書狀往復其他に差支不便抄なか
らず難澁至極仕候間親戚協議之上私儀者父名何々と改名父何

木之標を最上とし、其他総て堅緻なるものを選ばざるべからず、然るに近來の輸出品にハ檜若くは杉を用うるもの多し、且益の如きは鑊製べきを近來の輸出品にハ、曲物の如く製して之に漆を塗りたるもの多し、其脆弱なるを知るへし、其粉地の精粗も頗る關係あるものあり、従前は砥粉を漆に解きて塗りたるを以て、堅牢なりしが、近年は砥粉を澁にて解き甚たしきに至てハ、胡粉と糊とを煉りて塗るものあり

以上は即ち本邦漆器の品質

々儀は何々と改稱仕度熟議相決候間何卒事情御洞察下され何々と改名之儀御許可成下され度親類連署を以て此段願上候也

年月日

右

父 何 某印

親 族 籍 何 某印

叔 父 何 某印

親 族 籍 何 某印

從 親 族 籍 何 某印

弟 何 某印

何府縣 何某股 以下同宛名の願書は記名を署す

住所

◎會社入金手形証

一金何百圓也 壹 株

右は何某殿儀當社一株の持主たる事相違之なき證として此株式券狀を附與するもの也

但此株式券狀を賣買讓與せんと欲せば當社へ持參し規則に照し此券狀裏面枠内へ調印を受くへし

年月日 何 會社社長 何 某印

◎烟草營業鑑札御附與願

何府縣 何市(區)町(何郡村)何番屋敷

何 某

右は私儀今般煙草營業仕度候間左之鑑札御附與成下され度此段願上候也

を殖して脆弱ならしめ、終に聲價を落し信用を失ひて輸出を減するに至らしめたる原由ありとす、而して生漆其物にも、亦頗る品位の高下あれば、左に因に之を述ふへし

生漆の産出は往年は關西を多しとせしが、現今尤も多く産するハ、羽前、羽後、越前、越後、陸中等あり、而して生漆は採取の季節によりて五種に區別す、即ち夏土用十日前陽面の上部より採り始め、最初五日間に採りたるを初と云ひ、初に續きて採りて漸く下部に至る、

之を盛と云ひ、盛盡れば轉して樹の陰面より採る、之を裏目と云ふ、是時季候は已に秋とあるかり裏面盡れば樹の陰陽面を問はず上下に残れる部を周匝して採る之を止と云ふ、之にて概ね樹は枯死するなり、依て止了れば代木して枝より採る之をセシメと云ふ、セシメを取るは十月の候に至るなり、上圖を見て其大概を知るへし
生漆の品位は土地に依り、氣候に隨ひ又採る者の巧拙によりて同しからず、通例最上品は多く、盛にわれど

年月日 右
何 某 殿 何 某 印

◎送籍御願

何府 何市區町(何郡村)何番屋敷、
族藉

何 某

外家族何人

右の今般何郡何村何番地へ移轉仕候間送籍成下され度願上候也

年月日 右
何 某 殿 何 某 印

◎道路修築御願

一何市(區)町(何郡村)何れより何れ迄道路破損致し馬車は勿論諸人悉く往來に難澁仕候間何月何日より何月何日迄幾日間
に其市町村より各戸自費にて修葺立瓦に仕度候間此段御許可
奉願候也

年月日 右
總代 何 某 印

◎堤防修理願

何市區町何郡村何川
一字何々堤 長さ何間

右昨年來の霖雨にて河水屢漲り潰損し居候處向後万一洪水等有之候節は大害を醸すこと必然に候間岸付修理仕度御見分被成下度此段奉願候也

法律之部

◎商標條例摘要

第一項 商標登録に係る願

も或の初若くは裏目にして盛に勝る品もあり、價の最上品は十圓以上なるもあり漸く下りて最下品は二圓以下なるもあり
最下品には種々の混合物あり、油、木、膠、松脂水其他の種々ある物を混す、而して其純駁を鑒別するは專業家と雖ども頗る難しとする所なりとす、下等の漆器には松膠の臭氣あるものあるは甚しく多く混したるなり

書には左の區別を従ひ証
券印紙を貼用すへし

一 商標の登録登録商標
の兼用又は改正及登
録証の再渡

壹 圓

二 登録商標の満期續用

五 圓

第二項 登録証を受くるも
のは左の區別に従ひ登録
料を納むへし

一 商標の登録拾圓二十
錢登録商標の兼用轉
用又は改正の登録金
五圓三十錢登録商標
の讓與又は分與の登
録金五圓

右
年月日 總代 何 某印

◎川洲拜借願

一私儀何商の者に候に付暑氣の候水邊納涼中何々川何洲の内
長さ何間巾何間拜借(氷水草物葛湯節湯等)出し店仕相當の
地稅差上御規則通相守可申候間此段奉願候也

住所身分

年月日 拜借人 何 某印

◎屋根看板御認可願

一私儀何商の者に候處右商業の爲め目標私宅大屋根小屋根の
間へ別紙繪圖之通看板建何尺 巾何尺の物相掲申度此段奉願上候也

住所身分

年月日 何 某印

◎小屋掛興行御願

一私儀今般何市(區)町(何郡村)何番地に於て東西何十間南北
何十間の小屋掛相營み何月何日より何月何日迄何日之間
角カ別紙藝人何府(縣)鑑札所持の者相雇興行仕度御規則の
趣堅く相守可申候間御許可被成下度此段奉願候也

年月日 興行人 何 某印

◎藝妓稼御鑑札願

何市(區)町(何郡村)番屋敷
何 某
長一々女 何
或ハ姉妹 九 某
右は今般藝妓稼仕度尤諸事御規則の趣堅く相守可申候間御鑑
札御下渡可被下奉願候也

何市(區)町(何郡村)番屋敷

第三項 商標は農商務省の

商標簿に登録を経たると
きは其所有主に於て登録
の日より十五年間之を專
用するの權を有すべし

第四項 登録商標の專用權
を他人に讓與又は分與せ
んことを願出るときは讓
主より約定書本書を添へ

願書一通を差出すべし但
其登録を経るときは約定
書本書に登録済の証印を
捺し之を下付すへし

第五項 登録商標の專用満
期の後之を續用せんとす
る者は満期三ヶ月前に更
に其登録を願出つべし

第六項 左の商標は登録を願出つることを得ず

- 一 已に登録せる商標と同一又は相紛らぬしき商標にして同一種類の商標に用ふるもの
- 二 地名名家號會社名のみを以てする者又は商品普通の名稱或は内外國の旗章のみを以てするもの
- 三 同業者普通に用ひ又は商業上慣用せる目印を以てするもの
- 四 新に使用する商標にして本條例頒布以前

年月日 戸主 何 某

◎娼妓營業願

何市(區)町(何郡村)何番屋敷
平民何職

何某(次三)女

九 九

何年何月何日生

私實父誰儀何渡世に候處昨年より長病相煩ひ職業相休み今日に至り藥用の手當にも差支候へ共親戚何れも赤貧の者にて見繼候者無之目下糊口の策に差支候に付今般親族協議の末何市(區)町(何郡村)何番地貸坐敷渡世何の誰方へ娼妓出稼仕候尤も右は私眞意より出候儀に御座候何卒御鑑札御下附被成下

度此段連署を以て奉願候也

右本人 九 九
右父母兄弟 何 某
何市(區)町(何郡村)何番屋敷
右誰叔父 何 某

届書之部

◎寄留届

何府(縣)市(區)町(郡村)番屋敷
身分職業 何 某
何月何日より寄留 何 某
(或ハ)何某父兄弟

- 第七項 登録商標を他の種類の品に兼用若くは轉用又は之を改正せんとするときは更に其登録を願出すべし
- 第八項 商標を登録せる後第六項に觸れ又は登録願書及見本明細書に相違ふの事實あることを發見したるときは其登録無効に歸し登録証を返納せしむへし

第九項 登録商標主其業を廢したるときは廢業の日より其專用權を失す休業三ヶ年に及ぶ者亦同之

◎專賣特許條例摘要

- 第一項 專賣特許に係る願書には左の區別に従ひ證券印紙を貼用すべし
 - 一 專賣特許追加特許 三、圓
 - 二 專賣權の讓與分與 五、圓
 - 三 專賣特許證の再渡 一、圓
- 第二項 專賣特許證を受くる者は左の區別に従ひ專賣特許料を納むべし

右之者私方へ雇入（或は私所持）何市（區）町（何郡村）何番屋敷控家方に」寄留致居候間此段御届申上候也

年月日

何々警察署御中

◎寄留人出立届

何府（縣）市（區）町（郡村）番屋敷

身分職業

何 某

（或は）何某父兄弟

何月何日より寄留

何 某 年 齡

右之者私方に寄留致居候處本日出立致候間此段御届申上候也

- 一 五年の專賣特許 十 圓
 - 二 十年の專賣特許 拾五 圓
 - 三 十五年の專賣特許 廿 圓
- 第四項 左の諸目に觸るゝものは專賣特許を願出ることを得ず
- 一 他人の既に發明したるもの但し他人より讓受けたるものは此限にあらず
 - 二 專賣特許願出以前公に用ひられ又は公に知られたる者
 - 三 治安 風俗 健康を

年月日 何市（區）町（何郡村）番屋敷 何 某 印

何々警察署御中

◎全戸寄留届

何府（縣）何市（區）町（何郡村）何番屋敷身分職業亡某何男戸主

何 某 年 齡

明治何年何月何日何府（縣）何區（郡）何町（村）何番地身分何某二（三）女を娶る

妻 九 九 某

長男 何 同 某

二男 何 同 某

害すべきもの

四 醫藥

第五項 軍用に必要なりと認め又ハ廣く用ひしむることを必要ありと認むる發明にハ農商務大臣に於て專賣特許を與へず又は既に與へたるものと雖も之を取消することあるべし此場合に於ては農商務大臣に於て相當と認むる報酬金を其發明者に下付すへし

第六項 專賣人其發明を改良したるときハ追加專賣特許を願出ることを得但追加特許は原專賣特許の

長女 九 同
三男 何 某
二女 九 同
同 九 同

右去る何日より當市區何町(當郡何村)何番屋敷に有之候何某持家へ全戸寄留致候間此段御届申候也

右 戸 主

何 某 印

家 主

何 某 印

年 月 日

◎寄留御届

何府(縣)何市(區)町(何郡村)

年限を超ゆることを得ず

第七項 專賣人は其發明品に專賣特許證の年月日及年限を標記すへし品柄に由り標記することを得ざるものは其上包等に標記すへし

第八項 左の場合に於ては

- 專賣特許無効に歸し其特許證を返納せしむへし
- 一 第四項の諸目に觸れたることを發見したるとき
- 二 願書并明細書圖面等に相違の事實あることを發見したるとき

第九項 左の場合に於ては

右御届申上候也

年 月 日

何市區町村長何某殿

◎寄留換御届

何府(縣)何市(區)町(何郡村)
何番屋敷寄留
原籍何府(縣)何市(區)町(何郡村)

何番屋敷寄留

原籍何府(縣)何市(區)町(何郡村)

何番屋敷族籍身分職業

何 某

年 月 日 生

右

何 某 印

專賣の權を失ふ

- 一 專賣特許權の日附より二年を経て其發明を實施公行せず又は事故を届出ずして二年間之を中止したるとき
- 二 專賣特許の發明品を外國より輸入して之を販賣したるとき

◎郵便條例摘要

書 狀

- 目方二匁迄 二錢
 - 全二匁以上四匁迄 四錢
 - 全四匁以上六匁迄 六錢
- 以上右の割合を以て目方二匁迄を増す毎に税金二錢つ

何番屋敷寄留族籍身分職業

何 某 妻 誰

右者は迄前記之通寄留罷在候處今般何府縣何市區町何郡村何番屋敷へ寄留替仕候間此段御届申上候也

年 月 日

何 某 印

何市區町村長何某殿

◎寄留人御届

何府縣何市區町何郡村何番屋敷

寄留

原籍何府縣何市區町何郡村

何番屋敷族籍身分職業

を増して納むへし

郵便葉書并帶紙

- 一葉書 一葉一錢
 - 一往復葉書 全 二錢
 - 一郵便帶紙 一錢
 - 一万國聯合郵便葉書全 二錢
 - 一全 全 三錢
 - 一全郵便往復葉書全 四錢
 - 一全 全 六錢
- 書籍并見本品 二錢
- 目方卅匁迄 四錢
- 全卅匁以上六十匁迄 四錢
- 全六十匁以上九十匁迄 六錢
- 以上右の割合を以て目方三十匁迄を増す毎に税金二錢づゝを増して納むへし
- 但し書籍は一個の目方三

右御届申上候也

年 月 日

何 某

何年何月何日生

右

何 某 印

戸 主

何 某 印

何市(區)町村長何某殿

◎止宿人御届

何府縣何市(區)町(何郡村)

何番屋敷

原籍何府縣何市區町(何郡村)

何番屋敷族籍身分

百匁迄見本及び雛形は一個の目方一百匁迄に限るべし

官報并新聞紙雜紙類

但一號一個にて差出すものは

目方十六匁迄 五厘

全十六匁以上卅二匁迄 一錢

全卅二匁以上四十八匁迄 一錢五厘

以上右の割合にて目方十六匁迄を増す毎に税金五厘つゝを増して納むべし
但二號又は二個以上を一束に差出すものは
目方十六匁迄 一錢

年月日より止宿

何 某

年月日生

右前記之者止宿致させ候間此段御届申上候也

右 戸主

年月日

何 某印

何市(區)町村長何某殿

◎雇人御届

何府(縣)何市(區)町(何郡村)

何番屋敷族籍何某雇

原籍何府縣何市區町何郡村

何番屋敷族籍何某何男

年月日原籍より雇入

何 某

年月日生

全十六匁以上卅二匁迄 二錢

全卅二匁以上四十八匁迄 三錢

以上右の割合にて目方十六匁迄を増す毎に税金一錢つゝを増して納むべし

書留手數料

郵便物 一個 六錢

別配達料

東京々都大阪 十錢

右之外郵便局ある地は 六錢

郵便局なき地は路程十丁迄 六錢

全十八町以上卅六丁迄 十二錢

右前記之者雇入候間此段御届申上候也

右 雇主

年月日

何 某印

何市區町村長何某殿

◎養子御届

何府縣何市區町(何郡村)何番屋敷

何某何男

何 某

年月日生

右は今般何府縣何市區町(何郡村)何番屋敷何某方へ嗣子養子に差遣し候間戸籍面御記載替成下され度此段御届申上候也

右父兄族籍

年月日

何 某印

ときは郵便切手を以て之れを補ふへし
 一郵便物を差出す方にて其税を前納せざるときは其届け先より未納税の二倍を納めしむへし若し前納の税に不足あるときは届け先より不足税の二倍を納めしむへし
 一郵便物の届け先にて未納税又は不足税を納めず其郵便物を受取らざるときは之を差出人に戻し差出人より未納税又は不足税の三倍を納めしむへし
 一書留郵便物は表面に書留と記し郵便税并に書留手数料

料をも差出人にて前納し郵便局又は郵便受取所に差出し受取証書を取置くへし但書留手数料は郵便切手にて納むへし
 一別配達郵便物は郵便局ある地に達すべしものあれば表面に別配達と記るし又郵便局なき地に達すへしものあれば何地郵便局より別配達と記るし郵便税并に別配達料とも差出人にて前納し且書留手数料を納め書留郵便の手續にて差出すへし但別配達料は郵便切手にて納むへし
 一船舶に達する別配達は其

年月日 保証人 何 某 殿
 何 某 殿

◎借用金證券

一金何圓也 此利子年幾何

無抵當

前記之金圓借用致候處實正也然る上は來る何年何月限元利共無相違返納可致爾後若し拙者に於て如何様之事有之候共返金之義務は拙者一身に附着可致儀に御座候爲後日借用證券如件

年月日 借主 何 某

何 某 殿

◎抵當金借用證

印紙

一金何圓也 但利子壹ヶ月幾何の定め

此抵當品

何々 何個

右之金子抵當品差入來る何年何月限にて借用致候處確實也然る上は利子金幾何月日何限無遲滯可致若し期限に至り遲滯致候節は右抵當品賣却し其代金を以て返辨可致候若し代金元利に不足相立本人辨償難相成候節は右殘金保證人より相辨へ貴殿へ聊御損難相懸間敷候爲後日證書依而如件

住所

借用主 何 某 殿

年月日 同

保證人 何 某 殿

何 某 殿

船舶の碇泊所に従ひ別配達料の外相當の艀船料を受取人より納むへし

一 外國へ差出す郵便物は届先地名及氏名等は歐文にて認むへし但清國朝鮮國は本邦文字にても妨げなし

一 外國へ差出す郵便物税は其國に依り差違あるものに付郵便局へ就き聞合すべし
一 萬國郵便聯合葉書は郵便聯約國に限り使用するものとす

一金銀銅貨又は紙幣を封入したる郵便物は書狀の定税を郵便切手又は郵便封皮にて納め別に左表の貨幣遞送

◎二重抵當之證

一金何百何拾圓也

但し利足一ヶ月幾何の定め

右書入物

何郡何村何番地字何々

一 田何反何畝步

此收穫米何石何斗

此地價金何百何拾圓

此地租金何圓何拾錢

右は拙者所有之田地にて何年何月何日何市(區)何町(何郡村)何某へ書入金何圓借用致居候處右見込之代金餘分に有之候に付該人へ熟談之上其分貴殿へ抵當として前書之金員借用致候處實正也然る上は來る何年何月何日限無相違返却可仕候万一遲滯致候節は此地所賣拂代金を以て返辨可仕候爲後日如件

配達賃を貨幣にて納むへし但し郵便税并に貨幣遞送賃は差出人にて前納し貨幣配達賃は其郵便物を配達するるとき受取人より納むへし

◎郵便爲替差出及

受取方心得概要

第一 通常爲替差出方

爲替證壹枚の金高は三拾圓を限り端數は厘位を限るべし

爲替料は路程の遠近に拘はらず左の割合にて納むへし
爲替金高五圓迄 四 錢
全 金高拾圓迄 六 錢
全 金高貳拾圓迄 拾・錢
全 全 三拾圓迄 拾五錢

印紙

◎月賦金借用證書

何 某 殿

年 月 日

住 所 書 入 主 何 某 印
同 保 證 人 何 某 印

一金何圓也

但利子金毎月何日限何程宛

右之金員月賦を以て當何年何月より來る何年何月何日迄元利共金幾圓宛無相違返辨可致万一壹ヶ度にても相滯候節は本人に拘りらず請人より辨償可仕候爲後日確證依て如件

借 主 何 某 印
請 人 何 某 印
年 月 日

清國上海と内地間に受授する爲替料は左の如し
 爲替金高拾圓迄 拾 錢
 全 全 貳拾圓迄 貳拾錢
 全 全 三拾圓迄 參拾錢
 爲替を差出すものは爲替を取扱ふ郵便局にて爲替願書の用紙を申受け之に爲替金高年月日爲替金を拂渡すべき郵便局名及び差出人受取人の宿所氏名を認め印を押し爲替金を爲替料とよもに郵便局に差出し爲替證書及受領證書を受取るへし
 但爲替證書は差出し人より自費にて受取人へ送るへし

何 某 殿
 ◎年賦金借用證書

印紙

一金何圓也

但利子金毎年或は半年毎に何程宛の定め

右之金子年賦を以て借用致候處確實也返濟之儀は當何年何月何日より來る何年何月何日迄何ヶ年賦に相定め元利共屹度返濟可致候若し一ヶ度にても相滞候節は本人に拘はらず請人より辨償可致候爲後日年賦證如件

住 所 借 主 何 某 印
 年 月 日 同 請 人 何 某 印
 何 某 殿

◎地所書入借用金之證

此証書は借主より貸主へ委任狀を渡し返金遲滞の節は隨意に處分せらるゝも不苦旨を約し且つ其費用を別途に辯ずるを約する節に用ふ

一金何圓也
 此 抵 當
 何縣何郡何村
 一田何反何畝何步

地價金何拾圓何拾錢何厘

右は拙者所有之處今般前書之地所書入本文之金員借用候處實正也就ては當何月より起算致し一ヶ年金百圓に付何程の割を以て來る何年何月限利子金相納可申候尤地租始め諸掛りは借主に一切任拂候筈に有之返濟之儀は其翌年即ち何年何月何日限無相違皆濟可致候万一期限に至り返金遲滞候節は書入之

差出し人爲替證書を受取人に送るときは爲替願書に認めたる差出人受取人の宿所氏名其他を漏れなく受取人に通知すべし此通知する書面と爲替證書とはあるべく別封にて送るべし差出人爲替證書を受取りたる後若し爲替無用とありたるときは振出し局に爲替金の返戻を請ふを得べし
 第二 通常爲替受取方
 受取人爲替金を受取るときは爲替證書の表面受取人記名調印の部に氏名を書し印を押し拂渡の局に行きて其證書を差出し郵便局にて尋

る差出人受取人の宿所氏名
其他爲替證書に書入れたる
諸件を皆克く明かに答へ爲
替金を受取るべし

差出人爲替金の返戻を受く
るときは前項の受取人と全
しく爲替證書に氏名を書し
印を押し受領證書といふに
振出局に差出し爲替金を受
取るべし

第三 電信爲替差出方

電信爲替證書一枚の金高は
三拾圓を限り壹圓に滿たざ
る端數を差出べからず
爲替料は路程の遠近に拘は
らず左の割合にて納むべし
爲替金高五圓迄 八錢

地所直に引渡可申に付御渡申置候委任狀及び地券狀を以て御
勝手に右地所御賣却相成元利返金方御執計に可被下候爲其必
要之書類及公私之手續等は御請求次第一切拙者方にて執計に
費用等は總て別段相辯之可申候爲後日證書如件

年月日 借主 何 某 印
住所 何 某 殿

◎連帶借用金之證

一金何圓也 但利子金一ヶ月何程の定

右の金員來る何年何月何日迄我等へ借用致候處實正也然る上
は毎月何日限り定の通利子金無相違御渡可申萬一元金返却之
期限に至り連印の内旅行或は事故有之候節は殘之者引受無差
支濟方可致候爲後證書連印如件

全全 拾圓迄 拾錢
全全 廿圓迄 貳拾錢
全全 卅圓迄 卅錢

電信料は爲替證書一枚に付
金貳拾錢を納むべし
電信爲替の差出方は通常爲
替と全様郵便局にて爲替願
書用の紙を申受之に金高其
他差出人受取人の宿所氏名
等を認め其差出人受取人の
宿所氏名には片假名を付け
爲替金爲替料及電報料と
に郵便局に差出し受領證書
を受取るべし

第四 電信爲替受取方

電信爲替證書の拂渡局にて
調製爲替金高其他を受取人

年月日 借主 何 某 印
住所 同 何 某 印

◎講金借用證

一金何百何拾圓也

此抵當品何

右は頼母子講金當何回目拙者落關に付請人立會正に受取借用
致候處實正也返濟之期は本年金何程來る何年何月より何年何
月迄金何程宛幾度に掛戻し元利共悉皆返金可致候万一會合之
度差支候は、抵當物賣却致し代價之多少に拘らる保證人より
無滞辨償可致候爲後證如件

に通知するものなれば受取人は其通知書の日付より七日内に拂渡局に到り通知書に差出人の宿所氏名等を明かに認め之を差出し爲替證書を受取るべし

受取人爲替金を受取るとき又は差出人爲替金の返戻を受くるときは渾て通常爲替同様の手續を爲すべし

受取人爲替金を受取るとき又は差出人爲替金の返戻を受るときは渾て通常爲替同様の手續を爲すべし

拂渡局にて爲替證書を受取人に渡し難きときは振出局を経て差出人に之を渡すべし

住所 借用主 何 某 印

年月日 同 保証人 何 某 印

◎貸金證書讓渡證

一金何百何拾圓也 借主 何 何 某某

此貸渡證書壹通 借主 何 何 某某

一金何拾何圓也 借主 何 何 某某

此貸渡證書壹通 借主 何 何 某某

右貸金證書貳通自分所有之處渡金之内入として貴殿へ讓渡候處確實也然る上は御示談之上貴殿御名前に相改右負債主へ對し御存分に御掛合可被成候爲後日讓渡證如件

差出人前項の通り振出局より爲替證書渡されたるるとき尙其爲替證書を受取人に送らんとするときは通常爲替と同様の手續さにて送るべし

第五 小爲替差出方

爲替證書壹枚の金高は三圓迄を限り端數は厘位に限るべし

爲替料は爲替證書壹枚に付金參錢を納むべし

爲替を差出ものは爲替金爲替料とよみに爲替を取扱ふ郵便局に差出し爲替證書及受領證書を受取るべし

年月日 住所 何 某 印

◎預り金之證

一金何圓也

右之金額此度(封緘之儘)正に預り置候處實正也然る上は貴殿御入用之節は何時にても此證書と引替返却可致候若又其節不都合相生し候は、保證人より辨償可致候爲後日預り金證如件

年月日 預り主 何 某 印

何 某 殿 保證人 何 某 印

◎預り金之證

但し利子金一ヶ月何程の定め

但爲替金を拂渡すべき郵便局を指し定め爲替證書に其局名の記入を受くべし

差出人は爲替證書の表面受取人の部に受取人の宿所氏名を明らかに受取人に送るべし若し自身にて認め難き時は振出局に其認め方を請ふべし

第六 小爲替受取方

受取人爲替を受取るときは爲替證書の裏面に設けある受取人の部に宿所氏名を書し印を押し之れを拂渡し局に差出し爲替金を受取るべし

右之金員正に預り申候處確實也利子之儀は本金何圓に付一ヶ月何程と相定め毎月定日に相渡可申候若又本金御入用之節は何時にて御渡可申候爲後日如件

預り人 何 某
保 證 人 何 某

◎敷金預り之證

一金何圓也

右者拙者持家貴殿へ貸渡候に付敷金として預り置候處確實也然る上は移住爲致候節は即時返却可致候尤家賃相滞候節は此敷金之内にて差引可申候爲後證仍て如件

年 月 日 家 主 何 某
何 某 殿

◎田畑書入質之證

一金何百何拾圓也

此 書 入 質

第何番字何 何郡何村大字何

一田何反何畝步 持 主 何 某

此收獲米何石何斗

此地價金何百何拾何圓何拾錢

右之地所今般書入質に差入來る明治何年何月限にて前記之金額借用致候處確實也然る上は利子金何程毎月何日限無相違相渡し且つ地租及諸掛之儀は當方より相勤可申方一期限に至り返濟相滞候節は右地所貴殿名前に切替可申候又流失等之節は請人より損金何程にて辨償可致候爲後日書入質證如件

住 所 質 入 主 何 某

差出人爲替金の返戻を要するときは爲替證書の裏面に設けたる受取人の部に宿所氏名を書し印を押し之に受領證書を添へ何地にても其受取方に便利ある爲替を取扱ふ郵便局に差出し爲替金を請取るべし

第七 爲替金渡濟通知

差出人爲替金を受取人に渡濟となりたるを通知したるときは爲替を差出すときハ振出局に通知料を納め豫め其由を申立置くべし爲替金渡濟の通知料を爲替證書壹枚に付金二錢とす其通知料を郵便切手に換て納むべし

し
通知料納済の爲替には必ず
振出局にて爲替證書(電信爲替は受領證)に通知料納済の印を押して渡すべきに付篤と其印を改め受取るべし受取人渡済通知を要する爲替を受取るときは拂渡局の求めに従ひ同局に備へある通知書に氏名を認め印を押し又小爲換あるときは差出人の宿所氏名をも申述べし

第八 爲替證書再渡
請求方
爲替證書を失ひ又は證書の金高印章番號の類を郵便局にて調へ難き程に破れ損じ

年月日 同
何 某 殿 保證人 何 某 印

◎借地之證
何市區何町何郡何村
何番屋敷何
一間口 何間
一奥行 何間
此坪敷 幾坪
此借地料 何圓何拾錢
右貴殿御所有之(或は御差配被致候)地所我等借用致候處確實也借地料之儀は毎月三十日限^{きつて}屹度相納可申候若一ヶ月にても遲滞致候は、保證人引受辨償致候將又右地所御入用之節は何時にてても明渡し可申候爲後證如件

又は汚れたるとき又は爲替金の拂渡期限を過ぎ又は證書(小爲替を除く)に記しある郵便局にて爲替金を受取るに不便なるときは次の定に従ひ當省爲替貯金局に再度の證書又ハ其書換を請求すべし爲替證書の書換又は再度の證書を要するときは最寄の爲替を取扱ふ郵便局にて請求書の用紙を申受け之れに書換又は再度の證書を要する譯柄等を認め郵便局へ差出し預り書を受取るべし但再度之證書は差出人より請求すべし郵便局にて受取りたる預り

住所 借地主 何 某 印
年月日 同 保證人 何 某 印

◎貸家借請證書
但家賃壹ヶ月に付金何程之定め
右之家屋今般正に借受候處確實也依て家賃金前記之通毎月何日毎に無遲滞相渡可申候尤政府之御旨意に相悖り候儀は毫も不致は勿論近隣に對し聊も妨害致間敷且組合申合せ等も亦相守り候節は至當を以て支出可致候若又家御入用之節は一ヶ月前に申聞被下候は、速に明渡し申可候其際家附物等総て其許殿と立會之上引渡し可申候萬一壹品にても不足等有之候歟或

書は新證書を渡すとき之れと引換に納むべきものに付大切に保存し置くべし

一為替證書の書換又は再度の證書を請求するものは更に為替料を郵便局に納むべし

但為替料を納めざる時は證書金高の内より引去るべし

一小為替證書を失ひ証書再渡を請求したるものは其證書の日付より二十日を経た上からでは証書を渡さるべし

第九 雜則

一為替を差出すとき振出局

は借受中都合に依り家の体面を異にしたる箇所有之候ときハ從前之如く取締ひ又は相當之示談を以て辨償可致候右件々確守可致若し本人他行等にて義務を怠り候歟或は差支等有之候節は渾て請人へ引受速に辨償仕決して貴殿へ御迷惑相懸申間敷候爲後證如件

但し拙者之都合に依り移轉致候共該家附物拙者之所有中は家賃等總て拙者に於て負擔可致候事

借主 何 某 印

請人 何 某 印

◎借家之證 (同上今一例)

何市(區)何町(何郡何村大字何)何番屋敷

一建家 間口何間 奥行何間 壹棟

但し疊、建具、造作等有姿之儘此家賃壹ヶ月に付金何程右貴殿所有之建家今般借用致候處確實也家賃之儀は毎月末に無滞滞相納可申候若し相滞候節は證人引請辨償可致且又御布達之趣は勿論町村規之廉々堅く相守可申猶又右建家御入用之節は何時にても立退可申候其他本人に於て如何様之儀出來候共證人引請少しも御迷惑相懸申間敷候爲後日如件

借主 何 某 印

證人 何 某 印

何 某 殿

◎會社入金手形証

一金何百何拾圓也 何 様

より渡したる受領証書は後日其爲替金の返戻又は再度の証書を請求するとき等の証據となすべきものに付其証書に設けある差出人受取人宿所氏名の部へ其差出人及受取人の宿所氏名を書き入れ之れを大切に保存し置くべし

一通常爲替電信爲替は其証書の日付より百二十日又小爲替証書は六十日以内に爲替金を受取るべし

一代人にて爲替金を受取るときは爲替証書の裏面に代人某に受取方を委任せし旨の文言及び自己の氏名を認

め印を押し其代人に自己の受取るとき同様の手續をさしひへし

但し委任書は別紙に認め差出すとも妨げなしとす一爲替金の渡し方を申出たるとき左の事故あるときは爲替金の拂渡を停延し郵便局より受取人に拂渡停書を渡すべし

規則之通り爲替証書調製おきか又は振出局より爲替の報知達せざるとき又は受取人の答辨振出局の報知に不符号のとき

爲替資金残少にして補充金の達せざるとき

右は何某殿儀當社何株の持主たる事相違無之證として此株式券状を附與するもの也

但此株券を賣買譲與せんと欲せば當社規則に従ひ此券状裏面枠内へ當社の調印を受くへし

何會社長

年月日

何 某 〇

何 某 殿

◎荷物預り証

一何品 何十個

澁紙又は紙但一個に付目方幾何

右は(瀛船何丸又は何會社)より着荷候處都合に因り來る何月何日何時迄當社へ預り置候處確實也因て後日之爲預り證書如此候也

一郵便局の許可を受けずして小替爲証書に指定したる

拂渡局又は受取人の宿所氏名を書き直したるときは爲替金を拂渡さるべし

一小爲替證書に認めたる受取人の宿所氏名を變へ又は之を書き直すときは差出人より爲替を取扱ふ郵便局に其事由を申立爲替證書の裏面に許可の証を受くべし

但受領証書を示し差出人たることを証明すへし

一爲替取扱の休日は左の通り

一月 一日 二日 三日

新年宴會 孝明天皇祭

住所

年月日

何 某 〇

◎土木請負之証

一建家 何ヶ所

間口何間奥行何間 此坪數幾何

但し別冊仕様帳相添

此金何千圓也

内金何百圓着手金として正に請取申候

右普請別冊仕様帳之通り前書之代金にて受負仕候處實正也殘額之儀者來る何月何日(棟上の期刻)(落成之上)御下渡し被下度尤仕様帳と工事相違之筋有之候節者再修致すへきは勿論若し又本人異常之儀等有之候へば保證人引受御約定之通致し決して御迷惑相懸申間敷候因て後日の爲め證書如件

族籍住所

紀元節 秋季皇靈祭
 新嘗祭 春季皇靈祭
 神宮神嘗祭 日曜日
 神武天皇祭 天長節

◎郵便貯金預方及拂戻方
 心得

第一 貯金預方
 一 貯金へ何人にも一人に付一度に拾錢以上一日に五十圓迄を預くるを得べし
 二 一度に五十圓より多き金高を預けたきものは郵便局又は貯金預所にて認可願書の用紙を貰受け金高氏名等式の如く書き入れ印を捺し逓信管理局に差

年月日 受負人 何 某 印

族籍住所

保證人 何 某 印

何 某 殿

◎賣品約定之證

何國産 何個

此代金何百何拾圓也

右者今般貴殿へ賣渡すへき約定致し其手附金として金何十圓正に落掌候處確實也依而右品は何月何日限り殘金と引替悉皆御渡可申候萬一故障等有之違約之節者損失料として御手附金を相倍し返納申へく若し又貴殿方にて殘金未納等有之候節は右物品當方にて處分致し御手附金は返納致さず候依而賣品約定證書如此候也

出し認可を受えべし

但し一等二等郵便局に預け入るゝ場合には其郵便局に差出すべし
 三貯金には利子を附く但預けの月拂戻の月並に拾錢に足らず端數には利子を附けず

四貯金の利子は毎年六月十二月の二度に計算して元金に組込み爲替貯金局の原簿に記るすべし
 五始めて預け金をおすものは郵便局又は郵便預所にて預け願書の用紙を貰ひ受是に住所氏名等式の如く書き入れ印を捺し其郵

族籍住所

年月日 何 某 印

何 某 殿

◎賣買品借用之証

何國産

一何品 何箇

此賣代金何十圓也

右者貴殿(店)御所有品に有之候所當店商業の爲め借用致し候處確實也依而來る何月幾日着港の漁船何九へ積送りの品を以て幾程の利子相加返納可申候尤も右着港の期日相後候は、前記代金御償納可致候爲後日證書如此候也

族籍身分

年月日 何 某 印

便局又は貯金預所に差出すべし

但印判なきときは引受人を立て其引受人本人の願書に住所氏名を書き替へ印を捺すべし

六貯金預け人は郵便局又は貯金預所より貯金通帳を受取り其表紙へ住所氏名等を書き入れ且つ印鑑の部へ印を捺すべし

但引受人ある貯金は通帳印鑑の部へ引受人の印を捺すべし

七貯金通帳は一人一冊に限る既に通帳を所持するものは何れの郵便局又は貯

何 某 殿

◎代理委任状

拙者儀何々事件に付何市(區)何町(何郡何村)何番屋敷何某を以て(總代理人或は部理代人)に相立拙者之名義にて左の權限之事を代理爲致候事

一何々件

一何々件

右委任状如件

住所(或は住所資格)

年 月 日

何 某 印

法律規則之部

證券印稅規則

金預所にても其通帳にて預け金をあすを得へし

八貯金預け人は預け金をなす都度其預け金に通帳を添へ郵便局又は貯金預所の主務者に差出し預け金の記入を受くべし

九貯金を預りたるときは爲替貯金局の原籍に記るし貯金領狀の通知書を其預け人の住所へ送るべし

十貯金を預けたる日より數へて東京は十日東京より百里以内の地は三十日東京より百里以外の地は六十日の内に領狀通知書到達せざるときは其日限よ

第一條 凡そ財産の授受及び契約の證書帳簿は此規則に循ひ印紙を貼用す

第一類

に掲ぐる所の證書帳簿は金高の有無多寡に拘はらず下に定むる所の印紙を貼用すへし但し當坐預り金引出小切手は大藏省に稅印の押捺を請ふことを得

一 當坐預り金引出	印稅	五 厘
一 委任狀	全	五 厘
一 金高記載ある約定證文	全	壹 錢
一 遺金物證文	全	壹 錢
一 跡式讓證文	全	壹 錢
一 讓與證文	全	壹 錢

り十五日の内又到達するも金高年月日等に違ひあるときは其到達の日より十五日の内に其譯柄を認めたる申告書を爲替貯金局長に宛て差出すべし
 但申告書は郵便局へ出し受取証書を取り置くべし
 十一前項の申告なきときは假令以爲替貯金局の原簿と違ひあるも其違ひの廉は逕信省其責に任せず
 第二 貯金拂戻方
 十二貯金預け人は何れの郵便局又は貯金預所にても預金の金高又は其内幾分

一期限を定めざる預り金證文	全	壹	錢
一耕地小作證文	全	壹	錢
一雇人請合狀	全	壹	錢
一金高記載なき諸物預り證	全	壹	錢
一金高記載なき諸物品借用證文	全	壹	錢
一住所預り證文	全	壹	錢
一諸物品切手	全	壹	錢
一借地證文	全	壹	錢
一賣買仕切書	全	壹	錢
一保險證文	全	壹	錢
一諸會社株券	全	壹	錢
一送金手形	全	壹	錢
一金 錢 通帳	全	壹	錢

の拂戻を請求するを得べし

但未だ元金に組込まざる利子は全高を拂戻するときにあらざれば受取ることを得ず

十三貯金の拂戻を受けたるものは郵便局又は貯預金所にて拂戻願書の用紙を貰ひ受け金高氏名等式の如く書き入札印を捺し通帳を添へ其郵便局又は貯金預所に差出べし
 但郵便局又は貯金預所より通帳の受取証書を取り置くべし
 十四貯金の拂戻を請るとき

一金 錢 判取帳	全	貳拾	錢
一結社約定書	全	壹	錢

但結社約定書に金圓授受貸借に係る條項ありて之が効力を確定する證書帳簿は金高記載なしと雖第二類金高記載ある諸般の契約書に準し印紙を貼用すべし

左に掲ぐる所の證書は金高五圓以上のものに限り下に定むる所の印紙を貼用すべし

一營業に關する送狀	印紙	壹	錢
一營業に關する請取書	全	壹	錢

右證書を通帳となすときは都て一年以内壹冊に付壹錢の印紙を貼用すべし

第二類

左に掲ぐる所の證書は金高の多寡に隨ひ下に定むる所の割合

は拂戻證書を其願人の住所へ送るに依り願人は其拂戻證書に氏名を書き入れ印を捺し通帳の受取證書を添へて郵便局又は貯金預所に差出し之と引換に拂戻金を受取るべし
 但内拂のものには通帳に拂戻の金高等を書き入れ拂戻金を渡すとき共に右の通帳を返すべし
 十五代人にて拂戻金を受取るときものハ拂戻の証書の裏面ハ委任文を認め氏名を書し印を捺し其代人に前項の手續をささしむべし

を以て印紙を貼用すべし但爲替手形約束手形は手形用紙を用ふへし

- 一金錢借用證文
- 一 地所 賣買證文 家屋
- 一金高記載ある諸物品預り證文
- 一金高記載ある諸物品借用證文
- 一 諸物品賣買證文
- 一金錢定期預り證文
- 一金高記載ある諸般の契約證書
- 金高壹圓以上貳拾圓未満 印稅 壹 錢
- 全 貳拾圓以上五拾圓未満 全 貳 錢
- 全 五拾圓以上百圓未満 全 四 錢
- 全 百圓以上百五拾圓未満 全 六 錢

し

但委任文は別の紙に記するも差支なし
 十六拂戻金は其拂戻證書の日付より數へて東京は十五日東京より百里以内の地は廿五日東京より百里以外の地は四十日の内に受取るべし若し右日限を過くるときは郵便局又は貯金預所を経て其拂戻證書の書換を乞ふべし
 十七預人死亡又は失踪の時は相續人より證人を立て其事柄を記したる書面失踪のものは其地市町村長の奥印を受くを差出し且第十三項の手續により

全 百五十圓以上二百圓未満	全 八 錢
全 貳百圓以上三百圓未満	全 拾 壹 錢
全 三百圓以上四百圓未満	全 拾 四 錢
全 四百圓以上六百圓未満	全 貳 拾 錢
全 六百圓以上八百圓未満	全 貳 拾 六 錢
全 八百圓以上千圓未満	全 三 拾 貳 錢
全 千圓以上千四百圓未満	全 三 拾 八 錢
全 千四百圓以上千七百圓未満	全 四 拾 四 錢
全 千七百圓以上貳千圓未満	全 五 拾 錢
全 貳千圓以上貳千五百圓未満	全 六 拾 錢
全 二千五百圓以上三千圓未満	全 七 拾 錢
全 三千圓以上三千五百圓未満	全 八 拾 錢
全 三千五百圓以上四千圓未満	全 九 拾 錢

其貯金の拂戻を願出べし

第三 貯金即時拂

十八至急の拂戻を受けたいものは次の手續に依り即時拂を乞ふことを得べし
十九預金を爲したる郵便局又は貯金所を経て再度の通帳を其初めに一口に記したる金高並に其五項に記する檢閱済の預け金は何れの郵便局又は貯金所を經由し其預け金の即時拂を乞ふものは遞信管理局限り之を許すべし

但現在預け金高十分の八以内にして一口二十圓以下に限る

二十一口金高二十圓以上又は二十圓以下にても預け

全四千圓以上

全 壹 圓

右諸證書を通帳と爲すときは其附込見積金高に隨ひ下に定むる所の印紙を貼用すべし

金高百圓未満

印税 四 錢

金高百圓以上總て諸證書稅率に據るへし

一金錢當座預り證文

一質物預り書
小 札

金高壹圓以上貳拾圓未満

印税 壹 錢

金高貳拾圓以上

全 二 錢

右諸證書を通帳となすときは其附込見積金高に隨ひ下に定むる所の印紙を貼用すべし

金高百圓未満

印税 貳 錢

全百圓以上

全 四 錢

金全高の即時拂を乞ふものは三音信に當る電信料を差出せば管理局より爲替貯金局又は出張所へ電信にて問合せの上之を許すべし

但金高二十圓以下又は現在高十分の八以内にても預け金をあせし外の郵便局又は貯金預所を經るときは本文と同じく電信料を納むべし

第十九項制の令は除く

廿一即時拂を乞ふものは其地に住居を定めたる二十歳以上の戸主にて何時にても即時拂の金額を償ふに

一爲替手形

一荷爲替手形

一約束手形

金高五拾圓未満

印税 壹 錢

全 五拾圓以上百圓未満

全 貳 錢

全 百圓以上貳百圓未満

全 四 錢

全 貳百圓以上五百圓未満

全 八 錢

全 五百圓以上千圓未満

全 拾五 錢

全 千圓以上貳千圓未満

全 廿五 錢

全 貳千圓以上

全 五拾 錢

第三條 前條に掲ぐる所の証書帳簿と効用を同するものは其名稱に拘はらず稅率に照し相當の印紙を貼用すべし

第四條 印紙を貼用すべき証書帳簿にして第五條の手續に循

差支なき程のものを保證人に立つべし

廿二即時拂の金額を受取る手續は通常の拂戻に同じ

第四 通帳差出方

廿三貯金預け人は始めて預け金をおせし時より數へて滿六ヶ月毎に爲替貯金局又は出張所へ貯金通帳を差出し原簿突合せ及利子の書入を受くべし

廿四通帳を附け切りたるときは爲替貯金局又は出張所へ其通帳を差出し再度の通帳を申受くべし

廿五始め通帳を受取りたる郵便局又は貯金預所にて

ひ印紙を貼用せざるものは民事裁判上之れを受理せず

但處罰を受くる後印紙を貼用したるものは此限にわらず

第五條 印紙は証書の差出人又は帳簿主に於て証書は授受の前帳簿は使用の前に貼用し証書帳簿記名の下に押捺する印を以て証書帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかけて消印すべし

第六條 印紙及び手形用紙の種類定價は布達を以て之を定む

第七條 印紙及び手形用紙は官の許可を得たる賣捌所にあらざれば之れを賣捌く事を得ず

第八條 印紙を貼用すべき帳簿仕切書送り狀は主任官之れを檢査することあるべし

第九條 左に掲ぐる所の証書帳簿は印紙を貼用することを要せず

中 畧

貯金の取扱を止めたるときは爲替貯金局又は出張所へ差出し檢閱を受くべし

廿六預け人爲替貯金局又は出張所の受持區域を異にする地に轉居したるときは拂戻其外に便利の爲め其通帳を爲替貯金局又は出張所に差出し引換を乞ふことを得へし

廿七通帳を差出すときは必ず貯金を扱ふ郵便局又は貯金預所に渡して通帳の受取証書を取り置き追て調濟の通達ありたる後右の受取証書と引換に通帳

第十條 第二類の帳簿は初丁へ附込見積金高及び使用期限紙敷を記載すべし但物品の授受に關するものは其代價を記載すべし

第十一條 証書帳簿に税率の異なるものを雜記するとき各相當の印紙を貼用すべし

第十二條 印紙貼用濟第二類の帳簿見積金高又は使用期限の滿ちたるときは其旨該帳簿に記載し置き主任官檢査の節之れに捺印を受くべし

第十三條 前條の帳簿餘白ありて尙ほ之を使用せんとするときは第十條の手續を以て更に相當の印紙を貼用すべし

第十四條 第二類の帳簿見積金高未だ滿たざるか又は使用期限未だ盡きざるに紙敷尽きたるときは更に紙敷を増加することを得此場合に於ては其帳簿初丁見積金高又は期限の側

を受取るべし

第五 雜則

廿八預け金をなすと引き受人を立てたるものは総ての書面に氏名のみを記し次に引受人氏名を書添へ印を捺すべし

廿九社寺會社の預け金の總ての書面に社寺會社の名稱を記し其印を捺し次に相當者一名氏名を記し印を捺すべし

卅二人以上共同(申合せ)の預け金は其申合人の内にて總代人加印者各一名を定め總へての書面は其總代人加印者氏名を書し印

に其事由及び増加したる紙数を記載すべし

第十五條 證書帳簿に外國貨幣を以て員數を記載するときは内國の貨幣に改算したる金高を附記し相當の印紙を貼用すべし

第十六條 取替の證書は雙方とも相當の印紙を貼用すべし

第十七條 證書に副證書を附し又は裏書等を爲し本證書と效用を異にするもの若くは金高に増減を生ずるものは其副書又は其裏書に就き更に相當の印紙を貼用すべし

第十八條 此規則を犯し脱税に係るものハ處罰を受くる後証書帳簿の受取人に相當の印紙を貼用することを得

第十九條 印紙を貼用すべき証書帳簿に之を貼用せず若くは貼用不足するもの及び手形用紙を用ひず若くは不足税の手形用紙を用ひたるときは脱税高に十倍の科料又は罰金に處

を捺すべし

卅一貯金預け人其引受人社寺會社の貯金擔當者共同貯金の總代人加印者等氏名又は印判を改め或は姓名を轉したるときは其届書爲替貯金局又ハ出張所へ差出し且通帳を引直し置くべし

卅二通帳亦是拂戻證書を失ひたるか或は汚れ破れて見分けかたき等のものは證人を立て爲替貯金局又は出張所に其譯柄を届出て更に再度の通帳又は拂戻證書を申受くべし

卅三通帳を失ひて再度の通

す其証書帳簿を受取たるもの亦全し

第二十條 第十八條の場合を除くの外第五條の手續を據て消印を爲さず又は他の印を以て消印したるものは印税高十倍の科料又は罰金に處す其証書帳簿を受取たるもの亦全し

第二十一條 此規則を犯したる証書帳簿に請人証人として加印したるものは各正犯に係る科料罰金の半額に相當する科料又は罰金に處す

第二十二條 第八條の証書帳簿の検査を拒みたるものは二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第二十三條 第十條及び第十三條を犯したるものは二圓以上十圓以下の罰金に處す

第二十四條 第十二條及び第十四條を犯したるものは二圓以上壹圓九拾五錢以下の科料に處す

帳を申受けたるものは其通帳を發したる日より九十日の間其預け金の拂戻を許さず又失ひたる通帳を見出したるときは速に爲替貯金局又は出張所へ返納すべし

卅四 通帳を差出し又は貯金の拂戻を願ひたる後第十項に記する日限に右通帳調濟の通達なきか或は拂戻證書到達せざるるときは爲替貯金局に宛て其申告書を差出すべし
卅五 貯金の事柄に付爲替貯金局又は出張所等に差出す書狀は封の上に貯金事

第二十五條 第七條を犯したるものは所持の印紙及び賣得金を沒收し五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第二十六條 前數條の罪を犯したるものには刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪併發の例を用ひず
法律第三十號

証券印稅規則第九條に左の一項を追加す

一切手、手形類の裏面に記載したる受取書

◎登記法

第一章 總 則

第一條 地所建物船舶の賣買讓與質入書入の登記を請はんとする者は本法に従ひ地所建物は其所在地船舶は其定繫場の登記所に登記を請ふべし

第二條 地所建物船舶の賣買讓與質入書入の登記は始審裁判

務と記るし差出せは郵便

切手を貼るに及はす

卅六 通帳は賣買讓與質入書入するを許さず

卅七 貯金取扱日は左の通り

一月 一日 二日 三日

新年宴會 孝明天皇祭

紀元節 春季皇靈祭

神武天皇祭 秋季皇靈祭

神宮神嘗祭 天長節

新嘗祭 日曜日

貯金の心得

一人の預け高千圓迄は一ヶ年四分二厘千圓以上三分但預りたる月と拂戻したる月は利子を付せず

所長之を監督すべし

第三條 登記事務は治安裁判所に於て之を取扱ふものとす治安裁判所遠隔の地方に於ては郡區役所其地司法大臣指定する所に於て之を取扱はしむ

第四條 登記所の位置及び其管轄の區域は司法大臣之を定む

第五條 登記官吏は登記事務取扱ひに付ては始審裁判所長の監督を受くるものとす

第六條 登記簿に登記を爲さるる地所建物船舶の賣買讓與質入書入は第三者に對し法律上其効なきものとす

第七條 地所船舶の賣買讓與質入書入に付登記すべき概目左の如し

第一 地所は郡區町村名字番地地目反別若くは坪數地券面の價格

大黃 乾藍 色油 朱 鹿皮
 生牛皮 獸蹄 靴底革 鹿皮類
 其他 象牙 塊鐵 金銀及
 帶鐵類 釘鉄 板鉄 鉄釘
 鍊線 葉鍊 鋼鉛 板鉛
 水銀錫 板黃銅 亞鉛
 板亞鉛 蠟燭 赤砂糖
 白砂糖 氷砂糖 精製砂糖
 線綿 綿織糸 綿縫糸 更
 紗 雲齋布 綿帆布 綿縐
 子 綿天鵝絨 生金巾 晒
 金巾 綾金巾 色金巾 緋
 金巾 天竺布 寒冷綾 毛織糸
 絹糸類 フランケット フラ子ル
 毛縐子 綾吳呂 羅世伊
 多 縮緬吳呂 オルロンヌ
 セルヂス 旅氈羅紗 毛縐布
 雜類

第十一條 登記の謄本又は抜書又は一覽を要する者は其登記所に
 出頭して之を請求することを得
 第十二條 登記官吏の職務執行上に關し不服あるものは管轄
 始審裁判所に抗告することを得
 第十三條 登記に關する取扱の手續及び登記簿の書式は司法
 大臣之を定む
 第二章 賣買讓與
 第十四條 地所建物船舶の賣買讓與に付登記を請ふときは契
 約者双方出頭して其證書を示すべし
 前項の場合に於ては其物件質入書入中に係るときは買受人
 讓受人に於て之を了知せる旨を申出其記入を請ふべし
 第十五條 家督相續に由り地所建物船舶の登記を請ふときは
 双方出頭し其證書を示すべし

麻布類 蠟布 卷煙草 其他諸
 類 諸綿類 其他諸有
 稅品類
 ◎從價稅品內産
 樟腦油 吳萊類 人參 薄
 荷腦 薄荷油 藥材雜類
 田作 乾魚 鹽魚類 淡菜
 貝之柱 乾貝類 安質母尼
 眞鍮線 生銅 板銅 熟銅
 類 故銅 銅線 屑眞綿
 錫 毛皮 生皮 粉茶 玉
 系 竹材 木炭 百合根
 木材及板類 洗濯石鹼
 諸飲食物類 其他諸有稅品
 類 大砲 カルトリック其
 他 乘車及 鐵道客車及 置時計類
 車具類 同部分類 掛時計類
 刃物類 工匠具類 樂器
 外科器 測量器 其他諸學
 術品類

死亡者失踪者若くは離縁戸主の遺留したる地所建物船舶を
 相續する者登記を請ふときは親族又は親族あるときは近隣
 の戸主二名以上連署の書面を差出し且つ證明書類あるもの
 は之を示すべし
 第十六條 行政官廳の公賣處分に依り地所建物船舶の所有
 權を得たるもの登記を請ふときは落札達書及び其代金完納
 の證書を示すべし
 第十七條 官有の地所建物船舶の拂下又は無代價下渡を受け
 登記を請ふときは其指令の本書若くは達書を示すべし
 第十八條 民有の地所建物船舶を官有と爲したるときは其官
 廳は第七條の概目を示して登記を求むべし
 第十九條 裁判執行上の續賣若くは入札に因り地所建物船舶
 の所有權を得たる者あるときは裁判所の命令に依り其登記

瀝車及全 鐵山機及同 印刷機及
 部品類 部分品類
 同部分品類 縫衣機及司法
 分品類 紡績機及同部分器
 類 其他諸 顯微鏡 部分品類
 機類
 漁罐 漁機及同部分品類 袂
 時計 牛酪 珈琲糖菓諸類
 生卵 ハム及ヘーコン 乳
 膏及乳粉 茶 其他諸金物
 類 鉛筆 印刷料紙 其他
 唐紙 印刷墨 藍紙 其他諸
 長靴 鈕釦類 鞋飾料 文具類
 及短靴 品類 石炭
 酸 撒里矢爾酸 酒石酸
 龍腦 桂皮 桂皮油 ダイ
 ナマイト 人參 火藥 麝
 香 赤燐 貌魯密度 剝篤
 亞斯 沃度剝篤亞斯 泊芙
 蘭 重炭酸 苛性曹達 沈香

を爲すべし

第二十條 地所船舶の賣買讓與に因り地券鑑札の下付若くは
 書換を請ふ者は登記所より登記簿の證を受くべし

第三章 質入書入

第二十一條 地所建物船舶の質入書入に付登記を請ふときは
 契約者双方出頭し其證書を示すべし

貸借の爲めに非ずして義務を果すべき保證の爲め地所建物
 船舶を質入書入と爲し其登記を請ふ者も亦前項の規定に依
 るべし

第二十二條 書入の地所建物船舶を重ねて書入と爲すときは
 第二債主に於て之を了知する旨を申出其記入を請ふべし書
 入と爲りたる地所を質入と爲し又は質入と爲りたる地所を
 書入と爲すときも亦同左

藥材雜類 製藥雜類 アニリン
 紺青 ログウッド越幾斯
 紅花 スコルト及ゴバルト
 洋漆 其他諸染料 鏡玻璃片
 及彩料類
 層玻璃及 玻璃器類 毛皮
 粉玻璃 除羊毛テ 道鏡
 獸皮 羊毛テ 鐵螺旋
 屋鏡 筒鏡及管鐵 鐵螺旋
 釘及牡牝螺旋釘類 鐵線索
 銅鐵線索 其他鐵器類
 鋼線 鋼器類 眞鍮器類
 日耳曼銀 管鉛白銅 撰器
 及厨具類 其他諸金屬及金
 屬器類 無味香油及無味香
 蠟 蓖麻子油 椰子油 石
 油 其他藥科に非ざる諸油
 類 糖密及糖水 生綿 羊
 毛 毛布雜類 生絲繭眞綿

第二十三條 質入書入契約の全部若くは一部の解除又は變更
 に付登記を請ふときは契約者双方出頭し其證書を示すべし

第二十四條 同一の地所建物船舶に付數個の登記を爲すとき
 は其登記を請ふ日時の前後に依り登記の順序を定むるもの
 とす

第四章 登記料及手数料

第二十五條 地所建物船舶賣買の登記に付ては其買受人左の
 賣買代價の區別に従ひ每一件其登記に其登記料を納むべ
 し

賣買代價	登記料
五圓未滿	五錢
五圓以上	拾錢
十圓未滿	

類 絹綉縹子 其他諸絹布類
 類 毛綿縹子 亞麻類
 ラントタメストリ類
 エルト 氈靴護謨布 縫糸
 雜類 布帛類 麥酒 ブラ
 ンデイーシヤムパン 支那
 酒 黑麥酒 ブユルモツツ
 ウヰスキー 葡萄酒 コ
 ーク 乾鰯(肥料) 海羅
 板護謨 セメント 木材及
 板類 珊瑚珠 塞子 天蠶
 絲 家具類 麻袋 護膜器
 類 ランプ及全部分器類
 皮革器類 香水及香油 磁
 器及陶器 珠玉及金銀細貨
 類 靴 墨 化粧石鹼 紙
 卷烟草 其他諸有稅器類

十圓以上	二十五圓未滿	五十圓未滿	一百圓未滿	二百圓未滿	三百圓未滿	四百圓未滿	五百圓未滿	五百圓以上	七百五十圓未滿	七百五十圓以上	千圓未滿	千圓以上	千五百圓未滿	千五百圓以上	二千圓未滿	二千圓以上	五千圓未滿	五千圓以上	一萬圓以上
二拾五錢	五拾錢	一圓	貳圓	三圓	四圓	五圓	六圓	七圓	八圓	九圓	拾圓	拾貳圓	拾圓	九圓	拾圓	拾貳圓	拾圓	拾貳圓	拾圓

◎無稅品內國產

書籍 雁皮紙 壁紙 其他
 諸紙類 硫黃 硫酸 麥粉
 其他穀粉類 米 食鹽 小
 麥 熟皮 綿氈 其他絹布
 類 毛布類 絹布類 絹布
 手巾 絹製品類 其他諸衣
 裳及附屬品類 石炭 銅貨
 扇子 團扇 家具類 紙
 製及人車 マッチ 地蓆類
 提灯畫類 屏風 麥稈サナ
 ダ 和傘 洋傘 竹器類
 青銅器類 玻璃器類 鍍器
 類 象牙器類 漆器類 紙
 器類 磁器及陶器類 紫檀
 器類 七寶器類 麥稈器類
 木器類 其他諸無稅品類

以上五千圓迄毎に貳圓を増加す

第二十六條 地所建物船舶讓與の登記に付ては其讓渡人讓受
 人に於て時價相當の格價を定め前條に掲ぐる金額の區別に
 從ひ毎一件に其讓受人より登記料を納むべし
 第二十七條 地所建物船舶賃入書入人は第二十五條に掲ぐる
 金額の區別に從ひ毎一件に其登記料の半額を納むべし但し
 一件に付金五錢より下すことを得ず
 第二十八條 第二十一條第二項の登記に付ては價格を定め前
 條の例に依り其登記料を納むべし
 第九條第一項の記入に付ては其價格の定まりたる物件は其
 價格又價格の定まらざる物件は時價相當の價格を定め前條
 の例に依り其登記料を納むべし
 第二十九條 第十五條の登記に付ては時價相當の價格を定め

◎全外國産

麥粉其他穀粉類 書籍 袴
 釣 手袋 帽子 襟飾 足袋 其他諸衣服及附属 硝石豆類 米 鉄錙及錙鉄 茶鉛 馬 綿羊 石炭 油 糟 包皮 領襟

◎税外収入

倉庫敷料 輸出入貨物 元價 五百圓以上
 を税關倉庫に預ると
 き該品の數量により一ヶ月
 十五日以下の日數 若干を收入す
 は總て半月と算す
 のの定規あり

出入港手数料
 入港 洋銀 拾五弗
 出港 洋銀 七弗
 雜諸証書料等

第二十五條に掲ぐる金額の區別に従ひ每一件に其登記料の五分の一を納むべし但し一件に付金五錢より下すことを得ず

第三十條 左に掲ぐる者は手数料として金五錢を納むべし

第一 登記事件の取消又は其變更の登記を請ふ者は每一件

第二 登記の謄本若くは抜書を請ふ者は每一枚

第三 登記の一覽を請ふ者

第三十一條 左に掲ぐるものは登記料及び手数料を要せず

第一 官廳の請求に係る登記

第二 公立の學校病院公園及び養育院に係る登記

第三 社寺堂宇及び墳墓地に係る登記

第四 人民共禱の用惡水路溜池敷堤敷井溝敷及び公衆の用に供する道路に係る登記

建固狀其他特別證書類

手数料

壹通に付洋銀一弗五十仙

◎電信爲換取扱局名

○は郵便電信局
 △は郵便局

京 都 ○
 横 濱 ○
 長 崎 ○
 高 崎 ○
 高 田 ○
 名 古 屋 ○
 福 島 ○
 青 森 ○
 秋 田 ○
 富 山 ○
 高 知 ○
 津 知 ○
 宇 都 宮 ○

第三十二條 登記所に於て第二十五條第二十六條第二十八條第二項及び第二十九條に従ひ届出たる價格を不相當と認むるときは其事件に關係なき者三名を選び之を評價人と爲して其價格を評定せしむべし

第三十三條 評價人の評定したる價格届出の價格より増加するときは其評價に關する費用は其登記料を納むる者之を負擔すべし若し其價格と同價又は低下あるときは該費用は其登記所に於て之を支辨すべし

第三十四條 評價人に撰ばれたる者は正當の事由なくして之を辭することを得ず

第三十五條 評價人の日當は登記所の見込を以て一日金二十錢より五十錢までを給せべし

第五章 罰 則

東京 大阪 神戸 新潟 博多 四日市 大津 岐阜 長野 仙臺 山形 高崎 福井 松江 岡山 廣島 赤間關



第三十六條 詐偽の所爲を以て登記料を減脱し及び之に通謀したる者は二圓以上百圓以下の罰金に處す

第三十七條 本法に依り罰金に處する者は刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪俱發の例を用ゐず

附 則

第三十八條 明治十年第二十八號布告船舶賣買書入質入手續同十三年第五十二號布告土地賣買讓渡規則同十四年第三十號布告地券證印稅則其他從前の法律規則中本法に抵觸するものは本法施行の日より廢止す

第三十九條 地所賣買讓與荒地起返開墾鐵下年季明等總て地券下附書換に係る手續及び其手数料は大藏大臣之を定む

第四十條 登記所の登記簿未だ登記せざる地所建物船舶に付登記を請ふ者は地所建物はその所在地船舶は其定繫場の戸長

和歌山 徳島 松山 九龍 金澤 大分 熊本 鹿兒島 函館 甲府 札幌 根室 盛岡 佐賀 水戸 静岡 鳥取



の證書を以て其所有者たること及び其物件に故障なきことを示すべし

第四十一條 本法は明治二十年二月一日より之を施行す

◎登記法改正

法律第一號

明治十九年八月法律第一號登記法第一條第十條第二十條左の通改正す

(明治十六年第十七號布告及び同年第十四號布達參照)

第一條 地所建物船舶の賣買讓與質入書を爲す者の本法に從ひ地所建物はその所在地船舶は其定繫場の登記所に登記を請ふへし

已に登記を受けたる地所建物船舶に變更を生し又は亡失破壊したるときは其物件の所有者より登記の變更又は取消を

全	全	伊勢	全	讚岐	肥後	肥前	筑前	全	近江	全	越前	羽後	全	羽前	全	全
松坂	四日市	阿濃津	高松	丸龜	熊本	長崎	博多	長濱	大津	福井	敦賀	秋山	米澤	山形	伏木	高岡

右の登記を請ふ者は物件を明示したる請求書に其所有權の證明書類を添へ之を登記所に差出す可し但し其所有權を取得したることを證する證書を其證明書として差出すときは第十四條を準用す

本文の登記に關し地所に付ては一筆毎に金壹錢を納めしめ建物船舶に付ては一件毎に金壹錢を納めしむ

第四十一條 登記所は却て登記を爲したる地所に付ては之を其地の土地臺帳所管廳に通知し其所管廳より右の地所に付き分合筆又は地番號及地目の變換ある毎に之を登記所に通知す可し

土地臺帳所管廳は明治二十二年勅令第三十九號に依り登記所より所有の移轉又は質入に付き通知を受けたる地所に關し前項の變換あるときも亦通知を爲す可し

因幡	出雲	全	全	遠江	全	全	駿河	全	全	相模	甲斐	全	常陸	三河	根室
鳥取	松江	袋井	杏町	掛川	沼津	藤枝	吉原	静岡岡	藤澤	横須賀	小田原	甲府	土浦	水戸	岡崎

登記書は前二項の通知に依りて登記簿に其變換の旨を追記す可し

◎登記所へ出頭の用意

一書類を整頓すべし

地所賣買の登記を請ふには

賣買契約証書

名 刺

物件證明書

建物賣買の登記を請ふには

賣買契約証書

名 刺

印鑑證明書

物件證明書

登記濟証下附願

船舶賣買の登記を請ふには

印鑑證明書

圖面

伊豆 三島
 盤城 白河
 安藝 廣島
 紀伊 和歌山
 石狩 札幌
 薩摩 鹿兒島
 能登 七尾

◎貨幣早達便運賃
 届金高五圓未満遠近に拘らず五錢
 全 十圓迄全 七錢
 全 十五圓迄全 十錢
 全 二十圓迄全 十三錢
 全 廿五圓迄全 十六錢
 全 五十圓迄全 二十錢

◎外國船運賃表目下横濱より外國に至る迄
 生糸運賃
 倫敦及び一本 英佛船五弗
 巴里へに付

買賣契約証書
 名 刺 印鑑証明書
 物件証明書 登記簿証下附願
 共有物を一個人に賣買するとき登記を請ふには
 右の外共有物連名簿を添ふ
 一個人の所有物を共有物に賣買するとき登記を請ふには
 右の外共有名簿を製して添ふ
 一筆の地所を分け賣買するとき登記を請ふには
 右の地所賣買書類の外裂地圖面及び裂地願の指令を添ふ
 政官廳にて公賣處分の拂下を得たる地所建物或は船舶の
 登記を請ふには
 名 刺 印鑑証明書
 落札達書 代金完納証書

細島へ 同上 全五弗六十
 紐育へ一封度 加拿陀 七仙
 屑素及繭運賃
 倫敦及(四十立方) 英佛十六
 馬耳塞へ(尺に付き) 英船弗
 繭種紙運賃
 佛國及一封度 英佛二十
 伊國へ一封度 英船仙
 製茶運賃
 桑港へ一噸 加拿陀八
 紐育加拿 一封度 加拿一仙
 陀へ 陀船半
 雜貨運賃
 倫敦へ 四十立方 佛三十二
 尺に付 船志六片
 運河廻り全 全片八志六
 十三マテ
 珠育へ全上 加拿十五
 陀船弗

官物拂下又は無代價下渡を受けたるとき此登記を請ふに
 は
 名 刺 印鑑証明書
 指令或は達書 代金完納証書
 裁判所の糶賣入札に因りて得たる物件の登記を請ふには
 名 刺 印鑑証明書
 物件証明書 裁判所の命令書
 家督相續の爲め地所建物船舶の登記を請ふには
 通常書類の外相續に付ての証明書を添ふ
 遺物を受くるに付登記を請ふに
 通常書類の外親族連署の願書を添ふ
 地所を質入或は書入せんとし登記を請ふに
 地 券 名 刺

運河廻り 帆船十二
四十五志 加拿八弗
桑港へ同上 陀船

◎外國貨幣日本銀貨比較表

金貨	日本銀貨
英吉利一ホント	六、五六三
獨逸一マーク	三二一
北米合衆國一トルマル	一、三五〇
佛蘭西一フランク	二五九
瑞西一フランク	二五九
白耳旗一フランク	二五九
伊太利一リラ	二五九
丁抹一クローン	三六〇
瑞典一クローン	三六〇
和蘭一ギルト	五四一
那威一クローン	三六〇
西班牙一リール	〇六七
葡萄牙一ヘルソール	一、四五三
土耳其一ピアストル	〇五九

印鑑証明書
書入契約書

物件書証明書

建物を書入せんとし登記を請ふには

地券

名刺

印鑑証明書

物件証明書

圖面

書入契約書

船舶の書入登記を請ふには

鑑札

名刺

印鑑証明書

物件証明書

書入契約書

地所建物船舶の差押差留等の記入を請ふには

名刺

裁判所の命令書

債主書入物件を自己の所有と爲すとき登記を請ふには

地券或は鑑札

名刺

登記済証下附願

物件引取契約証書

地所流亡消滅建物焼失毀壞又は流亡の節届出るには

届書

圖面

地所地目を變換したるとき届出るには

届書

圖面

分裂願の指令

便宜の爲め地所を合筆したるとき届出るには

届書

圖面

合筆願の指令

船舶定繋所を更改するとき届出るには

届書

名刺

代人を以て請求するときには

◎格言

○熊澤蕃山翁曰ク凡テ事業
ヲ爲スニハ時ト所トヲ擇
ブヲ要ス

○古人曰ク勉勵ハ人民ヲ富
マシメ國家ヲ繁榮豊裕
ナラシムルノ資本也

○又曰ク人ヲシテ人タル所
以ノ道ヲ盡サシムルモノ
ハ幸福ニアラズンテ業務
ニ在リ

○易ニ曰ク幾者動之微吉之
先見者也君子見レ幾而作
不俟レ終レ日

○チリケント氏曰ク利達ノ
秘訣ハ自反ニ在リ自ラ鞭
策シテ自ラ克治ス然ラ

サレハ學ブモ學ハサルカ
如シ

○ガア子イ氏曰ク幸福ハ
自ラ修ムルノ力ナリ

○セキスビヤ氏曰ク自己功
勞ノ勢力ハ自己ノ進ムヘ
キノ道路ヲ作ル

○古人曰ク富ヲ爲スニハ唯
應ニ其業務ニ熱心シテ一
向ニ銳進スヘキノミ即チ
我カ爲サントスル所ノ事
ハ之ヲ爲シ終ル迄決シテ
人ニ告クヘカラス

○或人ノ言ニ曰ク執業ヲ勤
メ經濟ヲ主トスルハ商人
ノ用意ナリト左ノ語ヲ爲
シテ注意トス

委任狀を添ふ

後見人 或は管理人を以て請求するときには
後見人 或は管理人証明書を添ふ

- 一 印鑑の貼用忘るべからず
- 一 建物に係る契約書には造作の有無を記すべし
- 一 船舶に係る契約書には附属品の有無を記すべし
- 一 質入書入の契約書には返済期限及び利子の有無を明記すべし

◎名譽ノ集點ハ商業ニ在リ

帶甲百萬雲ノ如ク霞ノ如ク旌旗天ニ滔レリ馬ヲ中軍ニ立テ、
之ヲ指麾シテ進退左右意ノ如クナラサルコトナシ其ノ沛然ト
シテ攻ムルヤ劔花乱レ銃槍閃メキ砲彈轟クノ偉觀アリ籌策ヲ

光陰ハ金ナリ一分一秒
ヲモ輕ンズルコト勿レ
信義ヲ堅クセサレハ長
ク家産ヲ保ツ能ハズ
吝嗇ト節儉トヲ誤リテ
人ニ譏ラレマシトテ遣
フマシキト思フ所ニ金
ヲ費スヘ勿レ
節儉ヲ守ランヨリハ寧
ロ奢侈ノ心ヲ禁セヨ
人ニ依頼スルノ心ハ家
屋ヲ亡ボスノ劔ナリト
思フベシ意ヲ得テ喜ブ
ヘカラズ
貨幣ヲ金函ノ底ニ腐ラ
スベカラズ運轉シテ利
ヲ生スルコトヲ考フベシ

幄中ニ廻ラシテ燈下沈然タルトキ果シテ敵ヲ破リ戦ニ克ツノ
勝圖ヲ得バソノ愉快限リナカルベシ戰捷ヲ功成レバ即チ名聲
赫々トシテ上下ノ推尊ヲ受ケ万戸侯ニ封セラレテ子孫永ク血
食スルコト難カラズ是レ兵家ノ最モ得意トスル所ナラズヤ
我が籌策若シ中ラバ敵ヲ亡ホシ地ヲ畧シ我が聲名ヲ馳スルハ
共ニ我が國家ノ威ヲシテ重カラシムベシ若シ誤ラバ土削ラレ
國亡ビ管ダ我が一身ヲ耻カシムルノミナラズ一國ノ形勢全ク
瓦解スヘシ國家ノ浮沈興廢ハ一トシテ我が一身ニ在ラザルコ
トナシ其ノ抱負モ亦重シ嗚呼一國ノ運命ヲ擧ケテ之ヲ我が掌
中ニ置ク是レ豈ニ大丈夫ノ最モ快シトスル所ナラズヤ
人ハ生レナカラニシテ快濶勇武ノ氣性ヲ備フ故ニ絶大ノ事業
ヲ成シテ一世ヲ傾倒シ雷霆ヲ震ハシ鬼膽ヲ破リ惟リ勝利ヲ占
メテ得意ニ傲ルコトナ好ム兵家ノ兵ヲ用フルハ絶大ノ事ナリ

我ハ善ク金ヲ儲クルニ長クタリト誇ルコト勿レ誇ル心ノ生ズルトキハ則チ失ハントスルノ所ナリ

○潤孫子曰ク抑儉約ハ安靜ノ基礎ノミナラス又仁惠ノ根原ナリ自ラ助クル能ハザルモノハ他人ヲ助クベキ様ナシ

○シセロ氏曰ク家ト國トヲ論スルナク富源ハ節儉ニアリ

○ミル氏曰ク人ノ万物ニ長シタル所以ハ同心協力以テ大事ヲ成スニアリ

一世ヲ傾倒スルニ足り雷霆ヲ震ハスニ足り鬼膽ヲ破ルニ足り特ニ敵ニ捷チテ唯リ愉快ニ誇ルチ最モ得意トスルモノニ非スヤ彼ノ頑是ナキ蠻白小僧ト雖モ惡戯盛ノ餓鬼大將ト雖モ尙ホ喧嘩ニ捷チ口論ニ捷チ楯ミ合ヒ組討チニ捷チ球投ケ雪抛ケニ捷チテ誇リ清正義經國羽張飛ナホレチンノ人ト爲リテ喜フノ性アルニアラスヤ然ラハ則チ戰爭ノコトハ固ト人性自然ノ嗜好ナリ人世ノ快事ナリト云フモ甚タ酷評ニ非ザルベシ然レトモ殺伐殘忍ハ文明ノ花ヲ汚スモノナリ進歩シタル社會ニハ其ノ形彌々縮少セサルヲ得ズ人性ハ快濶勇武ナリトイヘトモマタ仁慈友愛ノ情ニモ篤シ血ヲ流シ屍ヲ積ミ鬼獸々燐陰々醒風斷草ニ隨クノ跡ハ日ニ月ニ埋モレ隠レザルヲ得サルナリ然レドモ競爭ハ生物自然ノ定法ナリ何ノ世何ノ物ト雖モ競爭セズ競爭ヲ絶チシコトナキナリ陰ニモ陽ニモ緩ニモ劇ニモ必ラス

之ヲ獲慎以テ之ヲ貯フ若ク勞ノミニシテ慎ムコトナケレバ則チ是レ右手ニ之ヲ拾フテ左手ニ之レヲ撒スルモノナリ

○ソロモン氏曰ク小事ヲ貌スル者ハ應サニ積ンテ而モ亡ブヘシ

○スマイルス氏曰ク自主自立セント欲セバ節儉ノ道ヲ行フヘキナリ節儉ハ家事ヲ治ル精神ニシテ循序ヲ定メ後來ノ備ヲ設ケ無用ノ耗費ヲ省クコトナリ節儉ヲ以テ生人トナシ見ルルルハ節儉ハ豫メ備フル思慮ノ女

競爭ナキコトヲ得サルナリ故ニ未開野蠻ノ世ニ行ハレシ殺伐殘忍ナル戰爭モ進歩セル社會ニ在テハ則チ平和ナル經濟上ノ競爭ト爲ラサルヲ得ズ而シテ我が商業ハ實ニ經濟上最モ劇烈ニシテ快濶ナル競爭ナリ故ニ商業ハ平和ノ戰爭ナリトイヘリ余輩ハ將サニ謂ハントス商業ハ則チ進歩セル文明社會ノ戰爭ナリト野蠻ノ戰爭ハ手戈刀銃ヲ以テ人畜ヲ奪ヒ土地家屋ヲ奪ヒ金銀財寶ヲ奪フト雖モ文明ノ戰爭ハ然ラズ經濟ノ天法ニ從ヒ人事ノ妙趣ヲ極メテ以テ人畜土地家屋金銀財寶等ヲ得ルナリ則チ前者ハ腕力ヲ以テ富チ倫ミ後者ハ正道ヲ以テ富チ作ルナリ故ニ苟クモ盜心ナク廉耻義俠ノ志アルモノハ野蠻ノ戰爭チ惡ンデ文明ノ戰爭チ快シトスベシ況ンヤ其ノ戰爭ノ度後者遙カニ前者ニ優サルモノアルニ於テチヤ見ヨ彼ノ商戰ノ劇烈豪快ナルコトチ其ノ牙籌ヲ把テ一手チ下

子ト名ツクヘシ中和ノ徳ノ姉妹ト名ツクヘシ自主ノ理ノ母ト名ツクヘシ

○ロルドベークン氏曰ク節儉ノ要道ハ少々ノ利ニ意ヲ注カンヨリハリノ費ヲ省クニ如カス

○佐藤一齋翁曰ク信ヲ人ニ取レハ財ノ足ラザルコトナシ

○ロングフィルロー氏曰ク光陰ハ人ニ供ス

スモシ中ラバ則チ巨億ノ富ヲ致シ人世ノ榮華ヲ極ムベク若シ誤ラバ則チロスチヤイルド紀文猗頓モ亦應忽ノ間劍菱ヲ縛ヘル辻端ノ乞食タルベシ豈管ダ是ノミナランヤ其ノ一勝一敗ハ亦一國一社會ノ貧富強弱ヲ左右スルコト將軍敵ニ捷チ全軍外ニ敗北スルノ比ニ非ス其商業ニシテ盛ナレバ國力充實シテ民生豐富ナラン勢力ノ歸スル所誰カ之ヲ抗シ得ン區々タル海陸軍ヲ備フルカ如キ物抑モ又何カアランヤ苟クモ哀フレバ則チ國力衰弊シテ民生疲困セン勢力ノ伴ハザル所列國ノ侮リ致至リテ百万ノ貔貅モ亦自カラ内ニ潰ヘンノミ故ニ商業ノコトハ單ニ其途ニ當ルモノ一個ノ浮沈榮辱ニ關スルノミナラズ實ニ一國一社會ノ盛衰隆替ヲ支配スルモノナリ又絶大塊偉ナラズヤ夫レ巨万ノ資本ヲ運轉シテ脱目ナク之ヲ使ヒ億万ノ貨物ヲ取

ルニ建築ノ材料ヲ以テス今日ト云ヒ昨日ト云フ者ハ木頭石片ナリ

○又曰ク勤勉ノ人ハ萬物ヲ化シテ黄金ト爲スノ術アリ光陰ト雖モ亦之ヲ黄金ニ化スベシ

○貝原益軒翁曰ク日々ニ新ニスルモノハ一日ハ一日ノ工夫アリ一歳ハ三百六十日ノ工夫アリ若シ積テ十年ニ至ラバ其長進スル所測ルベカラズ

○七一キスビヤ氏曰ク一阻礙ニ遇フテ而シテ其初志ヲ廢スルコト勿レ

○又曰ク勞工ノ汗乾イテ而

引シテ毫モ遲帶セサル軍將ガ馬ヲ立テ劍ヲ揮フテ百万ノ士卒ヲ號令シ進退意ノ如クナラシムルニ同シコトニ非スヤ一收一瀆巧ニニ時會ニ投シテ以テ相場ヲ狂ハセ機ニ臨ミ變ニ應シテ其利ヲ制スルハ軍將ガ實ヲ示シ虛ヲ擣テ敵ヲ不意ニ撃テ奇勝ヲ博スル如クナラズヤ沈思默座シテ商機ヲ案シ一タビ圖ニ中レバ則チ愉快限り無ク偶々敗フルレハ則チ又勇チ鼓シ氣ヲ勵マシテ一策ヲ案出シ之ヲ一方ニ損シテ一方ニ儲ケ以テ其平均ノ利ヲ求ムルヲ例ヘバ兵家ガ地ヲ東邊ニ失シテ之ヲ西隅ニ收ムルガ如シ其ノ意匠慘憺トシテ明窓暖爐ノ下ニ在ルノ快味ハ到底局外者ノ伺ヒ知ル所ニ非ス鬚髯トシテ重帷青燈ノ下天機地理人事ヲ案シテ成敗ヲ較スル將帥ニ無限ノ愉快アルニ同シ且ツ兵家ノ勝ヲ得ルモ其功名ヤ實ニ敢果ナキモノナリ千古ノ詩人ヲシテ憑君勿覓封侯事一將功成力骨枯トマデ吟セシハ何

シテ死ス其終リニ及ンデ
爲ス所アリ

○張蓮古氏曰ク樂ハ極ムヘ
カラス樂極テ衰テ生ス

○スマイルス氏曰ク貧苦ニ
遇ハサルハ人ノ不幸ナリ

○王陽明氏曰一脈ヲ經レハ
一智ヲ長ス

○韓非氏曰ソ利ノアル所民
之レニ歸ス名ノ彰ハル、
所士之ニ死ス

○楠正成曰ク鷄鳴ニ起キサ
レハ日暮ニ悔アリ

○フランクリン氏曾テ云ヘ
ル「アリ時ハ即チ金ナリ
凡ソ金錢ヲ得ント欲スル
者ハ時ニヨラサル可ラズ

ソ夫レ悽愴ナルヤナホレオンガエルバ島ノ末路果シテ如何ソ
ヤシ「サルガボンペー像下ノ屍死果シテ如何ソヤ北條氏康ノ
雄圖今何クニ在ル之ヲ回顧スレハ止々草茫々トシテ深夜鬼火
ノ陰々タルヲ見ルノミ之ヲ商機適中シテ巨万ノ富ヲ作り煉瓦
屋ニ住ミ馬車ニ乘リ万国ノ奇勝ヲ蒐メテ山海ノ美ヲ姿ニシ公
會學校ニ餘資ヲ給シテ慈善家紳士ノ名ヲ博シ一國一社會ノ上
流ニ悠遊シテ郷堂一族ノ愛敬ヲ得テ永ク其ノ榮華ヲ極ムルニ
比スレハ如何ソヤ金モ一ルヲ輝シテアラビヤ馬ニ鞭ツテ大道
ヲ叱咤スル將軍モ肥馬ヲ驅テ輕車ヲ軌シテ丸ノ内ニ出入スル
大臣モ其榮譽ト富トハ之ヲ商人ニ比較シテ果シテ如何ソヤ
蓋シ商業ハ腕力ノ戰爭ヨリモ劇烈壯快ニシテ且偉大ナリ龐然
タル艦艦モ精悍ナル兵士モ金ナクシテハ無主ノ船無心ノ像ノミ
然ルニ商業ハ則チ金ヲ造リ金ヲ支配ス其ノ勢力ノ至大至重ナ

又常ニ己レガ備使スル所
ノ役夫ヲ教戒セントテ左
ノ語ヲ壁ニ貼付セリト
人タル者ハ決シテ猜疑ノ
心ヲ抱クベカラズ
業務ヲ勵マザレハ資財ヲ
有スル「ヲ得ズ
得ル所ヲ擧ゲテ消費スル
モノハ終ニ袋ヲ頸ニ掛ケ
テ路頭ニ彷徨スルニ至ル
ヘシ

○ミユルレル氏曰ク商賣ノ
經濟ハ一日ニシテ一回轉
ス此ノ故ニ商賣ノ利益ハ
利倍算ノ利子ノコトク農
耕ノ利益ハ普通貸金利子
ノ如シ

ルハ知ルヘキノミ而シテ商人ノ富貴榮華ハ安全ニシテ嫉マレ
ズ温照春日ノ如クニシテ恨マレズ固ヨリ敬畏シテ世上ニ遠サ
ケラレ忿怒嫉妬セラル、万戸侯等ノ及フ所ニ非ラサルナリ人
生ノ最快事トシテ人生ノ自然ニ嗜好スル文明ノ戰爭ヲ爲シテ
千古無双ノ榮華ヲ得バ商業ノ名譽大ナリト謂フヘシ

小膽怯懦ニシテ義俠ノ風ナク万里ノ鵬翼ヲ伸スノ志ナキモノ
ハ固ヨリ快活劇烈ナル商戰場裏ニ馳騁スルノ力ヲ有セズ血ヲ
流シ富ヲ偷ム古風ナル豪傑モ亦今ノ十九世紀ノ社會ニ喜バサ
レズ文明風ノ眞英雄新豪傑ノミ我が商戰場裡ニ入りテ以テ名
譽ナル功名ヲ爲シ得ルノミ咄々何物ノ儒夫愚漢カ敢テ我が商
業ヲ輕蔑スルヤ我が商ヲ賤視スルヤ

◎工業ノ必要ヲ述ブ

抑吾人カ世界ノ邦國ヲ比較シ某國ハ富強ナリ某國ハ貧弱ナリ

○ヨノンブリドリー氏曰ク
 商賈ノ一大目的ハ身ヲ獨
 立セシムルヲ即チ代人ノ
 恩惠ヲ受ケズシテ自ラ生
 活シ益々其權勢ヲ増進ス
 可キニ在リ

○リットン氏曰ク金ノ事ヲ
 決シテ輕忽ニ處辨スルコ
 勿レ金錢ハ品行ナリ

○劉向說苑曰ク人其ノ田ニ
 糞ヲ知テ其心ニ糞ヲ知
 ルナシ

○法華經ニ曰ク小惡ヲ輕シ
 テ以テ殃ヒナシト爲ス勿
 レ水滴微ナリト雖凡漸ク
 ニシテ大器ニ盈ツ

○老子曰ク輕諾ハ必ズ寡信

ナド云フハ其國天產物ノ多少亦幾分ノ于係ナキニ非サレモ專
 ラ其國ノ農工商業ノ盛衰ニ因由スト云フヘシ若シ單ニ天產物
 ノ多寡ヲ以テ國ノ貧富ヲ論センカ英國ノ如キハ其地概子礪确
 ニシテ鐵鑛石炭ノ外天產ニ乏シキハ各人ノ知ル所ナレハ之ヲ
 富國トハ云ヒ得サルヘク之ニ反シテ支那土耳其埃及印度又ハ
 日本ノ如キハ頗ル天產ニ富メルノ國ナレハ之ヲ世界ノ富國ト
 稱スルヲ得ヘキカ如シ然レトモ三尺ノ童子モ如此言ニ甘ンセ
 サルハ何ソヤ國ノ貧富ハ全ク天產物ノ多寡ニアラズシテ主ト
 シテ農工商產業ノ盛衰ニ關スルモノナレハナリ此等ハ現ニ英
 吉利佛蘭西獨逸亞米利加等ノ有様ヲ見テモ知ラルヘシ此故ニ
 日本ヲ以テ將來一富國ト爲サントセハ大ニ農工商ノ業ヲ獎勵
 シテ之ヲ隆盛ナラシメ舊事業ヲ改良スルカ新事業ヲ興起スル
 カ共ニ殖産ノ昌盛ヲ計リテ富強ノ基ヲ啓カサルヘカラス故ニ

ナリ多易ハ必ズ難多ナリ
 ○ペーン氏曰ク勞作ハ身体
 ナ補益シ心神ヲ補益ス勞
 作ハ懶惰ノ惡果ヲ防クモ
 ノナリ

○テイロル氏曰ク上帝萬物
 ナ造リ萬用ニ供ス農ハ以
 テ勞ヲ竭スナ得商ハ以テ
 遠キニ致スナ得工ハ以テ
 巧ヲ致スナ得意情者ハ木
 人ニ似タリ世變ニ應セザ
 レハ世用ヲナサズ又豺狼
 ニ似タリ徒ニ人食ヲ耗シ
 死セバ即チ滅シテ一善ヲ
 遺サス

○白樂天曰ク行路ノ難キハ
 水ニアラス山ニアラス人

天產物ノ多寡ハ未タ以テ一國ノ貧富ヲ判スル標準タラサルノ
 ミナラス世界現今ノ有様ヲ通觀スレハ天產物ニ豐饒ナル地ハ
 却テ人民貧窮ナル實例モアルモノ、如シ然レトモ其貧ナルハ
 全ク人民ノ天產物ニノミ依賴シテ其租生品ヲ利用スルノ好法
 ナ取ラス從テ商業モ盛ンナラサルニヨルモノニシテ天產物豐
 ナレバ却テ其國ハ貧乏ノ地位ニ陥ルモノナリト直ニ斷シ去ル
 ハ固ヨリ誤リナリ一旦人民ニシテ奮勵ノ余只天然物ノ饒多ナ
 ルニ満足セス工業ノ隆盛殖産ノ方法ニ迄熱心ニ考ヘ及シタラ
 シニハ固ヨリ豐饒ナル天然物ト大ニ好都合ナルヘク其國ノ忽
 ニシテ隆盛ニ赴ムカンハ期シテ待ツヘキナリ

今日本現時ノ工業ハ維新以來大ニ進歩シタルヤト問フニ如何
 ナル人モ其度ヲ高メタリトハ思フマシ中ニハ全ク一變シタル
 モノモアリ又大ニ進歩改良シタルモノモアリ又ハ官邊ノ保護

情反覆ノ間ニアリ

○紳瑜曰ク名ヲ成スハ毎ニ窮苦ノ日ニアリ事ヲ敗ルハ多ク得意ノ時ニ因ル

○コブデン氏曰ク一人ノ利益ハ一國ノ利益ト一致シ一國ノ利益ハ萬國ノ利益ト一致ス

○ジャクソン氏曰ク世上財貨ハ耗散スト雖モ後日ノ儉約ニ因リ償フヲ得ベシ今日失フ所ノ光陰ハ誰カ能ク取り得ル者アランヤ

○シセロ氏曰ク世ニハ富メルヨリシテ得タル不幸程不幸ナル者ハアヲズ

ニヨリテ立派ナル有様ヲ爲シ居ルモノモ出来タランカナレトモ之ヲ全國ニ通スレハ東京大阪等二三有名ナル商業市場ヲ除キテハ數十年前ト餘リ異ナラサル様子ニテ或ハ藩制時代ニハ大ニ藩主ノ注意ニヨリテ或ハ産業モ盛大ナリシニ一旦維新政治ノ革命ト共ニ藩制解放藩主其土ヲ去リテ其業ノ跡方モ大ニ憐レハカナクナリタル所モアリ殊ニ近年ノ不景氣續ニテ農民工人ノ慘狀見ルニ忍ヒサル次第ナリ今工業ノ必要ヲ述ブルニ方リ特ニ工業ノ他業ニ比シテ都合ヨキ次第ヲ一言セン
工業ノ特便 農ハ固ヨリ天然物ヲ直ニ摘獲スルカ若クハ土地ヲ耕種シテ穀類其他ノ粗生品ヲ取り社會ノ需要ニ供給スルモノハ一定ノ收穫ヲ得ルニ至リタル上ハ其收穫ノ肥料勞力ヲ増加スル割合ニ増加セス經濟學ニ所謂報酬漸減ノ規則ニ制セラル、モノナリ又時々水難ナキヲ保セス天候ノ不良ナル常年

○程子曰ク學ハ闔室ノ欺カザルヨリ始ム

○韓退之曰ク業ハ勤ムルニ精シク嬉ムニ荒サミ行ヒハ思フニ成リテ隨フニ毀ル

○ヘンリーテーロル氏曰ク人ノ金錢ニ於ル當然ノ道アリ之ヲ得之ヲ貯ヘ之ヲ使用シ之ヲ人ニ與ヘ之ヲ人ニ貸シ之ヲ人ヨリ借り之ヲ死後ニ遺ルニ各々當然ノ道アリヨク之ヲ酌量審裁シテ當然ノ道ニ合フモノヲ完全ノ人ト稱スヘシ

○スマイルス氏曰ク正經ニ

ノ十分ノ一タニ收穫ナキコトアリ風害又時ニ襲ヒ來リ一旦凶歲十分ノ收穫ヲ得ラレサルハ再ヒ來年ヲ俟タサルヘカラス斯殆ント人意ノ範圍外ナル天產物ノ收穫ヲ生計ノ目途トスルハ慥ナルカ如クニシテ却テ不安心ナルモノト云フヘシ
工業盛ナラサレハ商業盛ナラヌニシテ商業ノ隆盛ハ如何ニシテ得ラルヘキカト問ハンニ元來商業トハ某々ノ物品ヲ彼我交換スル現象ナレハ有限ノ農產物中其儘輸出シ得ヘキ物品ノ外總テ工業品ニ依ラサルヘカラス殖産盛ニ起リ新事業續々勃興シ其地ニ余分ノ物品製出セラルレハコソ始メテ商業モ盛ナルヘク一國ノ繁榮モ望マレ得ヘキナリ之ヲ例スレハ商業ト商業トノ關係ハ已ニ本ハ銃器ニシテ工ハ彈丸ナリ銃器ハ如何ニ精巧ナリト雖モ彈丸ナクハ終ニ戰鬥ノ用ニ供スルコト能ハサルカ如シ日本現時ノ外國貿易力甚タ思ハシカラサル

金錢ヲ贏ケ得テ節儉ニ之ヲ用フベキナリ金錢ヲ當然ニモウケ當然ニ用フルハ人ノ品行ノ基ナリ抑金錢ハ人ヲシテ衣食住家中百物ヲ備ヘシムルノミナラス自己ノ体面ヲ存セシメ及ヒ自主自立ヲ保タシムルモノナリ

○コイラ氏曰ク大事ハ自ら治ムルニ在リ

○ロルドベシコン氏曰ク節儉ノ要道ハ少々ノ利ニ意ヲ注ガンヨリハ寧ロ少々ノ費ヲ省クニ如カズ

○セキスヒヤー氏曰ク借ル人トナル勿レ貸ス人トナ

モノハ其原因甚多カルヘケレトモ殖産ノ盛ンナラサル工業ノ起ラサルニ起因スルコト少クニアラサルナリ

其他農業ニハ土地ノ高低山野地味ノ租鬆肥瘠氣候ノ寒暖乾濕等ニモ多ク關係アルモノナレハ陸土ノ上何所ニテモ差支ナシト云フ譯ナラス又商業ハ專ラ運輸ノ便ヲ尊ムモノナレハ道路ノ四通五達ノ地若クハ水利ノ十分ナル所ナラテハ之ヲ盛ニスル望ミナシ農事ニマレ商業ニマレ何レモ其業ヲ盛ニスルニハ甚覺東ナキ天然ノ障礙アリト云フヘシ

今ヤ進ンテ之ヲ工業ニ見ルニ英國ノ木綿布ノ如キ天然其國ヲ圍繞セル濕潤空氣カ其合ヨリ其產品他ニテハ出來得ヘカラサル特別ノ好質ヲ與フルカ若クハ現時支那ニ輸出スル信州産ノ寒天ノ如キ其地方ナラテハ製シ難キ例モ稀レニハ之レアレトモ要スルニ地勢地味氣候等ノ頓着モナク商業ノ如クニ天然ノ

ル勿レ

○荀子曰ク高山ニ登ラザレハ天ノ高ヲ知ラザル也深谷ニ臨マサレハ地ノ厚キヲ知ラサルナリ

○淮南子曰學フ暇ナシト云フ者ハ暇アルモ學フ能ハズ

○徳川家康公曰ク樹根ヲ養ヘハ花ヲ折リ實ヲ取ルノ餘慶ヲ得ヘシ

○ミルトン氏曰ク富ニシテ智仁勇ノ三ヲ缺バカナキノ富ト云フヘシ

○聖徳太子曰ク信ハコレ義ノ本ナリ事信ニアルヘシ其善惡成敗ハ要スルニ信

地位ニモ關係セサルカ如シ只農商カ盛ンニ作り出シタル粗品生ニ再三手ヲ代ヘ法ヲ改メテ其物品益人性ニ好適スル様ニ務ムルト其勞力資本ヲ多ク費サ、ルコトヲ注意スレハ可ナリ

英ノ如キハ前ニモ述フル如ク餘リニ天産ニハ富マサル國ナレトモ産業甚盛ンニ從テ世界商業ノ中心ト呼ハルレハ一見甚ダケシカラヌ次第ナレトモ國人ノ氣風モ總テ忍耐力ニ富ミ從テ農業ノミニテハ一國ノ生計立チ難キ所モアリ種々ノ原因ヨリ今日ニテハ工業ノ盛ニナル實ニ筆紙ノ述ヘ得ル所ニアラス一例ヲ擧グルニ米國ノ綿花ハ皆一度英國工業社會ノ手ヲ經テ再度米國若クハ世界各國ニ輸出セラル、ニ至ル數千里ノ大洋ヲ冒險シテ相互ニ運搬スルモ猶米人ニモ利アリ英人ニモ大利アリテ相互ノ間ニ貿易ノ成立スルハ實ニ英國工業社會隆盛ノ結果ニシテ英國ノ商業ハ其根據ヲ昌盛ナル工業ニ土台付クレハ

ニアリ

○楊子法言ニ曰ク大ナ好ソ
デ爲サレハ大モ大ナラ
ズ高キヲ好ンテ爲サレ
ハ高キモ高カラズ

○劉子曰ク智慮ハ禍福ノ門
戸ナリ動靜ハ利害ノ樞機
ナリ

○スマイルス氏曰ク人生ノ
戰闘ハ多クハ峻阻ナル處
ニ於テス而シテ戰ハスシ
テ勝利ヲ得ルハ得ルト雖
モ榮名アル可ラズ

○シイツバア一氏曰ク人只
一箇強猛ノ精神ト一箇正
經ノ目的トヲ以テ何事ヲ
モ成シ得ヘシ

永久益其盛大ヲ極ムルニ至ルヘシ

然ラハ一國ヲ富マスハ工業程都合キモノソナシ殊ニ日本ノ
如キ天産物多キ國ニアリテハ其殖産方法當テ得レハ實ニ開タ
口ニ牡丹餅トモ云フヘキ遺利ヲ拾フノ余地猶多カラシ試ニ一
例ヲ掲ケン

竹藪ニ林立スル天産一竿ノ竹ハ其價甚低クシ去レトモ之ヲ伐
リテ數ケノ杖トナサハ其價前ヨリ貴カラシ再ヒ磨キ上ケ三度
彫刻ヲ加ヘナハ更ニ貴キコト幾等ノ上ニ登ルヘク猶其上ニ色
澤ヲ加ヘタランニハ其價ハ實ニ甚高キモノニシテ其造リ具合
體裁等何トモ實用的ニ而モ高尚ナル優美的ノ有様ヲ備ヘタラ
ソニハ其業ハ忽チ一國ノ商業トシテ他國ニモ輸出シ得ルニ至
ラン此レトテモ其原ヲ尋ヌレハ只一ケノ青竹タルニ過キスシ
テ元價ト其出來上リタル品ニ比シテ何十分ノ一ニモ過キサル

○荀子曰ク千載ヲ見ント欲

セバ則チ今日ヲ審セヨ億
萬ヲ知ラント欲セバ則チ
一二ヲ審セヨ

○ラウリンズ曰ク金ヲ金ト
シテハ一日ノ欠乏ヲ瀆ス
一ナク又ターノ目的ニ報
ルコトナシ之ヲ食フ可ラ
ズ之ヲ飲ム可ラズ之ヲ衣
ル可ラズ

○ヒウム曰ク金ハ商賣ノ車
ニアラズタゞ車ヲシテ轉
シ易カラシムル油ナリト
○時ハ金ナリ一分一秒モ空
過スヘカラズ

○流行ノ衣服ヲ着ルコトヲ
競フハ身代限ノ先觸レナ

ヘシ

然ルニ從來本邦ノ輸出品ヲ閱ミスレハ天産物粗生品多ク否ラ
サルモ猶再三ノ手ヲ加ヘタランニハ一層可ナランカト思フモ
ノ多シ此等ハ固ヨリ先ツ農業ヲ始メ工業ノ方法其宜キヲ得サ
ル上ハ止ムヲ得サルノ現象ナレトモ兎ニ角ニ之ヲ精製シタラ
ソニハ今日數倍ノ利ヲ得ラルヘク甚惜ムヘキコト、云フヘシ
工業ノ盛衰如何ハ實ニ一國貧富ノ分ル、原因ナルコトハ以上述
ヘタルカ如シ今少シク思想ヲ覃メテ日用必須ノ器械ハ如何ニ
シテ作ラン吾人坐右ノ道具ハ如何ニセハ允調法ニナリ得ルカ
ヲ見テ工業ト一己人トノ關係ヲ觀察セハ更ニ工業振起ノ必要
ヲ悟リ得ヘシ

衣服ト云ヒ家屋ト云ヒ器物ト云ヒ一モ工業ニ依ラサルモノア
ラス世代次第ニ移リテ人智漸ク進ミ歐米風ノ衣服ハ封建虛飾

- 信義ヲ固クセサレハ永ク家産ヲ保ツコト能ハズ
- 富百万圓ヲ重テモ一圓ノ身代ノ時ヲ忘ル勿レ
- 無益ノ事ニハ決シテ財盡ノ口ヲ開ク可カラス
- 家産ハ一厘一毛ヲ忽視スルヨリ破ル、モノト知レ
- 吝嗇家ト譏ラル、チ恐レテ無益ノ場合ニ金ヲ費スナ
- 節儉ヲ守ランヨリハ寧ロ奢侈ノ心ヲ禁セヨ
- 他人ニ依頼スル心アルハ家産ヲ亡ボスノ劔ナリ
- 馬車ニ乗ラル、身代ナラ

的ノ長袖ヲ襲ヒ蝸蝸的ノ茅屋ハ變シテ石造煉瓦ノ高台トナリ生計ノ度漸ク高ムルニ及ンテハ本邦固有ノ良工業ハ益々之ヲ改良擴張シテ内國ノ需要ヲ充タスハ勿論外國輸出等モ企ツヘク未ダ有ラサルモノニシテ而モ大必要ナルモノ、序ヲ遂ヒ機ヲ見テ早晚之ヲ興起セサルヘカラス若シ世人ニシテ此点ニ注意ナク一切之ヲ外國ニ仰キ展トシテ顧ミスンハ其不便急速ノ間ニ合ハサルヘシ若シ非常ニ日用必須ナル物品ナド澤山仰キタランニハ單ニ其點ノミヨリモ大ニ外人ニ世話ニナルカ如キノ様子トナリテ兎角一國ノ威勢擴張ニハ不都合ナルヘシ

又今日ノ戰爭ハ人ノ頭數ニ由テ勝敗ヲ決スル一人格闘ノ有様ナラテ智力金力ノ戰爭即チ文明器械ノ競争ナルコトハ諸君ノ知ラル、所爲ニ國稅ノ四分ノ一若クハ五分ノ一ヲ軍費ニ投シテ銃砲軍艦ノ製造ニ狂奔スルハ萬國何所モ同シ状態ナリ

- ハ人力車ニ乗レ
- 遊興ヲ勸ムル人ニハ決シテ實際スヘカラス
- 望ヲ得タリトモ喜ブ可カラス
- 已レノ嫌フ所ヲ先ニシ己レ好ム所ヲ後ニセヨ
- 富タリトモ妾ヲ蓄フベカラス
- 禍ハ總テ酒ト色ヨリ來ル
- 滋養ニモナラサル美食ヲ貪ルコトナカレ
- 山師ニハ一圓ノ金モ貸ス勿レ已ヲ得サレバ之ヲ與ヨ
- 古諺曰ク遠方ヨリ照ラス日ニ近ツクハ已レヲ燒ク

現時日本ニテモ軍備ノ擴張ハ目下ノ急務ト爲リ兵器ノ製造ハ日一日ニ其繁チ加ヘ銃砲ノ改鑄軍艦ノ新製砲台ノ建築之ニ費ス年々三四百万圓乃至五六百万圓内ニハ歐米ニ非レハ製シ得ヘカラスルモノモアラシヨシ製シ得ルトスルモ近々數年ニテハ其技術ヲ學ビ得ヘカラスルコト或ハ其他種々ナル天然人爲ノ防碍モアラシナレトモ今少ク工業ノ進歩シ或ハ工人ノ増加シタランニハ今日外國ニ需要スル總費ノ四分ノ一乃至三分ノ一ハ少クトモ日本國自身ニテ供給シ得ヘケン

之ヲ平等一般ニ云ヘハ外國貿易ハ實ニ天然ノ長所ヲ相互ニ交換スルモノナレハ其國ニテ爲シ得ヘカラスルコト強テ擴張モ亦目ニ見ヘテ大ナルヘキモ兵器ノ如キ軍艦ノ如キ何レモ金額ハ巨大ニシテ何タル功態モ直接ニ人民ニ及フヘキモノニアラス故ニ予ハ若シ或國ニシテ大ニ外國買上軍器ナドノ如キ不生

- 晋書ニ曰ク器大ナル者ハ小道ヲ以テ治ム可ラス勢重キ者ハ競争ヲ以テ擾ス可ラズ
- 西諺ニ曰ク時ノアル時ニ時ヲ得ヨ
- 又曰ク詐偽ノ和睦ハ公然ノ戰鬪ヨリ危シ
- 又曰ク膽略アルモノハ刀杖ニ依頼セズ
- 又曰ク黄金種ナシ獨リ勤儉ノ大家ニ生ス
- 又曰ク猶豫ハ人間ノ盜人ナリ
- 又曰ク權力ナケレハ尊敬ナシ
- 又曰ク如何ナル同胞モ十

産用器械ヲ買入レンニハ其國ノ財政ハ餘リ好都合ニモアラサルヘシト信シテ疑ハサルナリ
 其他兵器ノ如キハ一旦開戦ノ際大ニ巨額ノ必要若クハ大至急ニ入用ナル場合アラシモノ之ヲ他國ノミニ仰キ居タランニハ大ニ不都合ヲ感スルコトアラン殊ニ日本ノ如キ遠敷千乃至万里ノ波濤ヲ超ヘテ歐米大陸ニ如此物品ヲ仰キ居ル國ニシテ若シ万一ノ都合ニテ外交上ノ折合悪ク兵器ヲ常々供給シタル國ト干戈ヲ交フルノ不運ニ到着シ兵器ノ尤必要ナル際其供給全ク絶ヘタランニハ其不便如何ソヤ之ヲ財政上ヨリ見ルモ兵略上ヨリ考フルモ完全ナル一國タラン者ハ自國ニ於テ軍器ヲ用意シ得ルノ資格ヲ有スル様平生心掛ケンコト最大要務ナリト云フヘシ
 然レトモ一國ノ貨銀ニシテ甚高クシテ或工業ヲ爲サンコトハ

- 錢銀貨一枚ニ如カズ
- 楠正成曰ク智慧ハ研カサレバ大智出ツルコトナシ
- 貝原益軒曰ク輕キモノハ固カラズ意ル者ハ進マズ
- 太田元貞曰ク勉強スレハ遊蕩ノ行ヒナシ
- 呂坤曰ク心意忽ナラサレバ遺志ナシ
- 蕭子曰ク常ニナシテ置カズ常ニ行ヒテ休マザル者ニハ及ヒガタシ
- 荀仲舒曰ク事ヲ爲スハ勉強ニアリ
- 尹子曰ク巧ナルハ其人ノ勉強ニアリ
- 程子曰ク學ノ進マサルハ

全ク割ニ合ハサルカ若クハ其人民カ全ク工業ノ伎倆ナキカ人民ハ各其業ヲ尤適當ヲ得テ又新業ヲ企テ或ハ舊業ニモセヨ之ヲ改良擴張スル程ノ人員ナカラシニハ假令如何ニ工業ニ付テ喋々スルモ實際ノ事情之ヲ諒ルサ、レハ致シ方ナカラシ
 然ラハ日本ニハ新ニ工業ニ從事スルノ人ナキカ曰ク否予ガ見テ以テスレバ其人蓋シ少ナカラサルヘシ今從來農工商ニ從事シタル人ハ今日猶其従前ノ業ニ由テ相當ノ地位ヲ占メ居ルモノトスルモ士族ナル封建時代ノ遺種族ハ大概無職ノ人或ハ無職ト云フ程ナラストモ今日立派ナル定業ナキ人甚タ多カラシ
 明治十九年一月一日調査ニヨレハ其人員百九十四万八千二百八十三人アリト其内老少女子ヲ除クモ猶僅ニ三四十万ノ丁壯者ハアルヘク此等ハ多ク其業ナキニ苦ムルナラン現ニ予カ今迄交際シタル士族ハ皆曰ク今ハ昔シト事變ハリ戸位素餐ノ

- 志ノ勵マザルニヨレリ
- 慎思録ニ曰ク志アルモノハ日ノ短キヲ惜ム
- 精勤ハ衆人ノ良樂ナリ
- 邵子曰ク天下ノ目ヲ以テ目トナセバ其目見サル所ナシ天下ノ耳ヲ以テ耳トセバ其耳聞カサル所ナシ
- 倪瓚ニ曰ク勞苦ヲタノシニ事業ヲ營メバ衣食カナラズ餘リアリ
- 呂氏春秋ニ曰ク壯年ニシテ怠レバ時期ヲ失フ
- 大和俗訓ニ曰ク幼ヨリツトメ學ブニヒマヲ惜ムベシ
- 初學知要ニ曰ク人勤ムレ

時ハ去テ人々生計ニ汲々トシテ皆自計ノ道ヲ求ムヘキ秋ナレハ正當ニ利ヲ得ラル、事業ナランニハ何事ヲモ爲スヘシ農タリ商タリ固ヨリ好ム所只如何ンセン田地ナク資本ナク工業ノ一事僅ニ生命ヲ繋クヘケレトモ兎角地方ニハ仕事ナク事業ヲ求ムルノ人十ニシテ事業其者ハ僅ニ一ナルカ如シ云々ト之ニ由テ推察スルモ又今日下等勞力者即チ車夫ノ如キモノガ非常ニ増加スルヲ見テモ日本ノ勞働者ニ乏シカラサルハ實ニ明白ナル事實ニシテ資本家事業家ノ之ヲ甘ク利用セシハ又今日チ措テ他ニアラザルナリ

已ニ仕事ヲ爲ス人ノ夥ナルヲナレハ賃銀ノ低廉ナルハ自然ノ結果ニシテ之ヲ外國ニ比スレハ四分一若クハ五分一ナルヘシ故ニ或物品器械ニシテ多ク人工ヲ要シ製造賃銀ノ多ク入用ナルモノナランニハ日本ナドニテ之ヲ作クレハ大ニ安上リナル

- 百事ナリテ百福イタル
- 家道訓ニ曰ク身ノ業ヲ能ク勤ムル人ハ必ラズ富ム
- 家内用心集ニ曰ク一生ノ賢ハ勤メニアリ
- 家語ニ曰ク強メズンバ達セズ勞セズンバ功ナシ
- 人幸ヲ得ントナラハ事ヲ勉メヨ
- 邵康節曰ク時ハ得カタク失イヤスシ
- 雜之推曰ク人身得ガタミ空シク過クルナカレ
- 貝原益軒曰ク此身再タビ生レズ空シク一日ナスコスベカラス
- 同氏曰ク萬事苦勞セザレ

ヘク要スルニ生産費ノ一部ナル賃銀ノ少キヲナレハツマリ其物品ハ廉ナルヘシ故ニ外國ト同等ノ物品ヲ造リ出シ得サルモ賃銀廉ニシテ價安ケレハ或ハ買フ人モ多クラン何ニ致セ事業家ハ宜ク此多數ノ手アキ人間安キ賃銀ヲ利用シテ思々ノ製造業殖産ヲ企テラレンコソ一國ノ經濟ヨリモ望マシク又人民ニ業ヲ得セシメテ大ニ平穩ナルヘク物産起リテ稅源肥ヘ猶事業ヲ企テタル一人ノ利益モ少クニアラサルヘシ企業家ノ奮發工業ノ獎勵ニハ今日コソ實ニ一時千金ノ春宵ナリト云フヘシ

論シ去リ論シ來リテ已ニ數業ニ亘リ一國ノ貧富ハ工業ノ盛衰如何ニアル、工業ハ尤企テ易キコト殊ニ日本國ノ如キ新二世界ニ仲間入シテ衣食住ノ改良ニ着手セントス所ニハ工業ノ發達進歩尤必要ニシテ軍器ノ如キハ如何ニカシテ若干ノ製造ヲハ自國ニテモ爲サ、ルヘカラサル、無職ノ人多クハ工夫ニハ

ハ功業ナラズ
 ○人十タビ之ヲ能クスレバ
 己レ之ヲ千タビセヨ
 ○倪正文ニ曰ク勞苦ヲ樂シ
 ミ本業ヲ營メバ衣食必ズ
 餘リアリ
 ○省心雅言ニ曰ク少シテ勞
 ニ服スレハ老ヒテ必ラズ
 安逸

○儒門語要ニ曰ク勉強ハ不
 足ナリト思フヨリ生シ不
 勉強ハ足レリト思フヨリ
 生ズ
 ○朝ハ早ク起キテ事ヲツト
 ムベシ古語ニ一日ノ計ハ
 朝ニアリト云ヘリ
 ○大俗訓ニ曰ク萬ノ事始メ

不足アルマツキコト又從テ貨銀ハ非常ニ安クシテ企業家ノ仕
 事ヲ始ムルニハ大ニ都合好マシカルヘキヲ等ヲ陳ヘ畧々論シ
 盡クシタレハ先ツ是ニテ看客諸君ノ一体ヲ求メ其詳細ニ至テ
 ハ後日再ヒ論スル所アルヘシ

◎生糸貿易論

本邦生糸海外ニ輸出スルモノ年々逐テ増進シ輸出品中第一等
 ノ地位ヲ占ムルコトハ今更言ヲ俟タスト雖眼ヲ轉シテ該業者ノ
 財是ニ依テ増減スルコトノ如何ヲ顧ミレハ敢テ著シキ有財者ヲ
 見ルコト能ハス却テ破産者又ハ損失者ノ多キヲ見ル故ニ世人往
 々疑團ヲ懷クモノアリ然レニ該業ニ於テ其利益ヲ増進スル能
 ハサルハ實際ニ當サニ然ルヘキノ理由アルモノニシテ決シテ
 怪ムヘキモノニアラサルナリ唯タ夫レ其所以ノ全体ヲ論究セ
 ント欲スルハ必ス既往數十年間ノ實況ヲ詳悉シ生糸貿易歴

ニ苦勞セズシテ怠レバ後
 ニ功成ラズシテ樂シミナ
 シ
 ○家語ニ曰ク少クシテ學ハ
 ザレハ長シテ能ナシ
 ○大和俗訓ニ曰ク少ナキト
 キニヒマナ惜ミテ學問ヲ
 勤ムヘシ誠ニ一生ノ寶ト
 ナルモノナリ
 ○言志老至錄ニ曰ク曉ニハ
 早ク起キンコトヲ要シ夜
 ルハ熟睡センコトヲ要ス
 ○慎思錄ニ曰ク專一ナラザ
 レハ則チ直チニ遂グルコ
 ト能ハズ
 ○大和俗訓ニ曰ク怠レハ驗
 ナクシテ進マズ

史ヲ陳述シ其理勢ヲ推シテ以テ現今ノ事實ヲ證明シ併セテ將
 來ニ論及スルニアラサレハ全ク其事實ヲ盡スコトヲ得ス然レバ
 ラス社會ノ事物一トシテ表裏アラサルモノナキヲ以テ過去現
 在未來ノ三者ト共ニ其表面ニ顯出スルモノト裏面ニ隱沒スル
 モノトノ二者ヲ併論セサルトキハ亦大ニ其實際ヲ誤ルコトア
 リ然レバ第一既往ノ實況ヲ詳論スルカ如キハ事長談ニ涉リ却
 テ看者ノ倦意ヲ招クノ恐レアルノミナラス畢竟本論ノ要旨ヲ
 ル彼ノ生糸貿易家及製糸者ニ於テ從前幾多ノ利益ヲ得ルコト能
 ハサルノ事情論明スルヲ以テ目的トスルモノナレハ彼ノ生糸
 貿易歴史ノ如キハ簡略之ヲ簡畧ニ叙シ單ニ現今ノ實況ト將來
 ノ方案ヲ論定シテ以テ本論ヲ終ルヘシ讀者希クハ其疎漏ヲ咎
 ムルコト勿レ

第一 既往概況

- 慎思錄ニ曰ク業ヲツトムル者ハ怠惰ヲ以テ時ヲ失ハズ
- 韓昌黎集ニ曰ク業ハ勤ムルニ精シク嬉ムニ荒マン
- 家道訓ニ曰ク身ノ業ヲ能ク勤ムル人ハ必ズ富ム
- 孔子曰ク幼ニシテ能ク學ヲ勉メズ老ヒテ教ナキハ吾之ヲ耻ズ
- 紳瑜曰ク暇アルヲ待テテ書ヲ讀マハ終ニ書ヲ讀ムノトキナシ
- 大和俗訓ニ曰ク萬ノ事初メニ怠レハ後ニ功ナシ學問ヲナスモ猶亦然リトス

今ヲ去ルコト十數年以前ニアリテハ金融ノ道未タ全國一般ニ行キ亘ラス所謂野蠻ノ風習ヲ脱セサルカ故ニ生糸輸出ノ如キモ僅ニ地方商人及ヒ製造人ノミニテ是ヲ橫濱ニ持込ミ彼ノ賣込問屋ナルモノニ托シテ之ヲ賣却シ賣ルレハ代金ヲ得賣レサレハ代金ヲ得ヌ恰モ田舎間ニ行ハル、市場ノ稍々大ナルモノニ異ナラサルノ組織ナリシ故ニ多クハ製糸人等之ヲ地元ニテ商人ニ賣放シ其商人ハ橫濱ナル問屋ニ托シ時價ニ任セテ外商人ニ賣却シ品ト金トハ何時モ現場ニテ交換スルカ如キモノニテ生糸前金貸ノ類ハ勿論爲替貸金ノ便利モナク從テ其頃ニハ生糸ノ貿易極テ安泰ニシテ格別ノ危險ナク却テ相當ノ利益ヲ得ルモノアリ然ルニ現今ニ至リテハ之レニ關スル諸器械即チ電信鐵道郵便銀行ノ如キ至便ノ利器ヲ以テ從前ノ組織チ一變シ之カ貿易ヲ活潑ナラシメタルハ論ヲ俟タス然レモ之ハ是レ

- 藤原政忠曰ク空シク光陰ヲ過ゴス者ハ神ノ怒ニアフ
- 太田元貞曰ク勉強ヲ主トシテ怠惰ヲイマシメヨ
- 室直清曰ク學問ハ勉強ヲ要トス唯急ニシテ切迫ナルヲ畏ル
- 蕪仲舒曰ク勉強シテ學問スレハ聞見博フシテ智益々明ラカナリ
- 同氏曰ク勉強シテ道ヲ行ヘハ徳日ニ起リテ大ニ功アリ
- 卜部兼好曰ク人不才ナリト雖トモ業ノ成否ハ勤ト惰トニアリ

表面ノ變化ニシテ裏面ニ在リテハ實際ニ之ヲ利用スル人々ノ智力ト資力トハ未タ此器械ト相伴フコトヲ得ス即チ地方製造上ノ組織及開市場ノ慣習等ハ依然トシテ十數年前ノ往時ニ異ナラス其狀恰モ船体ノ組織ト風帆ノカト相應セサルモノ、如シ是レ損害ヲ來タス一ノ大原因ナリ加之別表ニ示スカ如ク明治九年ノ生絲騰貴及明治十三四年紙幣ノ下落近クハ十九年ノ騰貴ノ爲メニ該業者ナシテ常ニ投機ノ念ヲ懷カシメ獨リ商業者ノミナラス一般ノ生糸家ニ至ルマテ幾分カ投機ノ念ヲ含ミ遂ニ蠶糸業上ニ附帶スル一ケノ慣習ヲ養生スルニ至レリ之レ該業者ノ損害ヲ來タス二原因ナリ此二大原因アルカ故ニ偶マ器械製造ノ完全ニシテ製額ノ已定セルモノアルモ一般ノ風潮ニ制セラレテ止ムヲ得ヌ高貴ナル原蚕ヲ購入セサルヘカテサルノ場合ニ陥リ終ニ當業者ナシテ非常ノ損失ヲ蒙ラシムルニ

- 伊藤仁齋曰ク儉以テ身ヲ保ツヘシ
- 無益ノ事爲スヘカラス
- 上杉鷹山公曰ク人ハ分ニ安スルヲ第一トス
- 朱子曰ク事儉ナレバ則チ失アルコトナシ
- 童蒙須知ニ曰ク飲食ハ必ス節スヘシ
- 同上飽ヲ求ムルコトナカレ
- 同上味ヲ食ルコトナカレ
- 家道訓ニ曰ク家ヲ保ツノ道ハ勤ト儉トニアリ
- 撫育草ニ曰ク食物衣類ナドニコノミヲナスベカラス驕リノモトヒトナル事

至ル今其實況ヲ左ニ明示スヘシ

第二 現今

生糸貿易ハ左ノ六者ヨリ成立スルモノトス

- 第一 桑園業
- 第二 養蠶業
- 第三 製糸業
- 第四 地方商人
- 第五 賣込商人
- 第六 諸銀行

右ノ内ニテ或ハ一二ヲ併セ又ハ彼は二三乃至數項ヲ兼ヌルモノナキニアラスト雖モ之ヲ類別スレハ實際左ノ六種ニ洩レス然レモ桑園業ハ從來本邦農家ノ常業ニ屬シ特ニ多額ノ資本ヲ要スル者ニ非ス若シ之ヲ要スルコト有トスルモ第六ノ銀行者ハ容易ニ之ニ向テ莫大ノ金融ヲ圖ルモノニ非サルヲ以テ自然資本力相當ノ業ヲ營ミ投機ノ境界ヲ去ルコト極メテ遠クシテ巨多ノ損害ヲ蒙ルコトナク却テ三四五業者ノ無識ニシテ投機心アリ

- アリ
- 司馬溫公曰ク儉ナレバ欲スリナシ
- 樞密漫筆ニ曰ク一粒ノ米一寸ノ紙モ大切ニスヘシ
- 明太祖曰ク珠玉タカラニアラズ節儉コレタカラナリ
- 石田興長曰ク奢リハ長シ易シ慎ムヘシ
- 王照素曰ク身ヲ養フ道慾スクナキヨリ善キハナシ
- 太田元貞曰ク節儉ノ心ハ身ヲ存ス
- 徳川光國曰ク物ハ九分ニセヨ十分ハコボルト知ルヘシ

ルカ爲メニ意外ノ利益ヲ得タルモノアリ又第二業者ハ畧ボ第一業ト同一ノ事情ニシテ殊ニ近年ハ事業上ノ研究大ニ進歩セルト共ニ豐凶ノ恐レヲ減シ年々應分ノ利益ヲ得ルノミナラス之ヲ他ノ農産物米麥ノ如キニ比較スルハ最モ多額ノ利益ヲ取ムヘキカ故ニ養蠶業ノ發達年一年ヨリ大ナルハ元ヨリ勢ノ免レサルトコロナリ次ニ第三業ハ前ニ陳述スルカ如ク彼ノ明治九年以來時々顯出スルトコロノ高價ヲ目的トシ或ハ改良法ノ熱度ニ沸起シテ猥リニ多額ノ製出ヲナサント勤ムルカ故ニ勢ヒ資本ノ欠乏ヲ感シ彼レニ訴ヘ是レニ依頼シ種々ノ手段ヲ盡シテ以テ資金ノ融通ヲ計リ苟モ餘金アレハ原繭ヲ競買シ生糸ヲ製出セント欲スルヲ以テ不知不識原繭ノ價ヲ騰貴セシメ尙且ツ諸種ノ費用ヲ増シテ終ニ該製品ノ生糸費ヲ高價ナラシムルニ至ル且ツ其素念タルヤ漫ニ高價ヲ目的トスル者ナルカ

- 吳泳輪曰ク已レテ約スルニハ恭儉ヲ以テスヘシ
- 太田元貞曰ク約ノ一字ハ人ノ要ナリ
- 太田元貞曰ク節儉ノ心ハ常ニ身ヲ安シ家ヲ保ツ
- 紀德氏曰ク篤實質素ナルハ富榮ノ本
- 續讀書錄ニ曰ク節儉朴素ハ人ノ美德ナリ奢侈華麗ハ人ノ大惡ナリ
- 翰悔ニ曰ク富メルトキニ儉セザレバ貧シキトキニ悔キ
- 習是編ニ曰ク儉ハ鄙吝堪ヘサルニ非ズ只是レ入ルヲハカリテ出タスコトナ

故ニ製造家ノ腦中一ニ金融ト高價トノ二點ニアリ從テ第四第五或ハ連絡シ或ハ第六業者ハ直接ニ第三業者ノ金融ヲ圖リ益々生系ノ高價ヲ促シ以テ第三業者ニ對スル最上ノ得策トナシ左ノ如キ事情ヲ生スルニ至ル

第一 生系ヲ高價ナラシムルノ事情

第五者ノ第三者乃至第四者ニ向テ生系ノ相場ヲ報告スルヤ勉メテ高價ヲ報道シ尙ホ時トシテハ僅量ノ荷物ヲ高價ニ賣込ミ第三四業者等ノ歡心ヲ買ヒ以テ自己ノ商賣ヲ繁盛ナラシメント欲スル故ニ其影響ハ忽チ全國數千萬個ノ糸價ヲシテ悉トク高價ナラシムルニ至ル

第二 金融ノ便ヲ圖ルノ事情

第三業者ノ歡心ヲ得ンカ爲ニ種々ノ約定ニ依リ金錢ヲ前貸シ又ハ爲替受ノ歩合ヲ寬ニシ或ハ荷物ノ檢査ヲ寬ニシ甚タシキ

- 爲スナリ
- 多ク財ヲ聚メテ人ノ貧苦ヲ救ハザレハ必ズ其失フニ至ル
- 利得ヲ思ハシヨリハ寧ロ費ヲ省クヘシ
- 浪費ハ總ノ如シ家財ト身トヲ磨滅スルモノナリ
- 貨幣ハ之ヲ匣底ニ腐ラス可ラズ常ニ之ヲ運轉スベシ
- 家産ハ預物トナシ巳ノ物ト思フ勿レ
- 酒食ノ友ヲ近ツク可カラズ
- 資牌ハ得難ク身代限ノ牌ハ貼ヤスシ

ハ利子ヲ低減シ手数料ヲ減少スル等其他萬般ノ細事ニ至ルマテ百方計畫一トシテ無資本者ノ歡心ヲ求ムルノ手段ニ出テサルモノナシ

論者或ハ言ハシ此等ハ獨リ生系貿易ニ止ラス商業上普通ノ慣習ニシテ同業者中ノ競争ハ却テ製産者ノ公益ヲ増進スルモノナリ若シ又之レカ爲メニ多少ノ損害ヲ蒙ルモノアルモ皆是レ自業自得ニシテ已レテ害シテ他人ヲ益スル者ニ外ナラサルナリト夫レ然リ豈ニ夫レ然ランヤ蓋シ此等ノ所爲タル所謂目前ノ細利ニ眩惑シテ却テ遠大ノ弊害ヲ醸シ又第三業ヲ補ケント欲シテ却テ之ヲ陷ルモノニシテ決シテ已チ損シ他ヲ益スルモノニアラス何トナレハ其由テ起ル處ノ原因ハ畢竟價物ノ變動ハ必ラス高低ノ二途アリト云ヘル全体ノ道理ヲ忘レテ專ラ投機ト思想ニ基キ漫ニ高價ノ一端ニ偏スルモノナレハナリ如

- 如何ニ廉ナリトモ無用ノ品ハ高價ノモノナリ
- 玩弄物ハ金ヲ失ヒ又志ヲ失フ本ナリ
- 金儲チ誇ル心ノ生スル時ハ即チ失ハントスルノ時ナリ
- 破産ハ憂所ノ隅ヨリ起ル
- 金錢ハ他人ナリ金權ト女房トハ人ニ貸ス勿レ
- 喉元過ギテ熱ヲ忘ル、トキハ始メノ困苦再ビ來ル
- 禍ナキ時禍ヲ慮レハツイニ禍ナカル可シ
- 怠惰ノ煩悩ハ惡魔ノ仕事場ナリ
- 勉強ハ幸福ノ右手ニシテ

斯ク同業者中ニシテ一二此思想ヲ起スモノアルトキハ爲メニ一般ノ競争ヲ喚起シ彼レ利子ヲ減スレハ我レノ相場上ニ低價ヲ報スヘク前貸ヲ競ヒ荷受ケヲ争ヒ知ラス第三者ヲシテ終ニ邪道ニ眩惑セシメ詰リ糸價ヲ騰貴ナラシムル而已ナラス其影響忽チ原繭ニ波及シテ蓋シ糸價ヲ高カラシメ弊害百出終ニ全國ノ製糸ヲシテ販路ニ苦ムノ結果ヲ拿來スルニ至ル勿論買手ノ氣勢盛ンニシテ相場ノ高低ニ頓着セサル場合ニテモ當業者尙且ツ收利ノ見込ナキニアラス雖モ之ニ反シ糸價低落ノ際ニアリテハ之ヲ賣ラントスルモ爲換金ノ利子アリ又口錢ノ不足アリ旁々賣放シ兼スルトコロモアリ且ツハ前貸金又ハ爲換金返入ノ如何ヲ考量シ諸種ノ障礙常ニ賣込屋ノ腦裏ニ徘徊シテ或ハ荷主ニ向テ郵便電信ノ往復ヲナシ或ハ手ヲ拱キテ前年來ノ高價ヲ想起シ夢ニ迷ヒ空ニ畫キテ躊躇送巡スルノ間時已

- 節儉ハ其左手ナリ
- 今日ノ一時ハ明日ノ二時ニ價値ス
- 賭博ト女ト酒トハ笑ノ内ニ人ヲ擯フ
- 報酬ノ爲メニ呈スル勤務ハ價少シ
- 繁榮ハ動スレハ浮華ト宿ヲ同フス
- 主人ノ一眼ハ僕ノ四眼ヨリモ多ク見ユ
- 谷ニ止マルモノハ小岳ヲ超ユルヲ得ズ
- 汝ノ運ビ得ルヨリ多クヲ以テ走ル勿レ
- 物ハ昇ルヨリモ降ル方ガ速カナリ

ニ失ヒ機已ニ去リ復タ敢テ爲ス可ラス加フルニ荷物ハ次第ニ市場ニ増額シ相場下落モ亦日一日ヨリ甚シク遂ニ第三業者ヲシテ産ヲ破リ家ヲ失フノ不幸ニ陥ラシメ併セテ第五業者ヲシテ其禍ヲ共ニセシムルニ至ル豈ニ當然ノ理勢ニアラスヤ

第三 將來

上來陳述スルカ如ク彼ノ第一第二業者ハ近來民間ノ經濟困憊セルト共ニ自然農産物收利ノ割合ヲ比較シテ聊カニテモ收益ノ多キモノヲ撰フニ至リタルヲ以テ若シ桑園養蠶業ニシテ果シテ現時ノ如ク他ノ農業ヨリ利益アルトキハ將來第一二業者ノ益々増加スヘキハ期シテ俟ツヘキノ常勢ニシテ本邦蠶糸ノ輸出非常ノ巨額ヲ見ルニ至ルハ當サニ數年ヲ出テサルヘシ果シテ然ラハ此蠶糸ヲシテ高價ナラシメテ販路ノ圓滑ヲ圖ルハ主トシテ市場ノ弊風ヲ一掃シ成往キ相場ニ任セテ何時之

- 我が爲メニ賢コカラサルモ賢キ人ニアラズ
- 要テ朋友ノ中ニアランヨリハ寧ロ自カラ孤居スルニ如カズ
- 人ハ物食フガタメニ生活スルニ非ズ生活スルガ爲メニ物食フナリ
- 唯ダ善ナル勿レ或ル事ニ向テ善ナルベシ
- ブラツクス氏曰ク失敗スレハ屈セズ進ミ往キテ止マサル人ハ吾カ望ノ深ク属スル所ナリ一試ミテ功ヲ成シ浮泛シテ定テサル人ニ勝ルコト遠シ
- 西諺曰ク燧石モ打サレハ

ナ賣却スルモ毫モ損失ヲ蒙ルコトナク彼ノ前貸金或ハ爲替金ノ爲ニ束縛セラレテ市況ノ動靜ト共ニ自由活潑ニ運動ナシ能ハス隨テ販路ノ閉塞ヲ來タシ荷物ノ積累ヲ生スルノ不策ニ至ルナカラシキ勉ムルニアリ今前論旨ニ基キ左ニ其方法ノ一二ヲ舉示シ以テ當業者ノ參考ニ供スヘシ

第一 第三業者ハ多額製造ノ思想ヲ斷念シ以テ自己乃至組合想應ノ資本ヲ運用シテ敢テ他人ノ資本ニ依頼セス左ノ四項ニ注目シテ時價ノ成往キヲ以テ販賣スルノ方法ニ依ルヘキコト

第一項 外國織屋ノ需要ヲ探究シテ之ニ應スルモノヲ製出スルコト

第二項 品ノ上下ニ拘ラス可成品位ヲ整一ニシ且多數ナト口ニ纏メテ見本品又ハ一口ノ内ニ於テ甲乙異類ナカラ

- 火光ヲ發セス
- 淮南子曰ク首ヲ畏レ尾ヲ畏ル身凡ソ幾ハクアル
- 西諺曰ク懶惰ノ人自カラ其患難ヲ醸生ス
- 又曰ク失望ハ勤勉ノ刃ヲ鈍ス
- 又曰ク學科ハ經驗ノ餘ニ始ム
- ボイブ氏曰ク人生ノ航海ニ於テハ道理之ガ羅針盤タリ情慾之ガ大風タリ
- ゴイテ氏曰ク國家ノ最モ有用ナル人ハ誰ゾ勇健ニシテ不屈ナル者歟
- 又曰ク時ニ取テ必要ナル者ハ時其者自カラ之ヲ作

シムルコト

第三項 繭繭ノ買入ハ糸價高低ノ原素ナレハ幾分ノ注意ヲ加ヘ又ハ方法ヲ設ケ希クハ時價ニ基カスシテ即チ前表ニ示ス所ノ最低點ヲ標準トシ何時最低點ノ市況ニ至ルモ決シテ損害ヲ蒙ラサルノ豫防ヲナシ以テ其買入ヲナスカ然ラサレハ養蠶家ト連絡シテ其利害ヲ共ニスルカ詰リ最低點ニ眼ヲ止ムルコト

第四項 前金ヲ借用シ又ハ爲替金ノ割合ヲ多額ナラシムルハ所謂多額製造ヲナスニ便ナルヘシト雖モ彼ノ多額製造ナルモノハ糸價上騰ノ際ニ利益ニシテ低落ノ際ニ損害多キモノナレハ寧ロ利益ハ時ノ價格ニ任セ平常ハ唯ダ損害ヲ豫防スルノ一方ヲ勉メ以テ營業ノ安全ヲ圖リ隨テ繭糸ヲシテ常ニ賣氣ニ向ハシムルノ用意ヲナスヘキコト

リ出ス

◎商業用文熟語

○起語

- 一翰呈上 ○以愚札申入
- 卑札拜呈 ○愚書謹呈
- 前文御免 ○寸楮拜呈
- 以葉書 ○以手紙
- 一書拜呈 ○短書拜呈
- 一筆啓上 ○寸翰呈上
- 一楮拜呈 ○尺書恐呈
- 益々御盛榮 ○爾御清榮
- 彌々御安康 ○略筆御免
- 益々御機嫌克 ○乍畧儀
- 幸便ニ任セ ○爾御精勵
- 飛札ヲ以テ ○謹上
- 拜白 ○申上
- 肅白 ○恐呈

第二 第四業者ナルモノハ第五業者ニ對シテハ第三業者ト
 同一ノ事情ヲ有シ又第三業者ニ對シテハ第五業者ニ同シキ
 モノアルヲ以テ別ニ之ヲ細論セス第三業者及第五業者ニ附
 シテ之ヲ觀察スヘキナリ

第三 第五業者ニ於テハ主トシテ數年間市場ノ實況ヲ詳カ
 ニシ尙且該商品ノ性質ヲ精査シ以テ將來ノ方向ヲ定ムルヲ
 要ス蓋シ彼ノ關系ナルモノハ元ヨリ普通ノ日用品ニアラス
 シテ却テ贅澤品ニ近キモノナルカ故ニ第一世界各國政治上
 ノ關係第二世界和戰ニ途ノ關係第三世界經濟上ノ關係其他
 世界百般ノ事項ニ影響セラル、コト他ノ日用品ニ比スレハ
 頗ル大ニシテ勢ヒ投機商ヲ呼起スノ性質ヲ免レサルノ事情
 アリテ頗ル危險ノ商品ナルコトハ商業者ノ一日モ忘却スヘカ
 ラサル要點ナリ故ニ將來ノ販路ヲ圓滑ニシテ苟モ自己ノ營

業ヲ安全ナラシメント欲セハ左ノ三項ヲ目的トセサルヘカ
 ラス

- 第一 可成丈ケ地方ノ糸價ヲシテ徒ラニ騰貴ナラシメサ
 ルノ方案ヲ主要トシ彼ノ競争ノ爲メニ目下相場ノ報告及
 賣込方ノ才畧ニ於テ其高價ヲ示スカ如キ弊習ヲ一洗シ彼
 ノ爲替受ケノ如キモ萬一最下低ノ相場ニ際スルコトアルモ
 之ヲ賣却シテ手数料乃至利子等ニ不足ヲ生スルカ如キ危
 險ノ所業ヲ斷絶シ金融上ノ關係ヨリシテ販路ヲ障害スル
 カ如キ等ノ失策ヲ豫防スヘキコト
- 第二 第一項ノ如クニシテ可成丈ケ地方ノ製造人即チ第
 三業者乃至第四業者ヲシテ資本獨立ノ地位ニ在ラシメ貧
 弱無資本ノ者ニハ容易ニ本業ニ從事スルコトヲ得サラシム
 ヘシ然ルルハ自然ニ製糸ノ改良モ出來且其營業ヲシテ安

- 略啓 ○拜答
- 拜復 ○貴翰
- 尊墨 ○尊書拜讀
- 華墨披見 ○貴書謹閱
- 御書拜見 ○尊讀拜展
- 芳翰拜閱 ○雲箋
- 華翰 ○玉書
- 玉札 ○芳書
- 華箋 ○朶雲
- 御貼披見 ○御紙面拜承
- 誦承 ○拜讀
- 御書翰 ○御箋
- 薰書 ○拜覽
- 拜見仕候 ○持接
- 接手 ○肅披
- 奉讀 ○展閱
- 披閱

○結語

- 恐懼
- 草々
- 不具
- 再拜
- 不盡
- 敬白
- 誠白
- 敬陳
- 叩首
- 不次
- 不乙
- 擱筆
- 不倫
- 以上
- 拜酬
- 不既
- 謹言
- 頓首
- 恐懼
- 不陳
- 拜白
- 再具
- 九拜
- 肅白
- 拜伏
- 不一
- 不委
- 不宜
- 勿々
- 已上
- 拜答

全ナラシムルヲ得ヘシ

第三 本業手數料ノ外更ニ利足上ノ收利ヲ圖ルモノナキニ非ラスト雖ヒ之カ爲ニ不知不識多額ノ荷物ヲ引入ルノ思想ヲ強クシ却テ本條第一項ニ陳述スルカ如キ諸種ノ弊害ヲ醸成ス宜シク注意スヘキノ要點ナリ

第四 次キニ第六業者ハ近來大ニ濫系四一般ノ公益ヲ補ケ苟モ三万個ニ垂ントスル生系ヲシテ橫濱港ニ滞留セシムルノカアル者ハ獨リ本業者ノ功力ニ由リテナリ然リト雖願ミテ濫系貿易ニ及ホス影響ヲ考フルニ亦一利一害ノ之ニ伴フ者ナキニ非ズ蓋シ間接直接ヲ問ハス第三第四第五業ヲシテ大ニ金融ノ便利ヲ以テ猥リニ多額販賣又ハ多製ノ慾念ヲ増加セシメ無資本者ヲシテ製造又ハ販賣ヲ競ヒ已ニ前五業者ノ項ニ於テ陳述セシカ如ク地方商人及製系家ノ歡心ヲ得ン

○脇附

- 梧下
- 王榻下
- 親披
- 研北
- 尊下
- 梧右
- 台下
- 平安
- 至急
- 乞貴酬
- 貴披
- 任幸便
- 御報
- 御返事
- 商用
- 拜酬
- 侍史
- 親展
- 執事
- 御中
- 玉案下
- 座右
- 机下
- 無事
- 平信
- 乞貴答
- 待何氏
- 待御回答
- 煩貴答
- 平用
- 謹答
- 煩尊展

カ爲メニ第一金融ノ便宜ヲ與ヘテ猥リニ系價ヲ高價ナラシメ第二安利ノ金ヲ利用センカ爲メ益々多額ノ荷物ヲ引入ルノ競争心ヲ強クスル者アリ故ニ本業者ニ於テハ左ノ數項ヲ目的トシ以テ濫系業一般ノ安全ヲ圖ラサル可ラス

第一 凡ソ製系業ニ關スル者ニ向ツテ金融ヲ爲スニハ總テ時價ノ高低ニ不拘仮令ハ別表ニ示ストコロノ最低點ノ價格ニ對シテ何割ノ貸附又ハ爲替ノ便ヲ圖ルヘキコト

第二 濫系業者ニ向テ貸與スル金額ハ銀行者中ニ於テ利子ヲ一定シ其中間ニアルモノヲシテ所謂利違ヒノ利益ヲ得セシメサルヘキコト

第三 成商ノ期節即チ購買入レノ時節ニ當リテハ地方ヨリ如何様ノ要求アルモ之カ爲メニ金融ノ便宜ヲ與ヘス生系ノ市場ニ登ルニ當テ

◎時候語

○春之部

- 孟春 ○初春
- 逐日暖氣相慕 ○春色駘蕩
- 清明ノ候 ○春暖之節
- 暖氣 ○寒梅ノ候
- 春風送暖 ○解氷之節
- 唧鶯之時期 ○春色相催
- 微暄之節 ○餘寒未退
- 陽氣相催 ○温和
- 暖和 ○風威稍温暖
- 花信 ○長閑
- 寒氣稍薄 ○北風猶寒
- 夏之部
- 炎暑之節 ○酷暑之節
- 向暑ノ之候 ○入梅之候
- 梅雨之節 ○黄梅

初メテ金融ノ便ヲ與フルノ目的ヲ定ムル

如斯ナルキハ自然齟齬ノ價格ヲ低落ナラシメ從前ノ有様全ク一變シテ製糸家ハ養蠶家ノ賣氣ヲ待ツテ之レニ應スルノ狀勢ニ傾キ又之ヲ以テ製造シタル生糸ハ至極安歩ノ爲替ニ依リ開港場ニ入ルコト、ナルヘシ果シテ然ラハ爲替金又ハ前貸等金融上ノ爲メニ障礙セラレ賣リ機會ヲ誤リ荷物ヲ積累スルノ憂ヲ免レ海外ノ需用ニ應シテ順次ニ之ヲ販賣スルモ毫モ之力爲メニ損失ヲ蒙ルコトナク其業益々安全ナルニ至ルヘキナリ

以上陳フル所ハ畢竟生糸貿易ノ大勢上ヨリ論究シタルモノナレハ實際一已人ノ上ニ就テハ多少事情ノ異ナルアリテ勢力ト資力トヲ兼有シ年々幾多ノ利益ヲ占ムルモノナキニアラスト雖モ之ハ是レ僅々指ヲ屈スルニ足ラス豈ニ之ヲ以テ生糸ノ全面ヲ見ルコトヲ得ンヤ

結 論

- 霖雨 ○溽暑
- 麥秋之節 ○日益覺暖
- 陰鬱之候 ○酷熱
- 盛暑 ○三伏
- 追々暑氣難耐 ○難凌
- 大暑 ○酷暑
- 浸霖 ○極熱之候
- 大熱 ○熱盛之節
- 秋之部
- 清秋 ○涼氣之候
- 三五之候 ○秋冷之節
- 秋氣相催 ○秋菊開盛之期
- 冷氣相催 ○初秋之節
- 炎暑既退 ○中秋
- 微涼 ○白露
- 好涼 ○清涼
- 初知涼之候 ○寂陰

斯ク論シ來レハ第一本邦一般ノ生糸ヲシテ安價ナラシメ第二當業者ヲシテ其地位ヲ安全ナラシメ以テ伊佛ノ蠶糸ヲ壓倒スルハ實ニ易々タルノ事業ナリト雖モ退イテ現今ノ慣習積年ノ弊風ヲ觀察スレハ到底言フヘクシテ行フヘカラサルノ勢ナキニアラズ蓋シ我當業者ハ智力ト資力ト乏シク加フルニ從前高價ヲ目的トシテ曾テ將來非常ノ低價ニ至ルヘキヲ思ハサルカ故ニ若シ此ノ目的ヲ變換スル能ハサルトキハ正者ヲシテ却テ幸福ヲ失ハシメ邪者ヲシテ却テ一時ノ僥倖ヲ得セシムルノ恐レナキ能ハス故ニ若シ此等ノ恐レヲ減シ當業者ノ目的ヲ達セシメント欲セハ主トシテ市場ノ有様ヲ整理スヘキ一定ノ標準ヲ組織シ前ニ所謂文明ノ諸器械ト相應シテ販賣部ノ改良ヲ計リ第六業者即チ銀行者ヲシテ必ラス投機的ノ思想ヲ去リ安全

- 寥陰 ○霜露之時節
- 時雨 ○秋涼入軒
- 秋濕 ○冷滑之候

○冬之節

- 短日之候 ○極寒之節
- 寒冷相慕 ○嚴寒之候
- 返寒 ○初冬
- 冷氣甚敷 ○微雪
- 寒氣相催 ○風霜日寒
- 酷寒 ○甚寒
- 凜寒 ○殘臘
- 臘月之節 ○玄冬之時期

○禮接語

- 辱知 ○拙者 ○愚子
- 小子 ○拙夫 ○野生
- 迂夫 ○私方 ○陋舍

的ノ金融ヲ圖ラシムルニ如クモノナカルヘシ何ヲカ一定ノ標準ト云フヤ曰ク共同倉庫是ナリ今假リニ倉庫ノ効驗ヲ左ニ陳述スヘシ

横濱港ニ於テ共同倉庫ヲ設クルトキハ生糸市場ノ標準ヲ一定シ左ノ結果ヲ生スルニ至ルヘシ

第一 生糸荷物ノ斤量ヲ一様ナラシムルコト

但シ従前ノ如ク每家各自ニ斤量ヲ改ムルトキハ或ハ均一ナルヲ得サルノ事情アリ

第二 生糸ノ検査ヲ均一ナラシムルコト

但シ従前ノ如クナルトキハ第一項ノ事情ト同シク每家各自ノ見込ニ依リ品質ノ検査價格ノ標準一様ナルヲ得ス

第三 倉庫ノ方法ニ依リテハ賣込上各種ノ弊風ヲ矯正シ故

- 寒屋 ○賤生 ○拙宅
- 迂拙 ○野夫 ○陋夫
- 小人 ○小生 ○僕
- 手前 ○下走 ○弊舍
- 破屋 ○私宅 ○私方
- 劣弟 ○盟弟 ○寒生
- 蓬屋 ○拙門 ○蝸廬
- 愚舍 ○當方 ○野村
- 野街 ○弊郷 ○爰許
- 當府 ○當郡 ○當村
- 當地 ○弊村 ○弊郷
- 弊那 ○野邑 ○下地
- 貴殿 ○學兄 ○貴兄
- 賤地 ○芳兄 ○貴君
- 學士 ○高臺 ○閣下
- 老臺 ○盟兄 ○詞兄
- 賢契 ○明府 ○高明

意ニ時價ヲ高貴ナラシムルカ如キモノヲシテ跡ヲ市場ニ絶タシムルノ具トナルコト

若シ斯如キノ備ヘナルトキハ假令第六業者即銀行者ニ於テ最低點ヲ目的トシ金融ノ便ヲ圖ラントスルモ前項第一及第二ノ斤量又ハ性質等ニ於テ一定ノ標準アラサルカ故ニ當業者ハ矢張り思想的ノ空物ニ依リテ危險ノ業ヲ營ミ前ニ所謂正者ヲ誤リ曲者ヲ利スルカ如キ弊害ヲ再燃シ忽チ世論ヲ招クニ至ルヘシ若シ又該倉庫ニシテ設立セラル、トキハ之ヲ金融上及貿易上ノ標準トナシ彼ノ大銀行即チ日本銀行正金銀行ノ如キモノハ專ラ該倉庫ヲ器械的ニ使用シ主任者ノ検査及正確ナル一様ノ斤量ニ對シ一般ノ金融ヲ圖ルヲ得ヘシ果シテ然ルトキハ彼ノ利子上ノ差異ニ依リ收利ヲ營ムカ如キ些末ノ弊害ノ如キハ恰モ朝霜ノ日光ニ遇フカ如ク一朝消滅シテ糸價ハ何程低落スルモ

- 老兄 ○御自分 ○貴家
- 尊邸 ○御館 ○大廈
- 高閣 ○玉台 ○高居
- 高堂 ○御渾家 ○辱館
- 御閣館 ○華屋 ○清門
- 御社 ○芳地 ○貴社
- 尊地 ○貴樣 ○貴地
- 玉地 ○金地 ○錦地
- 貴地 ○清地 ○尊方
- 貴方 ○貴村 ○貴那
- 貴縣 ○貴鄉 ○貴邑
- 御府 ○御地 ○御縣
- 御町 ○御鄉里 ○御市
- 弊社 ○弊族 ○弊類
- 弊緣 ○痴弟 ○豚兒
- 愚母 ○愚婦 ○愚妻
- 荆妻 ○愚夫 ○痴子

第三第四第五業者ノ安全ヲ保存ス可ハ勿論販路圓滑ニシテ金融亦循環シ隨テ第六業者即チ銀行者ノ安全モ亦之ニ基ク可ハ論ヲ待タス今本論ヲ結フニ當リ左ノ六要點ヲ特書ノ以テ諸君ノ記憶ニ供セントス

- 第一 養蠶ノ増進ハ止ムヘカササルノ勢ヒナルコト
- 第二 各業者一致ノ力ヲ以テ糸價ヲ高貴ナラシメサルヘキコト
- 第三 多額競進ノ目的及他ノ資本ニ依頼スルノ目的ヲ變シテ低價ノ製糸ナシ獨立ノ營業ヲ主トシテ以テ其利益ヲ安全ナラシムヘキコト
- 第四 受ケ荷多額ノ競争ヲ廢シテ糸價低落ノ危險ヲ豫防スルコト
- 第五 糸價ヲ低落ナラシメンニハ金融ヲ嚴肅ニシ數年間ノ

- 小妻 ○令閨 ○令嬖
- 令妹 ○高弟 ○御賢妻
- 御令息 ○荆息 ○野兒
- 野弟 ○貴叔 ○野妻
- 貴夫人 ○御賢息 ○御舍弟

●雜語

- 及延引 ○御宥恕
- 別配達 ○特達
- 專賣 ○御披露
- 御周旋 ○御仲間中
- 出來荷 ○一手捌
- 手廣 ○模造品
- 見本 ○職方
- 紋形 ○澁紙包
- 難出來 ○摸樣帳
- 油紙包 ○差送
- 下畫 ○折柄

實驗ニヨリ最低點ノ糸價ヲ目的トシ各業者之カ便宜ヲ圖リ安全ノ基トナスヘキコト

第六

生糸貿易ハ其價格ノ高低著シキモノナリト雖モ本邦ノ如キ世界ノ市場ニ迂遠ナル位地ニ在リテハ投機心ヲ以テ本業ニ關係スルモ決シテ其利益ヲ全フスヘキモノニアラサルコト

右六項ノ目的ヲ達シ從前ノ弊風ヲ一洗センニハ是非トモ完全ナル倉庫ヲ設立シ以テ生糸貿易ノ基礎トナサルヘカササルナリ

右倉庫ノ基礎ニ依リ大銀行始メ其他ノ各業者互ニ勉メテ以テ其基礎ヲ正確ニシ着實ノ販賣ヲナスニ於テハ其業極メテ安泰ナルヲ以テ自然有識有力ノ人モ亦本業ニ從事シ假令將來ニ至リ本邦ノ蚕糸ヲシテ幾倍ノ増加アラシムルモ決シテ販路ニ苦

- 品手本
- 御吹聴
- 紹介
- 御勞力
- 御手引
- 倉敷
- 引出小切手
- 增加
- 御斡旋
- 小計
- 後來
- 差引勘定
- 落掌
- 下落
- 賣拂濟
- 引締
- 破損
- 遞送方
- 勝手
- 決算
- 合計
- 積荷掛入
- 銀行方
- 日増
- 割引
- 減債
- 仕組
- 以後
- 落手
- 騰貴
- 御拒却
- 領收
- 販路
- 水入

ムノ恐レナキニ至ルヘシ現ニ是迄ノ如キ無規律ナル貿易ニ於テモ清國ヨリ輸出スル生糸ハ伊國及本邦産ノ生糸ニ由リテ若干ノ抑壓ヲ蒙リ米國輸入ノ額ヲ減シタリト云ヘリ今ヨリ進ンデ精良ト均一トナ旨トシ以テ製糸ノ改良ヲ圖リ併セテ販賣部ノ組織ヲ一變スルニ於テハ伊佛ノ生糸ヲ壓倒シテ勝利ノ凱歌ヲ世界ノ生糸市場ニ唱フルモ決シテ至難ノ業ニ非サルナリ豈ニ勉メサルヘケンヤ

附言本邦人ハ常ニ紙幣又ハ銀貨ヲ以テ糸價ヲ見ルモノナリト雖モ其實之ヲ金貨ニ引直ストキハ意外ノ大差アルモノニシテ已ニ明治十四年度ノ如キハ紙幣ニ對スル生糸ノ價ハ壹千〇六十五圓ナルカ如シト雖トモ金貨ニ對シテハ僅カニ五百八十五圓ナリ又當時ノ糸價ハ四百六十餘圓ナルカ如シト雖ヒ金貨ニ對スル價ハ僅カニ三百拾餘圓ニシテ若シ一朝銀

- 端荷
- 相當
- 御考定
- 同商者
- 協議
- 賛成
- 貸附
- 烏金
- 小札
- 両替
- 權衡
- 薄利
- 多少不論
- 片信
- 躊躇
- 本來
- 仲間揉
- 後荷
- 正當
- 御鑑定
- 同業者
- 一致
- 御賞
- 日歩
- 正貨
- 拂底
- 斗量
- 其儘
- 持餘
- 實以
- 曖昧
- 熟望
- 葛藤
- 御配慮

貨回復ノ時機來ルアレハ當時ノ糸價ハ全ク實價三百十餘圓トナルヘシ故ニ本論中最下低ノ價格ト云フカ如キハ即チ金貨ニ對スル價ヲ云フナリ如斯ナルヲ以テ本邦人ハ明治八年及明治十八年ヲ以テ糸價低落ノ極點ト思推スルモノナキニアラスト雖ヒ其實際ニ至テハ本年ノ如キハ未曾有ノ低落ナルヲ知ラサルヘカラス若シ如此キノ大勢ヲ知ラサルトキハ自然利ヲ失フナキニアラス故ニ本論ニ附シテ讀者ノ參考ニ諒ス

◎商賣ノ秘術

商家ニ機轉ノ必要ナルハ今ニ初メヌコトナガテ些少ノコトニモ注意ヲナシ機智ヲ利用スルトキハ頗ル利益ヲ得ルコトアリ茲ニ米國シカゴノ或ル雜貨商店ニ氣ノ利キタル一人ノ番頭アリ一日二名ノ婦人來リ水夫ノ服ヲ見セテヨト望ミタリ畏リヌ

- 仲裁 ○紛議
- 怪シキ ○奇妙ナル
- 辨シ難キ ○不行届
- 御粗末 ○乍不本意
- 爲念 ○痛入
- 辛抱 ○御鶴聲
- 御申傳 ○御言傳
- 御依頼 ○御申出
- 奔走 ○盡力
- 折々 ○其都度
- 便々 ○荏苒
- 近處 ○遠國
- 萬用 ○消息
- 不取締 ○不當
- 不正 ○不實
- 不熱心 ○不温
- 冷淡 ○失敗

ト返答シテ二品三品取り出シテ示シタルニ婦人ハ熟々ト打見
 ヤリ「ハテ是レハ擬物ノ様ナリ眞物ハナキヤ」否奥様是レコ
 ヲハ正眞正銘ノ水夫服ニテ此外ニハ持合セ侍ラズ」婦人同
 士語リ合フ様「スミスノ店ノ品トハ確カ違フ様ナリ」左様彼
 處ノハ決シテ擬ヒ物ニアラズ」番頭ハ是レヲ聞キ最ト鄭重ニ
 「手前共ノ所ニテハ常ニ市場最良ノ品ヲ賣リ申ス覺悟ニテ注
 意意ラズ若シ時ニ見違ヒサ仕出來スコトモナキニハアラス斯
 ル折ニハ品ヲ改ムルニ躊躇致サズ奥様ニモ御持歸リノ上若シ
 擬物ナラバ何卒御持參下サレタシ早速御取換へ申スベシ」去
 ラバ是ヲ買ヒ申サン水夫ノ服ハ洗ヒ褪メノセヌモノナレバ家
 へ歸リ洗ツテ見テ褪メノバ品ヲ又持テ來シ其時屹度他ノ品ト
 取換へ玉へ」开ハノ玉フマテモナシ勿論此品ハ御請合ヒ申セ
 ドモ萬一眞物ナラズバ必ズ他品ヲ進メベシ」斯クテ婦人ハ其

- 破産 ○退居
- 倒産 ○放逐
- 退社 ○退轉
- 無論 ○勿論
- 乱離 ○可及的
- 放蕩 ○無責任
- 無賴 ○入會
- 退會 ○退舍
- 退職 ○欠席
- 休暇 ○日曜
- 出席 ○不參
- 未納 ○不同意
- 不安心 ○不賛成
- 變心 ○變損
- 變文 ○急激
- 不及 ○無遠慮
- 御無沙汰 ○御陳濁

品ヲ購ヒ歸リシガ翌日同店ヨリ左ノ手紙ヲ送り越セリ
 拜啓洵ニ申譯ナキ次第ナガラ昨日御購求下サレ候水夫服ハ
 全ク擬物ニ御座候左様ノ品トハ夢ニモ存シ申サズ差上候へ
 バ……何卒御勘辨被下度奉希望候就テハ御手数敷ナガラ該品
 御戻シ下サレ候ハハ早速眞物ト御引換申スベシ既ニ御着用
 ニ相成候トモ若シ又損所ナド出來致シ候トモ苦シカラズ候
 間御遠慮ナク御持參下サレ度先ツハ右ノ御詫旁此段不取敢
 申上候頓首
 婦人ハ痛ク打驚キ又扱モ正直ナル商店カナ常得意トスルニハ
 斯ル店ヲ措テ外ニヤハアルト自ラモ思ヒ人ニモ吹聴シ廻レリ
 是レゾ即チ同店ノ手段ニテ擬物ト知リツ、賣リ付ケ正直ラシ
 ク手紙ヲ遣リ以テ世間ニ名前ヲ知ラス廣告ノ一方便ナリシト
 ナン

- 惡戯
- 評判
- 批評
- 澤山
- 品多
- 小賣
- 元方
- 送金
- 方便
- 逃隱
- 無據
- 虛傳
- 虛言
- 虛囑
- 奸策
- 目的
- 意匠
- 不品行
- 好評
- 出版
- 夥數
- 夥多
- 御賣
- 買物
- 御爲換
- 言譯
- 不正
- 不振
- 虛說
- 虛禮
- 奸計
- 方圖
- 手段
- 好匠

○荷爲替ノ方法

地方荷主問屋ノ間貸借權義ハ大抵荷替爲ノ方法ヲ利用シテ完結スルヲ常トス即チ地方ノ荷主カ横濱ノ問屋へ生絲ヲ賣込ムモ大概子此方法ニヨリ代價ヲ受取ルナリ今其方法ヲ記述センニ假令ハ或ル荷主カ百個ノ生絲ヲ買入レテ之ヲ横濱ニ出荷スルトセン其百個ノ時ノ相場ニテ三萬七千圓ト假定シテ若シ之ヲ無爲替ニテ出荷スル時ハ商館ニ賣渡濟トナル迄右ノ商品ヲ避バセ置カザルヘカラズ從テ其間三萬七千圓或ノ金融ヲ失フ道理ニシテ爲メニ荷主ハ再買入レノ便利ヲ缺キ或ハ損失ヲ招クコトモアラン故ニ其金融ヲ附ケル爲メ生絲ノ賣込濟トナルヲ待タス其地ノ銀行ニテ爲替ヲ取組ムナリ即チ荷爲替ニシテ其組ミノ手續ハ出荷セントスル前問屋ニ照會シテ其問屋ニ信用アル銀行ニ荷物ヲ持チ往キ或ハ銀行ヨリ出張シテ其絲質ヲ

- 方案
- 相續
- 然者
- 就而者
- 昨今
- 此間
- 先達而
- 大急
- 於今
- 御回送
- 御送附
- 甚ダ
- 如何
- 仰之通
- 來翰
- 來諭
- 來示
- 手續
- 陳者
- 偕又
- 過日
- 疇昔
- 此中
- 蟄日
- 急々
- 目今
- 御承知
- 大ニ
- 困却
- 如仰
- 來書
- 來命
- 來意
- 如命

検査シ荷主ヨリ申シ出シタル時價ト比較シテ銀行ガ正當ト認ムル所ノ時價ノ七掛乃至八掛位ノ金額ヲ借り出シ荷主ハ銀行ニ抵當トシテ渡シ銀行ヨリ更ニ横濱ニ運送スルガ普通ナレトモ若シ荷主ニ對スル銀行ノ信用アル場合ニハ右荷物ヲ直ニ銀行ニ渡シ爲替金ヲ受取ルナリ併シ尙ホ一層立入ッテ申セハ荷主ハ荷爲替ヲ取組ム前一梱ヲ買ヒ一梱ヲ製スレバ随ッテ銀行ハ之ヲ抵當トシテ金ヲ貸出シ之ヲ以テ亦買入レ或ハ製造ニ使用スルガ通常ナレバ荷爲替ヲ取組ムハ荷物ヲ横濱ニ運送スルガ爲メノミニシテ其金ハ前々ヨリ荷主ニ渡リ居ルナリ活潑ノ商業ニハ有ルヘキ事態ト申スヘシ今爲替金ニ對シ荷主ヨリ銀行へ差入ル、證書ノ一例ヲ左ニ示サンニ

荷爲替金ノ證

- 貴命 ○芳命
- 高命 ○示命
- 示諭 ○貴諭
- 尊諭 ○高諭
- 尊旨 ○尊意
- 敕示 ○御示
- 御命 ○御申聞
- 御申越 ○仰越
- 垂示 ○仰聞
- 益御嫌克 ○難避
- 早速 ○御入來
- 御積込 ○御差圖
- 御命令 ○如貴諭
- 如貴命 ○尊命
- 尊仰 ○御多福
- 御繁昌 ○欣賀
- 大悅 ○恐悅

一金何萬何千何百圓
 此爲替荷物
 但何年何月何日ヨリ同何月何日迄
 日數何日迄日數何日間爲替打歩及
 諸掛リ相濟候事

何種生糸何捆

此正量何百何十貫(或ハ何百何十斤)

右今般(何々會社或ハ問屋)へ差送り横濱何町何々店へ宛前
 書ノ送り荷物へ荷爲替取組候ニ付書面ノ金員請取候處實正
 ナリ依之明治何年何月何日限リ荷請主ヨリ右金額返却候上
 引換ニ荷物ヲ荷請主へ御渡可被下候萬一右日限ニ至リ荷請
 主ヨリ返金致兼何日間以上滯延致候上ハ貴行ニ於テ御都合
 次第右荷物御賣拂ノ上元利共御引去可被下若シ不足金有之
 キハ本人及保證人引請ク可キハ勿論其他何様ノ事故有之候
 共右荷物ニ係ハラス速方ニ元利共辨償仕貴行へ一切損耗御
 迷惑相掛申間敷候依テ確證如件

- 恐賀 ○只今
- 目今 ○不振
- 活潑 ○金融
- 上景氣 ○好氣配
- 慥カナル ○實地
- 實際 ○精々
- 御遞送 ○積荷次第
- 不廉 ○不當
- 賣込 ○買出
- 品不足 ○待居
- 屹度 ○嚴敷
- 嚴重 ○當感
- 迷惑 ○氣之毒
- 直段 ○御注文
- 摸樣ニ依リ ○御回答
- 此義 ○固トヨリ
- 元來 ○殆ンド

何縣何郡何町村
 荷主 何 某 印
 保證人 何 某 印
 年月日

何々銀行御中
 右ノ如キ證書ヲ差入レ爲替金ヲ受取り品物ヲ渡セハ之ニ對シ
 銀行ヨリ荷預リ證ヲ渡ス此荷預リ證ト荷物送り狀トヲ荷主ヨ
 リ問屋ニ送レバ荷主ハ其手續キヲ終リシモノナリ扱テ荷物ハ
 横濱ニ到着シテ銀行ニ入荷スレバ問屋ハ入荷ノ通知ヲ受クル
 ト共ニ其日限(證證面ノ日限)内ニ爲替金額ヲ拂ヒ渡シ引換へ
 ニ荷物ヲ請取ルモノニシテ問屋ノ兼テ信用アル荷主ヨリノ荷
 物ナレバ別ニ檢査ヲ爲サトルモ左モナキトキハ其荷物ヲ改メ
 若シ爲替面ノ直打ナシト認メ或ハ不正品ナド雜リ居ル時ハ之
 ナ受ケ拂ハザル故銀行ニテ其始末ヲ附ケザルヲ得ズ依テ銀行

- 然ルニ
- 差扣
- 其れハ
- 瞬間
- 發車
- 投錨
- 着船
- 照會
- 發見
- 過般
- 何分
- 繁劇
- 愈御健勝
- 安泰
- 堅勝
- 壯榮
- 清福
- 被仰聞
- 差押
- 不取敢
- 取揃
- 發船
- 着港
- 問合
- 參考
- 探索
- 何方
- 煩忙
- 倍御安康
- 彌御多祥
- 堅固
- 壯健
- 清榮
- 清勝

ハ爲替ヲ取組ム際充分注意ヲ要スルハ勿論着荷ノ際ハ前以テ荷受問屋ニ照會シテ充分確メ置クナリ以上ノ如ク荷爲替ヲ取組ミ爲替打歩ヲ取ルハ銀行營業ノ一部分ナレドモ銀行營業ノ一部分ナレドモ銀行ニ非ザル或ル他ノ商店ニテ取組ムコトアリ或ハ横濱ノ問屋ヨリ内々ニ豫メ金ヲ送り地方ノ商店ニ爲替ヲ依托スルコトモアリト知ルベシ

◎石灰

凡ソ農業植物ニシテ石灰ヲ含有セザルモノナク其灰分ニハ多少ノ石灰ヲ存在スルヲ見ルベシ實ニ石灰ハ植物生育上必須ノ元素ナルガ如シ然レドモ植物ノ生育ニ於テ石灰ハ如何ナル作用ヲナスヤノ問題ハ未ダ確定セザル所ナルモ石灰ハ植物ノ營養物ヲ類化スルノ際生ズル蠟酸ノ如キ有害酸類或ハ其ノ他酸類ヲ中和スルノ効アルハ疑フベカラザルモノナリ此ノ如ク石

- 安寧
- 勇壯
- 無異消光
- 無別條罷在
- 相替碌々
- 無恙
- 着次第
- 返答次第
- 承知
- 如斯
- 引替
- 委曲
- 面倒
- 不埒
- 可然
- 開店
- 格別
- 平安
- 佳適
- 無事相暮
- 貧家依然不
- 瓦全
- 賣場
- 御覽次第
- 大悅
- 賣込摸樣
- 正金
- 荷造
- 詳細
- 乱暴
- 不屈
- 尤モ
- 商賣方
- 格外

灰ハ植物生育ニ極メテ須要ノモノナレトモ幸ニシテ土地概チ多量ノ石灰ヲ含有シ之ヲ補施スベキノ地少シ通常石灰ハ硫酸或ハ硫酸石灰トシテ地中ニ存セリ
種類 石灰ハ主トシテ石灰石及ビ貝殻ヨリ製ス之ヲ製スルニハ先ツ之ヲ燒キテ粉末ナラシム之ヲ稱シテ生石灰燒石灰或ハ苛性石灰ト云フ若シ之ヲ大氣ニ曝露セハ漸次氣中ノ溫氣ヲ吸収シ水化石灰トナル又中ノ炭酸瓦斯ト化合シテ炭酸石灰トナル其水化石灰及ビ炭酸石灰ヨリ成レル混合物ヲ風化石灰ト云フ通常單ニ石灰ト稱フルモノハ生石灰ノコトニシテ其性苛熱能ク有機物ノ分解ヲ促スモノナリ
性質及ヒ効驗 生石灰ハ極メテ苛熱性ノモノニシテ有機物地上地下ニアトルヲ問ハズ能ク之ヲ分解スルノ力ヲ有ス故ニ有機物ニ富メル濕粘土ニ施セバ地質ヲ輕粗ニシ乾燥ナラシメ地

- 別而
- 特別
- 特トニ
- 念入
- 齋獲
- 無限多少
- 向後ハ
- 何分
- 購求
- 最負
- 乍失禮
- 乍御手敷
- 兼而
- 日來
- 從來
- 御心組
- 御心得迄
- 御營業
- 御取設
- 御取立
- 御引立
- 御取組
- 開店
- 開肆
- 移店
- 改革
- 改悛
- 御轉宅
- 轉住
- 外々ヨリ
- 他家
- 他店ヨリ
- 外人

中ノ温度ヲ高ムヘシ
 石灰ハ諸種ノ酸類ト甚シキ化合力ヲ有シ之ヲ土地ニ施セバ土
 地ノ化學的性狀ヲ一變スヘシ故ニ輕砂ノ地ニ施セバ其地中ニ
 存在セル硅酸礬土ノ硅酸ト化合シテ礬土ヲ游離ス然ルニ礬土
 ハ土地ノ水分等ヲ保持シ可溶解物ノ地底ニ滲過スルヲ防ギ大
 ニ土地ヲ改良スヘシ
 炭酸質物ニ富メル土地ニ施セバ其分解作用ニヨリ又土質ヲ改
 良スルヲ得ヘシ

以上石灰ノ効驗ヲ略言セバ左記四條ノ作用ヲナス

- 第一 植物ノ吸收シ能ハザル有機無機ニ物体ヲシテ吸収シ得ヘキモノニ變ズ
- 第二 植物ノ吸收シ能ハザル有機無機ニ物体ヲシテ吸収シ得ヘキモノニ變ズ
- 第三 化學的變化ニヨリ土地ノ器械的性狀ヲ改良ス
- 第四 植物ニ營養分ヲ給ス

- 立派
- 精細
- 輸出方
- 御輸入
- 落手
- 粗畧
- 度々
- 失策
- 無申譯
- 重々
- 不届
- 懈怠
- 封入
- 罷出
- 巨細
- 營業
- 閉店
- 開業
- 休暇
- 休業
- 放任
- 即時
- 同伴
- 帶携
- 面談
- 拜趨
- 拜眉
- 相働キ
- 相増シ
- 一層
- 員數御改
- 御親默
- 御點檢
- 取纏
- 取急

其他莠草ノ蔓延ヲ防キ害虫ヲ驅除スルノ効アリ

施用方法及ビ注意 石灰ハ極メテ細粉ニシテ重キモノナル故ニ
 地底ニ沈下シ易キ性アルヲ以テ之ヲ施用センニハ地面ニ撒布
 シ置クカ或ハ淺ク土ヲ覆フヘシ種子等ニ生石灰ヲ振掛ル等
 ノコトアレバ爲メニ腐蝕セシムルノ恐ニアリトス又多量ノ苦
 土ヲ含メルモノハ用サザルヲ良シトス前項述ベタルガ如ク石
 灰ハ甚シキ苛熱性ノモノナルヲ以テ地上地中ニ存在セル不可
 溶跡ヲ分解シ作物ノ生育ヲ促シ之ヲ施シタル歲ハ著シク豐作
 ナルベシト雖トモ若シ他ノ適應セル補肥ヲナシ地力ヲ維持セ
 ザレハ喩ヘ肥沃ノ地ト雖トモ終ニハ蕪瘠ナラシムルニ至ル
 シ故ニ連歲同圃ニ石灰ノミヲ施シ連作セハ漸次地力ヲ奪掠シ
 テ救フヘカラザルノ災害ヲ招クニ及フ是レ往々農家ガ目前ノ
 豐作ニ迷ハサレ行フ所ノ過誤ナリ農家タルモノ須ク茲ニ注意